

令和7年 9月定例会

最上町議会会議録

最上町議会事務局

令和 7 年 9 月最上町議会定例会会期及び審議予定表

会期日程（会期 11 日間）

日 次	月	日	曜	開議時刻	摘要
第 1 日	9	9	火	10:00	<input type="radio"/> 開 会 <input type="radio"/> 諸 報 告 <input type="radio"/> 会議録署名議員の指名 <input type="radio"/> 会 期 の 決 定 <input type="radio"/> 請願・陳情書の紹介と委員会付託 <input type="radio"/> 議案の一括上程 <input type="radio"/> 令和 6 年度一般・特別会計決算の一括議題と提案理由の説明 <input type="radio"/> 決算特別委員会の設置及び付託 <input type="radio"/> 一 般 質 問 <input type="radio"/> 常 任 委 員 会
第 2 日	9	10	水	10:00	<input type="radio"/> 議 案 審 議
第 3 日	9	11	木	10:00	<input type="radio"/> 決算特別委員会
第 4 日	9	12	金	13:30	<input type="radio"/> 決算特別委員会
第 5 日	9	13	土		<input type="radio"/> 休 会
第 6 日	9	14	日		<input type="radio"/> 休 会
第 7 日	9	15	月		<input type="radio"/> 休 会
第 8 日	9	16	火	10:00	<input type="radio"/> 決算特別委員会
第 9 日	9	17	水	10:00	<input type="radio"/> 決算特別委員会

第10日	9	18	木		○ 休 会
第11日	9	19	金	13:30	○ 常任委員長報告と採決 ○ 決算特別委員長報告と採決 ○ 追加議案の審議 ○ 議員提出議案の審議 ○ 閉 会

令和 7 年 9 月 9 日 (火) 開会

(第 1 日)

令和7年9月定例会会議録

令和7年9月9日 火曜日 午前10時00分開会

出席議員（9名）

1番	宮本 浩	7番	佐藤 義男
2番	栗林 浩子	8番	山崎 香菜子
3番	尾形 勝雄	9番	佐澤 浩
4番	佐藤 正市	10番	伊藤 一雄
5番	菅 孝		

欠席議員

6番	須貝 康幸
----	-------

出席要求による出席者職氏名

町長	高橋 重美	建設水道課長	奈良寿仁
副町長	伊藤 勝	農林振興課長兼農業委員会事務局長	野口勝世
教育長	笠原 正三	ウエルネスプラザ総括管理監兼最上病院事務長兼介護老人保健施設事務長兼認知症対応型共同生活介護施設事務長	五十嵐 浩一
会計管理者兼会計課長	高橋 浩康	産業振興管理監兼商工観光課長兼エネルギー産業推進室長兼産業振興センター長	板垣 誠弘
総務企画課長	阿部 剛	教育文化課長	板垣 由紀子
政策調整主幹兼危機管理主幹	奥山 浩	こども支援課長兼こども家庭センター長	高橋 喜代美
町民税務課長	吉田 徹	代表監査委員	金田 勝雄
健康福祉課長	菅 智子	農業委員会会长	渡部 浩栄

事務局出席者職氏名

事務局長

金田敏幸

庶務係
(専門員)

齊藤博幸

令和7年9月最上町議会定例会議事日程（第1号）

第1日 令和7年9月9日（火）午前10時00分開議

諸 報 告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定の件

日程第 3 議案の一括上程（同意第2号から認定第9号まで）

（令和6年度一般会計・特別会計決算の一括議題と提案理由の説明）

日程第 4 認定第 1号 令和6年度最上町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 5 認定第 2号 令和6年度最上町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 6 認定第 3号 令和6年度最上町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 7 認定第 4号 令和6年度最上町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 認定第 5号 令和6年度最上町立最上病院事業特別会計収入支出決算の認定について

日程第 9 認定第 6号 令和6年度最上町介護老人保健施設事業特別会計収入支出決算の認定について

日程第 10 認定第 7号 令和6年度最上町水道事業特別会計収入支出決算の認定について

日程第 11 認定第 8号 令和6年度最上町瀬見温泉管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 12 認定第 9号 令和6年度最上町下水道事業特別会計収入支出決算の認定について

（決算特別委員会の設置及び付託）

日程第 13 決算特別委員会の設置及び付託

(一般質問)

日程第14 一般質問

開 議

議長 改めまして、おはようございます。
ただいまの出席議員は9名です。

6番 須貝康幸議員から欠席の届出があります。
定足数に達しておりますので、令和7年9月最上町議会定例会を開会します。
これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

諸報告

議長 報告事項があるので、私から報告します。

6月定例会以降の主なものについて報告をいたします。

6月10日、災害対策本部会議が開かれまして、昨年度の7月25日から26日にかけての豪雨災害に関わる部分で、当町における災害箇所、それから復旧、それから県との連携ということで、大変な忙しい中の災害対策本部であったなというふうに思っております。しかし、そこからさらに今年度、来年度に向けてのしっかりした対応をしていただくことが一番重要なことだというふうに確認をさせていただいております。

6月12日には、最上総合支庁のほうに出向いておりまして、町に関わる部分の道路整備促進ということで要望会がありましたんで、関係者と一緒に出席をしております。

6月18日、県勢懇話会が新庄で開かれましたので出席をしております。

6月20日、奥羽新幹線整備促進に関する同盟会総会がありましたので、出席をいたしております。

6月25日、最上地域の保健医療対策協議会が新庄市で開かれ、出席をしております。医療に関わる部分の関係者が一堂に会しての協議会であります。私も初めて出席をさせてもらいました。本当に大事な部分がそこでお互いに連携取り合うことが大事なことではないかなというふうに思っております。医療分野につきましては、一町村単位で解決できるような状況がなかなか見えない状況でありますので、この地域、県立新庄病院を中心とした医療体制の在り方というのをしっかり協議をしてもらうような段取りをお願いをしております。

6月28日、仙台圏の友の会の総会が仙台で開かれましたんで、副議長と一緒に出席をしております。会員の減少等につきましては、なかなか若い会員さんが入会してもらっていることができないという部分で、悩みは同じような友の会の在り方だというふうに認識しております。できる限り連携を取って、しっかりとサポートしていければなというふうに思っております。

6月30日、広域議会運営協議会、議運が開かれましたので参加をしております。午後からは、最上校振興会総会が開かれ出席しております。今後の運営等については、なかなか先が見えない部分もあるのかなというふうには感じております。しっかりと皆さんと連携を取りながら進めていければと思っております。

7月3日、県議長会の理事会がありましたので出席をいたしております。その後、議長会の要望等について、県議会の田澤議長のほうに出向いて要望活動をいたしております。

7月4日、広域組合関係の話合いという部分で新庄に出向いております。同時にシルバーのリクリエーション大会がありましたので、副議長から出席をしてもらっております。

7月5日、JAの農協まつりが開かれましたので出席をいたしております。

7月7日、石巻・酒田地域間高規格道路整備協議会総会が石巻市で開かれましたんで、町長と一緒に出席をしております。

8日の日には広域組合の臨時会があり出席をしております。新しい消防庁舎における災害用資材の整備促進に関する部分の補正を承認をいたしております。

11日には新庄石巻道路整備促進協議会の総会が新庄市で開かれて出席をしております。今年度の事業計画等について協議をしております。

7月14日、新庄・湯沢地域間の道路整備同盟会の要望会があり、湯沢河川国道事務所に出向いております。

7月24日、県勢懇話会がしんきんホールで開かれ出席をしております。参議院選後の政局展望についての講義をいただいております。

25日には、小国川流域環境整備活性化促進協議会総会が当町で開かれております。関係者と一緒に小国川の魅力、小国川の今後の在り方という部分で協議をいたしております。

7月28日には、知事と町村議会議長会との意見交換会が自治会館で開かれて出席をしております。山形県4ブロックの各地域の問題・課題等について協議をしております。最上地域からは、医師確保対策の推進についてと県立新庄志誠館高校の早期改築整備についてのということでテーマを持って、知事のほうに要望いたしております。

7月29日午前中には、東北中央自動車道の新庄湯沢間の整備促進についての要望会のために最上総合支庁に出向いております。午後からは、加美、大崎、最上の3市町による道路改良促進同盟会の総会が開かれて出席をいたしております。

7月30日、町村議会議長会の意見交換会が自治会館で開かれ、関係者と一緒に出席をしております。町村議会議員の成り手不足、取り巻いている環境等について協議をいたしております。

8月4日、広域議会の全員協議会が開かれて出席をしております。組合の職員

体制の変更等について、規約の変更等についての説明をいただいております。

次の日に町の全協を開きまして、その部分について広域の今後の在り方について意見を交わしております。

8月6日から7日にかけて県議長会の中央要望会が開かれまして、その臨時総会で決議しました各課題についての要望を県選出の国会議員並びに関係箇所に向いて要望をしております。

8月18日、酒田市と石巻市を結ぶみちのくウェストライン道路の早期実現を目指す沿線市町村議会連携会議総会が酒田市で開かれて出席をしております。この会議につきましては、山形・宮城両県の11市町村、沿線市町村の議長、副議長で構成されておりまして、この地域の道路整備の早期整備実現を求めるために、国交省、そして財務省、関係省庁に強く要望活動を行うことを決議しております。

8月21日、22日と、岩手、秋田、山形の町村議長会の合同研修会が東京で開かれておりましたので、局長と一緒に出席をしております。各講演をいただきながら、我々地方に今求められる地方議会の姿、形、それから成り手不足なりのいろんな諸問題の講演をいただいております。

その中で、次の日に県選出の国会議員との懇談会がありましたので、出席をして意見交換会をしております。特に今、私どもの陸羽東線もそうなんですけれども、県内では米坂線と陸羽西線、うちのほうの3路線のJRが止まっているという実態をしっかりと受け止めて、今後の方向性をしっかりとJRと協議をしてもらう、その先導役として国会の先生方に、ぜひお願いしたい旨をお話をさせてもらっております。

8月28日から29日には全国広報研修会が開かれておりますので、広報委員の皆さんと出席をし、研修を深めております。

8月30日には地元の加藤鮎子衆議院議員が町のほうにおいでをいただきました。今止まった状態の陸羽東線の被害状況の視察と同時に今後の陸羽東線の在り方、運営の仕方等について、我々の代表としてしっかりとその思いをJRのほうに交渉していただく旨を確認をさせていただいております。

9月2日には東北中央自動車道の新庄・湯沢間の建設促進のフォーラムが湯沢市で開かれ、出席をしております。

次の日の3日には、石巻新庄高規格道路建設促進期成同盟会の要望会がありまして、仙台の東北地方整備局に町長と一緒に出向いております。石巻新庄道路の早期実現と、それに伴う道路予算の確保について、局長及び関係者に強く要望をいたしております。

以上で報告を終わります。

議長 続きまして、最上町監査委員から、地方自治法第235条の2第1項の規定に

基づき実施した令和7年5月分から令和7年7月分に係る出納検査の結果について、同条第3項の規定により報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

お手元に配付しております資料をご参照願いたいと思います。

なお、詳細については議長室に備えておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

説明員の報告

議長 次に、本定例会に地方自治法第121条の規定により出席された方及び説明員に委任された職員等を報告します。

高橋町長、伊藤副町長、笠原教育長、金田代表監査委員、渡部農業委員会会長、高橋会計管理者兼会計課長、阿部総務企画課長、奥山政策調整主幹兼危機管理主幹、吉田町民税務課長、菅健康福祉課長、奈良建設水道課長、野口農林振興課長兼農業委員会事務局長、五十嵐ウエルネスプラザ総括管理監兼最上病院事務長兼介護老人保健施設事務長兼認知症対応型共同生活介護施設事務長、板垣産業振興管理監兼商工観光課長兼エネルギー産業推進室長兼産業振興センター長、板垣教育文化課長、高橋こども支援課長兼こども家庭センター長。

これで説明員等の報告を終わります。

会議録署名議員の指名

議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において指名します。9番 佐澤浩議員、1番 宮本浩議員の両名を指名します。

会期の決定

議長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月19日までの11日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から9月19日までの11日間に決定し

ました。

なお、会期中の審議予定につきましては、お手元に配付しました予定表のとおりでありますので、よろしくご協力願います。

議案の一括上程

議長　日程第3　議案の一括上程を行います。

同意第2号　最上町教育委員会委員の任命についてから認定第9号　令和6年度最上町下水道事業特別会計収入支出決算の認定についてまでの32件を一括上程します。

令和6年度一般会計・特別会計決算の一括議題と提案理由の説明

議長　令和6年度最上町一般会計及び特別会計決算の一括議題と説明を行います。

日程第4　認定第1号　令和6年度最上町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第12　認定第9号　令和6年度最上町下水道事業特別会計収入支出決算の認定についてまでの9件を一括議題とします。

本件について町長に説明を求めます。

町長　それでは、認定第1号から認定第9号まで、令和6年度の一般会計と4つの特別会計及び4つの公営企業会計の決算についてご説明を申し上げます。

冒頭、私からは令和6年度が最上町にとって、かつてない大豪雨災害に見舞われつつも、議会の皆様はじめ多くの町民の皆様と共に懸命にその復旧に努めた1年間であったことを振り返りながら、この場をお借りいたしまして、そのご理解とご協力に対し深く感謝を申し上げたいと存じます。本当にありがとうございます。

それでは、決算報告に係り、初めに令和6年度決算の全体についてご説明を申し上げます。

一般会計及び4つの特別会計の令和6年度の決算総額につきましては、歳入が106億1,640万9,586円、歳出は101億511万2,428円となりました。前年度の決算額に対し歳入は0.13%の増加、歳出は0.47%の減少となり、全ての会計において収支の均衡を保たれたものであります。

また、4つの公営企業会計の決算総額は、収入が24億1,534万3,193円、支出が25億7,583万101円となり、4つの会計とも資本的収支において赤字となっておりますが、内部留保資金によって補填をされております。

続いては、認定第1号 令和6年度最上町一般会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

令和6年度の町政運営につきましても、町の最上位計画である第5次の最上町総合計画にある目標の1つ目、「『楽しいね』と言えるまちづくり」、2つ目に「『幸せだね』と言えるまちづくり」、3つ目は「『安心だね』と言えるまちづくり」、4つ目は「『豊かだね』と言えるまちづくり」、5つ目は、「『美しいね』と言えるまちづくり」、6つ目に「『住みやすいね』と言えるまちづくり」を目指し取り組んでまいりました。さらには、令和6年度の基本姿勢に「自律と協働、笑顔がつなぐ次代に誇れるまちづくりの推進」を掲げ、重点施策に向き合ってまいりました。

そうした中、繰り返しとなります、昨年7月の第一四半期において、かつてない豪雨災害に当町は見舞われ、復旧復興を最優先としながらも、一歩でも二歩でも当町らしいまちづくりを目指して努力を重ねた令和6年度と言えるものと捉えます。

それでは、一般会計決算の概要からご説明をいたします。

歳入につきましては81億9,044万2,318円で、前年度に対して1.03%の増加となり、歳出につきましては77億9,698万5,717円、前年度に対して0.2%の増加となりました。歳入歳出差引きは3億9,345万6,601円となったところであります。

各施策を支える歳入の状況につきましては、最も大切な町税収入は全体で7億7,391万2円で、前年度より2,922万5,109円の減少を見ております。収納率については、町民税99.96%をはじめ、たばこ税、入湯税が100%と、町税全体でも98.26%と非常に高い収納率となりました。改めて町民の皆様に対して心から感謝を申し上げたいと存じます。

他の主な歳入としては、地方交付税は37億435万6,000円で、前年対比で1億2,635万2,000円の増加となり、今般、豪雨災害に対する特別交付税分が増えたためであります。

国庫支出金については6億8,140万2,482円、前年対比で2,159万8,893円の増加。道の駅整備を終える中、災害復旧に係る国負担によるものであります。

県支出金については4億1,345万6,922円、前年対比で564万4,357円の減少。

寄附金は、ふるさと納税が大幅に伸び、前年対比で1億4,384万6,307円の増加、総額が4億297万207円となり、当町を応援くださる多くの方々に対して改めて厚くお礼を申し上げたいと存じます。

繰入金は、財政調整基金からのものが多く9億630万8,558円。結果しまして、財政調整基金は前年対比で1億3,400万円減少し、期末残高は8億

6, 600万円となっております。減少は豪雨災害への対応によるところが大きいと捉えます。

歳入決算額に占める自主財源の割合は33.9%、国・県等への依存財源割合は66.1%であります。

続いて、歳出の概要につきましては総合計画の柱に沿ってご説明を申し上げます。

目標の一つである、「『楽しいね』と言えるまちづくり」につきましては、子育て大国を掲げながら、子育て世代の経済的支援と触れ合いを通じた子育てを応援するために、家庭保育応援給付金として323万円、令和6年度新規事業として、小学校に上がるお子様の応援に1人当たり3万円、合計123万円を支給。高校生の生活環境の改善に、セミナーハウスの空調の設備設置工事に1,057万2,100円を拠出するなどしております。

目標の2つ目である「『幸せだね』と言えるまちづくり」につきましては、町は大きなホスピタルの理念の下、地域包括ケア体制を構築しながら、生涯健康な暮らしを目指し、もっと元気になる講座を10回開催をし、111名の参加を得ております。各疾病予防に向け、健康診断事業に1,275万6,023円、予防接種事業に2,895万5,068円を支出をしております。

目標の3つ目である「『安心だね』と言えるまちづくり」につきましては、これまで重ねて述べておりますとおり、7月の豪雨災害の復旧復興を一義的に目指して、農林、土木合わせて災害復旧費に2億8,484万53円を拠出をし、令和7年度の現時点においては、農林分野6割、土木分野8割の復旧がなされております。今後とも、一日も早い完全なる復旧復興を目指して、鋭意取り組みを継続してまいりたいと思います。

災害の備えに重要な役割を果たす消防活動においては、9款の消防費、合計2億5,501万8,730円を拠出をしております。

目標の4つ目である「『豊かだね』と言えるまちづくり」につきましては、農業分野において、農地多面的機能支払事業に1億2,431万3,332円、中山間地域等直接支払事業については5,531万7,230円、圃場整備事業に612万5,000円を支出をしております。

商工分野においては、本格的な運営年度を迎えた道の駅事業において1,011万6,264円を支出をし、災害からの復旧後の農林、商工併せて産業振興により一層貢献しているところでございます。

目標の5つ目である「『美しいね』と言えるまちづくり」につきましては、国を挙げて取り組まなければならない脱炭素社会の構築に向けて、当町らしい展開を目指し、ゼロカーボンシティ推進事業に1,365万2,347円を支出、清掃費には最上広域分担金を含め2億5,453万4,672円を支出しながら、持続可能なまちづくりを推し進めてきております。

目標の6つ目である「『住みやすいね』と言えるまちづくり」につきましては、住まいの新築・リフォーム時支援を含めて、住環境整備促進事業を展開をし、1,215万2,000円を支出、UJIターン促進事業に907万9,722円を支出しながら、定住、さらには関係人口を基軸にしながらも、なお一層UJIターンを促進してまいりたいと思います。

以上のような事業展開の下、予算に対する執行率は、歳入で99.12%、歳出が94.36%となりました。

決算に係る財政指標は、いずれも基準内にあります。

また、経常収支比率は91.6%と、前年度より4.9%の改善となりましたが、なお一層の財政健全化に取り組む所存でございます。

次に、認定第2号 令和6年度最上町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

決算額は、歳入が10億2,405万1,864円、歳出は10億1,289万2,826円、歳入歳出差引き額で1,115万9,038円となりました。

国保税収入を見ますと1億9,041万1,212円で、前年度より951万1,010円の減少となりました。収納率は前年度を0.22%下回りましたが、96.88%と、町民の皆様のご理解を得ながら高い収納率を維持をしておるところであります。

次に、認定第3号 令和6年度最上町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

決算額は、歳入が1億3,480万2,264円、歳出は1億3,300万5,111円で、歳入歳出差引き額は179万7,153円となりました。

後期高齢者医療保険料の収入は9,255万3,100円で、収納率は5年連続の100%となっております。

次に、認定第4号 令和6年度最上町介護保険事業特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

決算額は、歳入が12億4,978万6,386円、歳出は11億4,583万9,492円で、歳入歳出差引き額は1億394万6,894円となりました。

介護保険料収入は2億4,101万1,926円で、収納率は前年度を0.11%上回り、99.61%となりました。

次に、認定第5号 令和6年度最上町立最上病院事業特別会計収入支出決算についてご説明を申し上げます。

決算額は、収益的収入が11億6,423万3,729円、支出は11億3,825万6,510円で、収益的収支においては2,597万7,219円の黒字となりました。

資本的収入は、企業債等繰入金によって7, 613万5, 000円、支出は9, 424万723円となり、1, 810万5, 7023円の不足額につきましては留保資金で補填をしたところであります。

一般会計からは5億3, 685万5, 000円を繰入れをしております。

最上病院の利用状況については、外来患者数が延べ人数で前年度より345人減少の2万2, 829人で、入院患者数は前年度より291人減少の1万6, 265人となっております。

病床の利用率は、前年度より1. 1%減少の74. 3%でありました。進む人口減少の状況にあっても、高齢化社会を支える最上病院の果たすべき役割は重要なことに変わりはありませんので、経営の強化プランにのっとり、持続可能性を追求しながら、我が町の医療体制を守っていくべく努力するものであります。

次に、認定第6号 令和6年度最上町介護老人保健施設事業特別会計収入支出決算についてご説明を申し上げます。

決算額は、収益的収入が3億4, 410万4, 594円、支出は3億3, 311万4, 593円で、1, 099万1円の黒字決算となりました。

資本的収入は1, 632万7, 000円、支出は3, 503万9, 630円となり、1, 871万2, 630円の不足額につきましては、留保資金で補填をしたところであります。

一般会計からは8, 504万5, 000円を繰入れをしております。利用状況については、長期・短期利用者の延べ人数が1万7, 838人で、前年度より112人の減少となりました。

続きまして、認定第7号 令和6年度最上町水道事業特別会計収入支出決算についてご説明申し上げます。

決算額は、収益的収入が2億5, 563万250円、支出は2億5, 259万5, 936円で、収益的収支は303万4, 314円の黒字決算となりました。

資本的収支は、収入が9, 181万1, 069円、支出は2億576万2, 179円で、1億1, 390万1, 110円の不足額については留保資金で補填をいたしました。

一般会計からは7, 350万6, 000円を繰入れをしております。

給水戸数については2, 655戸、給水人口は7, 061人で、普及率は人口比で97. 7%となっております。

次に、認定第8号 令和6年度最上町瀬見温泉管理事業特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

決算額については、歳入が1, 732万6, 754円、歳出は1, 638万9, 282円で、歳入歳出差引きは93万7, 471円となりました。7月の豪雨災害による営業被害は甚大でありまして、一般会計から591万5, 000円を繰り入れております。

次に、認定第9号 令和6年度最上町下水道事業特別会計収入支出決算についてご説明を申し上げます。

当企業会計は、令和6年度から農業集落排水事業特別会計と浄化槽事業特別会計を統合しております。

決算額は、収益的収入が3億147万4,351円、支出は2億9,644万6,439円で、収益的収支は502万7,912円の黒字決算となりました。

資本的収支は、収入が1億6,562万7,200円で、支出は2億2,037万4,091円で、5,474万6,891円の不足額については留保資金で補填をいたしました。

一般会計からは1億5,197万6,000円を繰入れをしております。

水洗化の状況を申し上げますと、下水道区域内においての戸数比率で84.9%、農業集落排水区域では同100%、浄化槽事業では同56.1%となっております。

以上、認定第1号から認定第9号まで、令和6年度一般会計並びに各特別会計の決算についての説明を終わります。

最後に、各会計で計画された事業につきましては、前年度からの繰越事業も含めて、ほぼ計画どおりに実施されたものと捉えておるところであります。これもひとえに議会の皆様をはじめ町民の皆様の町政に対する温かいご理解とご支援によるものでありまして、重ねて厚く感謝を申し上げる次第であります。

4つの公営企業会計については6月24日から4日間、一般会計と4つの特別会計については7月8日から7月30日にわたり、また、財政健全化判断比率及び資金不足比率については7月30日に監査委員の審査を受け、別紙のとおり審査結果に基づく意見書を提出いただいたところであります。

詳細につきましては、審議の過程におきましてご説明をいたしますので、よろしくご認定を賜りますようお願いを申し上げます。

ありがとうございました。

決算特別委員会の設置及び付託

議長　日程第13　決算特別委員会の設置及び付託を行います。
お諮りします。

ただいま議題となりました認定第1号から認定第9号までの9件について、議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議題の9件については、議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

ここで、決算特別委員会を開催し、正副委員長を互選するため暫時休憩します。

休憩 10時44分
再開 10時44分

議長 会議を再開します。

決算特別委員会

臨時委員長 委員会条例第9条第2項の規定によりまして、委員長が互選されるまでの間、年長委員であります私が臨時委員長の職務を行います。どうぞよろしくお願ひします。

ただいまの出席委員は9名です。

6番 須貝康幸委員から欠席の届けがあります。

ただいまから決算特別委員会を開会します。

これより、委員会条例第8条第2項の規定により委員長の互選を行います。
お諮りします。

委員長の互選の方法については、指名推選にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

臨時委員長 異議なしと認めます。

したがって、互選の方法は指名推選で行うことに決定しました。
お諮りします。

指名の方法については、臨時委員長が指名することにしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

臨時委員長 異議なしと認めます。

したがって、臨時委員長が指名することに決定しました。
委員長に総務文教常任委員長の菅孝委員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました菅孝委員を委員長とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

臨時委員長

異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会の委員長は菅孝委員と決定しました。

それでは、特別委員長と交代しますので暫時休憩します。

ご協力ありがとうございました。

休 憩 10時47分
再 開 10時47分

決算特別
委員長

ご苦労さまです。

会議を再開いたします。

それでは、改めまして、令和6年度一般会計及び特別会計決算の審査に当たり、決算特別委員長として選任いただきました菅孝です。

よろしくご協力お願ひいたします。

それでは、これより最上町議会委員会条例第8条第2項の規定により、決算特別委員会副委員長の互選を行います。

お諮りします。

副委員長の互選の方法については指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

決算特別
委員長

異議なしと認めます。

したがって、互選の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

指名の方法については、委員長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

決算特別
委員長

異議なしと認めます。

したがって、副委員長の指名の方法は委員長が指名することに決定しました。

決算特別委員会の副委員長に総務文教常任委員会の尾形勝雄委員を指名しま

す。

お諮りします。

ただいま指名しました尾形勝雄副委員長とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

決算特別委員長 異議なしと認めます。
したがって、決算特別委員会の副委員長は尾形勝雄委員と決定しました。
これで本日の決算特別委員会を終了します。
ご協力ありがとうございました。

議長 会議の再開は11時から再開します。

休憩 10時50分
再開 11時01分

議長 会議を再開します。

一般質問

議長 日程第14 一般質問を行います。
質問の順序は通告順に行います。
持ち時間は答弁時間も含め45分以内とします。
質問、答弁に際しましては、ともに最上町議会会議規則第53条並びに最上町議会運用例の規定を遵守し、簡明にされるよう願います。
2番 栗林浩子議員に発言を許します。

2番 栗林 浩子 議員 おはようございます。
町議会議員に就任してから、早いもので2年がたち、任期の折り返し地点となりました。まだまだ力不足を痛感する日々ではございますが、町民の皆様にとって本当に必要なことは何か、それを常に考え活動してまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。
今日、私からは2点の質問をさせていただきます。1点ずつお答えいただきたいと思います。
まずは、若者定住環境づくりと継続的な支援についてを質問いたします。
少子高齢化による人口減少の加速化は、ますます深刻になっていきます。若者定住環境モデルタウンの建て売りのモデル住宅分譲地は既に完売しており、定住促

進住宅、集合住宅のほうになると思いますが、こちらにも多少の入居者の入れ替わりはありますが、大体ほとんど満室になっている状態が続いているのではないでしようか。

町は若者が定住しやすい環境づくりに取り組んでいますが、残念ながら人口増につながる抜本的な対策としての長期的な効果を期待するのは難しいのではないかでしようか。子育ての支援金や給付金は十分なのでしょうか。女性の就労環境、育児支援の課題は町はどう捉えているのでしょうか。男女の家事・育児分担の意識改革もまだ不十分だと感じています。

雇用対策については以前にも質問させていただきましたが、地方には希望する職種や待遇のよい仕事が少なく、町では企業支援、新規就農支援などにも取り組んでいますが、資金的なリスクや手続の煩雑さが壁になっているように思います。また、定住後の継続的な支援が不足しているのではないかと感じます。町外から来た方に対する一時的な支援だけでなく長期ビジョンが必要なのではないでしょうか。

若者定住環境の強化、子育て世代の就労環境問題、子育て支援の拡充、家事・育児分担の意識改革、これは当事者の問題よりも家庭や地域住民の理解が必要と考えております。これらの問題について町はどう捉えていらっしゃいますか。

町長 2番さん、栗林議員の1点目の若者定住環境づくりと継続的な支援についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、若者定住環境の強化についてのご質問ですが、現在、若者定住促進住宅の集合住宅への入居状況は、議員がおっしゃるとおり、ほぼ満室に近い状態を維持をしており、多少の入居者の入れ替わりはありますが、多くの若者世帯に利用をいただいているところでございます。このことは一定の定住促進策が効果を発揮しているあかしと考えます。

ただし、モデル住宅や分譲地が完売している現状を踏まえますと、今後の住宅供給及び環境整備の在り方について、地域のニーズを分析していく必要があると認識をしております。

少子高齢化による人口減少が深刻化する中にあって、特に若者層の定住環境づくりは、町全体にとっても非常に重要な施策であると痛感をしているところでございます。定住環境づくりについては、定住供給面だけでなく、従来の施策の枠組みを超えた複数の分野に基づく長期的・総合的な取り組みが必要であります。

こうした中、当町では現行の住宅施策を推進するとともに、維持するとともに、新たなニーズに対応するため、各省庁において創設されている補助事業等を活用した定住促進空き家活用住宅の新たな整備に向けて、町内の利活用可能な空き家や空き地の掘り起こしと空き家バンクの運用と共に取り組んでおるところでございます。

定住促進住宅の現状はおおむね良好であり、施策の一定の成果が確認できておりますが、人口増加に向けた抜本的な対策として、今後も継続的な努力が求められているところでございます。

次に、子育て世帯の就労環境問題についてもお答えをいたしたいと思います。

地方は都市部に比べ職種の選択肢は少ないものの、都市部では実現できない仕事もたくさんあると捉えております。地方の風土や伝統文化の奥深さに魅力を感じ、それらに根差した仕事をなりわいとしたり、農業に魅力を見いだし就農を希望する者など、地方への移住を考える方も増えてきております。いかにこの最上町の魅力を知ってもらうかが定住や移住促進の鍵であると捉えておりまして、観光振興室や産業振興センターでの情報発信のほか、商工会やふるさと回帰支援センターとの連携も行っております。

また、当町では産業連携の事業や新規開拓事業を考える方への支援として、平成25年度より農觀商工ビジネスチャンス支援事業、そして夢チャレンジ交付金事業などの施策を展開をしておるところであります。本年度採択された2事業を含め、これまで35件の事業が採択され、当町ならではの特產品の開発や独自性のある飲食店の開業など、インターネットの有効活用など様々な新規事業が展開されてきたところであります。

このように、世代や性別を問わず、やる気のある方々に対してのバックアップはもちろんのこと、継続した経営相談にも力を入れておるところでございまして、さらにこの産業振興センターでは、女性の就業や企業キャリアアップに係る県や国の支援事業も発信をしているところであります。

最近では、女性が職場で活躍するために必要なスキルを学べるやまがた女性キャリアアップセミナーや社会人女性のキャリアアップや、女子学生の地元定着意欲の向上を目的に開催をされている交流会「Yamagata Women's Link」の案内なども行っているところでありますし、SNSを活用されている方であれば、産業振興センターの公式アカウントに登録していただくことで、よりタイムリーに情報を取得することが可能ですので、あわせてご紹介をいたしたいと思います。

続いて、子育て支援の拡充についてのご質問でありますけれども、初めに現在当町が実施をしている子育て世帯に対する経済的な支援策を挙げてみますと、出産育児応援給付金をはじめ妊婦支援給付金や家庭保育応援金、小学校入学祝い金や児童手当、さらには保育料の段階的無償化、高校生以下の医療費無償化など多岐に及んでいるところでありますし、この中には国や県の補助事業もありますが、町独自の事業も様々あり、他の自治体と比べても決して劣らない施策であると捉えておるところでございます。

しかしながら、全国的に加速化の進む少子化現象の中で、どの自治体も独自の子育て支援策を多方面に実施をしておりますので、当町における支援策が直接出

生率や子どもの増加に結びつきにくい現状にあることも事実であろうと思います。

子育て支援の内容や充実とは自治体ごとに異なり、人口規模や財政状況によつても、そのサービスの質や量に差が出ると考えます。さらには、住んでいる地域で受けられる支援が均一ではないなどの地域格差が生じているといった課題も多い現状にあると感じております。

こうした課題を受けて、当町といたしましても、冒頭申し上げましたように、経済的支援に加えて育児負担の軽減に向けた様々な支援策を実施をしているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

今後は、今年度設置をしたこども家庭センターを中心として保護者のニーズにしっかりと寄り添い、新たなサービスの開発や地域資源の発掘など、こども家庭センター機能の強化・充実を図り、必要な支援が確実に届くよう、一層の子育て支援策の推進に努めてまいりたいと思います。

最後に、家事・育児分担の意識改革についてのご質問もありました。

当町では、第2次の男女共同参画計画に基づき、家庭、地域での男女共同参画を推進することを重要な柱として捉えておりますので、特に家庭生活においては、夫婦がお互いの人格と人権を尊重し合い、自立を支え合うことを基本理念として、男女が共に家事や育児に積極的に参加できる環境づくりを目指しておるところあります。

具体的な施策としては、家事・育児への意識改革を促進するため、男性の参加を後押しするイベントや教室の開催に力を入れております。例えば料理教室や親子参加型の育児イベントの実施など、夫婦が共に学んで協力するきっかけになる場を設けておるところあります。

また、町民アンケート調査で、女性の家事負担が依然として高い現状が明らかになったことを受けまして、男性の家事や育児参加もさらに推進をし、地域全体での意識改革に取り組む方針であります。

今後もこれらの取り組みを通じて、若い世代を含む全ての町民が安心して暮らし、共に未来を築いていける環境づくりに全力で取り組んでまいりますので、よろしくお願いをいたします。

現在、町は、令和8年度から12年度までの5か年を計画期間とする第5次の総合計画の後期基本計画を策定をしておりまして、この中で議員のご質問にありますように、若者定住環境づくりと子育て支援につきましては、本計画の重要プロジェクトとして位置づけるとともに、町民の皆さんをはじめ関係機関や団体の皆様との連携と協働、そして各課連携による長期的かつ総合的な施策を展開してまいりますので、議員のご理解とご協力を願い申し上げて、まずは答弁とさせていただきます。

ありがとうございます。

番 住宅の環境ということで、今の答弁にもございましたように、空き家の利用と
林 いうのは、やはり私もポイントかなと思っております。ただ、若い人が住もうと
きに、今の現状のまま使えるところというのが空き家というのは、私が見た限り
では、そのままというのはやはり厳しいかなと思う空き家が多いなというのは実
感しております。リフォーム等を考えるというのも、ぜひお願ひしたいところです。

また、このたび発行された広報もがみの8月号のほうで、「最上町に住む」と
いう特集が組まれております。転出された方のアンケート記事等が載っており
ましたことを拝見いたしました。

その転出された方から町にどのようなサポートが必要かという質問では、やは
り1が住宅の支援、それから2が子育て支援、最後が就業支援ということで、や
はりこの3つというのは、実際に最上町に来ようかなと思った方から見ても、や
はりこの3つ、三大問題といいますか、大きな問題があるなというのは本当に実
感して、この広報を読んで、ああ、やはりそうかという感じました。

また、Uターンして実家の家業を継いだ方のお話、また都会から移住された農
業生産法人で憧れの農業を始めたという10代の若者の記事を読ませていただき
ました。この2人は移住定住がうまく進んで、これから未来に向けて最上町で頑
張っていこうという方のご紹介だったと思います。大変いいご紹介だったと思
います。

しかし、結婚などを機に最上町に定住されて、例えば5年、10年、例えばお
子さん、女性の方でしたら、若い方でしたら、お子さんをちょっと産んだりして、少
し一段落ついたぐらいの方へのサポートといいますか、そういう方のご意見
というの町では聞いたことがあるんでしょうか。

実は私、先日、最上町に来て30年以上経った女性の方から話を聞いてほしい
と言われたことがあります。私も実は25年ですかね、最上町に来て、そのぐら
いたったんですけれども、その話を聞いた方からは、いろいろ思うことがある
と。実は何十年たっても移住してきた人間というのは、それなりにいろんなこと
を考えているし、多少なりともストレスというのを抱えているというお話を聞か
せていただきました。

私、そのときに思ったんですけども、私、25年前にこちらに来まして行政
に関わる仕事をさせていただいていたんですが、その中で、ここに来て、「最上
町のことをどういうふうに思われましたか、どんなふうに感じていますか」とい
う意見を尋ねられたことが実はないんですね。「何で来たのか」とか「どうして
知り合ったの」とか、そういうことはたくさん聞かれたんですけども、実は最
上町を外から見た、外から来た人が見てどんなふうに感じるんですかというふう
に尋ねられたことが残念ながらないです。

私、今、移住者のことを考えていただけるなら、移住して数年たった方の意見

って聞くべきではないかなというふうに思うんです。例えば先ほど言った若者定住促進住宅、たしか平成28年ぐらいでしたからね、取り組みまして七、八年たったと。例えば新しい土地を、そちらに引っ越してきた方で土地を購入された方、家を建てた方も、多分5年、6年、たたれたのではないかなと思います。そういう方からのご意見を私はぜひ町では聞いてほしいと思うんです。

成功例とか、よかったですとか、そういうことだけではなくて、できればクレームとか厳しいご意見、そういう厳しい意見こそが今後の若者の定住促進に必要なことだと思うんです。その辺の少し定住してすぐではなくて、5年、10年たった方のご意見を聞いてはいかがかなと思うんですが、いかがでしょうか。

町 長 今、大変きめ細かい、まさしく大事な視点をご指導いただきました。まさしくこれから移住定住、子育て支援も含めて若者の定住も含めて考えたときに、どう町民と向き合うかということが大事で、そして私、これもいつも言う。ただ来てください、来てくださいだけではなかなか駄目だ。そこに私、住宅政策、そして子育て施策がどういうふうになっているんだかということを向き合うということも物すごく大事でありますし、この前、消防でも発信させていただきました。2名の方が最上の魅力を感じて農業をして今頑張っている方もおられるんですね。そのため職場環境、体験交流、これはまず来てくださいの前に、ぜひ交流の施策をするということが最も大事でありますし、子育て大国最上町、私は子育て支援については、ほかの町村に負けないような温かい支援する、何よりも、これも何回もお話ししますように、次の時代の子どもたちの笑顔いっぱいあふれるそういうまちづくりをしようということが私の大きな政治の理念でもありますし、一つひとつ言つていただいた体験をするIターンUターンに向け、そのためには本音で語り合えるそういう話合いの場というのは最も大事であるということは言わるとおりでありますんで、これからもいろんな形で頑張っていきたいと、こんなふうに改めて今言っていただきました。

これをただ言うだけでなく、じゃ、次のステップとしてどうするかということも私は大事なことではないかなというようなことで、繰り返し、そういう意味でも、ただ言うだけでなく、そういうことが一つ一つのセットとして町民に向ける出前講座なんかも町の姿勢として望んでおりますんで、改めて私は若い人たちがいかに最上町の魅力を、それには今日の全協でもお話ししましたように、ただ単にでなくて、この最上町は昔からこんなにすばらしい伝統文化があるんだよ、地域の絆づくりがいろんな、この前も最上祭りのあの大盛況のああいったきっかけもいいよねという形に私はつながるし、この前、日本福祉大学の学生さんが18名が最上町に来て体験をしていただきました。改めて改めて福祉のまちづくりとして、さらに魅力あるまちづくりとしてどうあるべきかということで、いろんな提言もいただく中で、そういう意味での職場体験、体験交流、本音で向

き合う、そこに制度もうまく活用して来ていただく、これがなければ私は大変だなというようなことで、若者定住関係のモデルタウンについても大変好評をいたしております。

さらに、これから移住定住も含めて来ていただくための、あそこの農協の跡地をいかにこの若者定住環境モデルタウンのような形に、地下水を活用して除雪もしなくともいいぐらいのない制度も発信しているわけでありますので、こういったことも含めて、今、農協さんと本音で語り合いながら、これも行政だけではなくて官民連携の運営体制なんかもしたいという形も今進めておりますので、大変話長くなりましたが、一つひとつ、今、栗林議員が言ったことも、大事な課題として取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

2 番 栗 番 林 そうですね、若者定住環境、ぜひ今のスペース、町長のおっしゃられたような場所があつて、もし取り組む方向で考えていただけるなら、ぜひ、さらに広げて、例えば住まいだけではなくて、何が若者の皆さん、定住するにはどんなものが欲しい、こういう施設があったらうれしい、そういうものをぜひ聞いていただきでお願いできればいいなと思います。

定住ということになると、ああいう問題になったときに、他県のことですが、例えば地域おこし協力隊が地域をよくしようと思って積極的に活動すれば活動するほど、残念ながら地域と衝突が発生してしまう、そんな残念な事例というのが一時期問題になったことがございました。それだけ地域住民の皆さんとのコミュニケーションの取り方というのは大変一番難しいかなと、いろんな問題の中でも、かなり難しい問題なのではないかなと思います。

このコミュニケーションの取り方というのも、以前と今と少しづつ少しづつですが変わってきたというように思っています。現在の20代、30代の方たちが、どのように地域との関わりを持っていこうと思っているのか、できれば地域に溶け込んで、今、移住した方も、もともといる方とうまくコミュニケーションが取れたらいいなと思います。

ただ、やはり私が来た頃は、移住者はこの地域のやり方に従っていくのが一番地域に溶け込んでいくコツだよというようなふうに言われたことがあります。確かに地域に溶け込むというのは大変重要なことですし、私も努力というか、自然にやっぱり受け入れてくださる地域があったので、大変すんなり私はうまく、ずうずうしいほうなので割とぐいぐい入っていって、結果的にはうまくいったと自分では思っています。

ただ、それがやはりうまくいけない方とかもいらっしゃると思うので、今の皆さんの考えるコミュニケーション、もともと地域に住んでいる方のコミュニケーション、そういうものの少し差を埋めるようなやっぱりサポート、こういったものをぜひお願ひしたいなと思います。

移住者を支援する町のサポートとして、もがさぽさんという団体さんが移住者の交流会などを開いて、いろいろサポートをしてくださっているということを伺っています。なので、いろいろ移住の初心者の方、中級者の方、また本当に長く住んでいる方、こういった方もいらっしゃるので、そういう方との交流会などができるればいいのではないかなと思います。

最上町、どういうところがいいですかとお尋ねすると、よく町長もおっしゃるのが、自然がすばらしい、人が温かい。本当に魅力的な言葉なんですが、山形県最上郡見て、自然というのは本当にこの辺どこに行っても本当にすばらしいです。そして人はやはり温かいです。もうそれはどこに行っても、どこの地方が冷たい、温かいというのはやっぱりないと思います。日本国内どこに行っても人は温かいなと私は感じています。

その中で、いかに最上町を選んでもらうか。移住希望、地方に移住したいという希望がある方の中で、いかに最上町を選んでもらうか、そういうことをぜひ今後考えていただきたいなと思っております。

すみません、ちょっと時間がないので次の質間に移らせていただきます。

もう一つの質問は、介護サービス業務の適正な給料と報酬について。こちらを質問させていただきます。

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、小規模多機能型居宅介護事業所など、介護施設といつても他ではいろんな介護施設があり、介護に携わるたくさんの方が働いていらっしゃいます。また、社会福祉協議会などが行っている居宅介護支援、訪問介護、それから入浴介護など、介護と一言で言っても様々な業務があると思います。

以前から介護スタッフ不足の問題が度々取り上げられていることは私から言うまでもありません。介護職は身体的にも精神的にも負担が大きい上に人材不足であり、さらに負担が大きく厳しい現場であると感じています。また、ほかの業種に比べ給与水準が低い傾向があり、例えばですが町の職員さんなどとは異なり定期的な昇給は難しいということも聞いています。

先日、社会福祉協議会さんの資料を拝見しまして、介護サービスの収入が大幅に減っており、積立金の取崩などで補填しており、今後の運営がかなり厳しい状況にあるという資料を拝見させていただきました。この状況で介護職の皆さんのが働きに見合う十分な給料・報酬を支払うことができているのでしょうか。

少子高齢化により高齢者世帯が増え、介護施設や介護サービスのニーズはますます増加します。十分なスタッフを確保するには、それ相応の報酬が必要だと思います。社会福祉法人が運営する施設やサービスではありますが、町では介護職の給料や報酬について、どのようにお考えでしょうか、お尋ねします。

町 長 栗林さんの2点目のご質問にお答えをいたします。

介護サービス業務の適正な給料・報酬についてのご質問がありました。

まず、議員ご指摘のとおり、持続可能な介護サービスを提供し続けるためには、介護職員の経済的・社会的な待遇改善は、本町のみならず全国的な喫緊の課題であると認識をしております。介護報酬と呼ばれる介護事業者に支払われる報酬は、介護保険制度に基づいて提供されるサービスの対価として国が定めた単価を基準に設定をされておりまして、利用者は費用の1割から3割を自己負担をし、残りは介護保険の公費や保険料で賄われており、介護報酬は国により原則として3年に一度改定され、社会情勢や財政状況、介護業界の実態に応じて内容が見直されるシステムとなっております。

介護報酬は高齢者に必要なサービスを提供すると同時に、介護事業者の経営を支える役割を果たすものでありますし、高齢化社会において介護サービスの充実を図るために重要な仕組みとなっております。介護職員の賃金向上を通じて人材確保や離職率の低下を図るため、介護職員の待遇改善を目的とした仕組みで介護報酬の中に組み込まれているものが介護職員等待遇改善加算であります。これは介護報酬に上乗せをされる形で支給されるものでありますし、事業所が職員の待遇改善を行い、要件を満たした場合に加算を受け取れるものとなっております。

介護職員等待遇改善加算を受けるためには、事業所が職員の賃金改善計画を策定をし、実際に賃金改善を実施する必要があるものとなっております。加算は、事業所の規模や取り組み内容に応じて異なる率も設定されておりまして、より積極的な取り組みを行う事業所ほど、高い加算を受けられる仕組みとなっております。

町ではこのような制度改革等を介護事業所に周知を図りながら、また加算を受けるための書類作成の相談を受け、介護事業所が待遇改善加算を受けるための支援を行っておるところであります。

高齢化が進む中で、介護報酬等待遇改善制度は介護業界において重要な役割を果たしておりますので、賃金向上や待遇改善に一定の成果を上げている一方で、働き方改革等の労働環境や人材不足の課題は依然として残っていると認識をしております。介護職員の待遇改善に向けては、町だけで問題解決することは困難な状況ですので、国・県との連携を強化しつつ、町内の事業者や職員の皆さんのが安心して働き続けられる環境の整備に努めてまいりたいと思います。

また、県と協調しながら機会を捉えて、国に対してさらなるこの介護職の待遇改善を要望してまいりますので、引き続き介護職員のスキルアップ等の支援を行いながら効果的な施策を模索し、本課題に取り組んでまいりますので、議員ご理解をお願いを申し上げて答弁とさせていただきます。よろしくお願ひします。

- 2 番 番 いろいろな制度、それから報酬に関する決まり、そういうったものがあつての今
栗 林 の状況ではないかなというふうに感じています。

ただ、本当にこのままでいくと、こういった介護サービスをされている団体さん自体の運営といいますか、そういうのがどんどん厳しくなってしまう、また、働いていく方がどんどん減少してしまう、そういうことが懸念されるわけです。何とかこの打開していく方法を国や県からの支援をいただいて、何とか立て直していくというか、運営自体がなくならないような対策を打ついかなければならぬなということは本当に感じています。

そして、この介護サービスとともに、もっと介護にならないぐらい、ならないと言ったら変ですね、例えば自宅で暮らしている方々の自宅のお買物のサポートですとか、あと例えば移動の支援とか、いろいろな問題があるわけなんですけれども、大堀地域のほうで、ご家庭にいる方の日頃の生活のサポートをしていただいている団体さんがありまして、本当に安いお値段でボランティアをしていただいております。このボランティアさんというのが、なかなか集まらないというか、そういうことが大変問題になっておりまして、向町のあるNPO団体さんでも同じようなサービスをしていたんですが、何が問題かかというと、結局そういった働いてくれるスタッフがいないということで、私もそういったサポートをしてくださる方がいないのかなと思って、少し民間のボランティア活動等をされている方にお声がけをしたことがあります。というのは、こういった介護サービスを経験されて退職された方のような方に、今、本当の寝たきりの方ではなくて生活をするのに、少しお一人で暮らしていて、ちょっとサポートが欲しいというような方のボランティア活動をしていただけませんかということを、この介護の経験者の方にお願いしに行つたことがあります。そうしますと、残念ながら、「ああ、私やっていたから少しのサポートならするよ」という返事を私、期待していましたすけれども、残念ながら経験者ほど、「申し訳ないんですけども、私もうできません」というようなお断りの回答をいただく方がほとんどでした。そのくらい、やはりご自分の働いていた仕事というのは大変な仕事だったんだろうなというふうに感じています。

例えば、この介護サービスとか、どのぐらい大変なのかというのは、やはり経験してみないと分からぬと思うんです。例えば町の職員さん、新規の職員さん、いろんな研修を受けられると思うのですが、そういうものの中にこういった介護サービスの研修などを取り入れて、どのくらいこういう介護職というのが大変なのかというのを、短い期間でもいいんですけども経験されるというのはどうかなと思いますけれども、町でそういった取り組み、いかがでしょうか。

町 長 これも大変きめ細かいアイデアを言っていただきまして、ありがとうございます。

ただ、この前、例えばはっぴーバスケットって誕生しましたよね、永井先生からのご寄附を頂いてね。このことによって大勢のボランティア団体が改めて発生

したということですよね、ゆりの会であったりね。

そして、プラス、これも大きな事業にしようという形で今回取り組んでいる子ども食堂、このことについても大堀の地域もそうですし、向町地域も富沢地域、3地域でさせていただいたときに、大勢のボランティアの人たちがたくさん参加をして、おいしいよねという子どもたちと体験をした、このことが食を通して生産者、高齢者も元気になるということです。

いろんな介護報酬的ないろんな加算については制度的なこともございますので、先ほど答弁したように国・県との連携を取りながら、これは当然のこととしてこれからも進めていきますが、改めてどういうふうに私は期待されて生かされているかということの体験をさせることができ、そういったことがボランティアにもつながり、生きがいにもつながるということで、健康の町、福祉のまちづくり、そういったことで笑顔いっぱいあふれるまちづくりという形で進めております。

ただ、課題はあります。今、栗林さんが言ってくれたようないろんな課題もありますけれども、そういう方々に丁寧に向き合いながら、気にしていただく、気づかせてやることも、これから私はまちづくりの最も大事な視点でありますので、高齢化、それは悲観する必要はない。高齢者はまちづくりの財産ですから、光る光齢者と書きましょうというお話ししたところ、子どもたちからは、笑子化、笑顔いっぱいあふれるまちづくりという話も含めて言ってくださいと子どもからも教わりました。

そういうことが、繰り返しになりますが、この前の最上祭りのあの文化にもつながっているし、いろんな地域づくり、子育ての支援も含めて子ども食堂にもつながっているなど。

いろんな課題はありますけれども、そういう気づかせてやるということが、私はこれから自治協働の町民が主役、期待されているんだということが大事でないかなと、こんなふうに思っておりますので、思いは共有させていただきますので、これからもいろんな面でのアドバイス、ご指導をいただく中でお願いしたいと思います。

ありがとうございます。

2
栗

番 番 今、町長の口から子ども食堂という言葉が出まして、私も2か所ほど見学をさせていただいたんですが、地域の皆さんのが協力していただいて大変いい活動だったと思います。

ただ、やはりこの子ども食堂にしても、介護サービスというか生活の見守りにしてもそうなんですけれども、あるこの日というふうに決めたイベント的なものだと、割りと協力してくださる方、多いんですね。例えば子ども食堂もこの日に行いますと言いますと、やはり地域の方がいろいろ協力してくれます。本当に協力はありがたいことです。

ただ、やはり継続的なそのニーズに合わせて活動するようなボランティアを、必要な方に対するボランティアを組織するというのは本当に難しいことです。これ、介護でも子ども食堂でも同じだと思うんです。なので、やはり地域のボランティア、いろんな面でのボランティア活動を積極的にしていただける団体なり人材の確保というのは、これからいろんな面で大変大切ではないかなと思っておりますし、もし、できましたら私も協力したいなと思います。

ちょっと話の方向、少しずれてしましましたが、これで私の質問、終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長 これで、2番 栗林浩子議員の一般質問を終わります。
ここで13時まで休憩します。

休憩 11時44分
再開 13時01分

議長 それでは、休憩前に復し会議を再開します。
引き続き一般質問を行います。
8番 山崎香菜子議員に発言を許します。

8番 山崎 私も、栗林議員と同様、1期目の折り返し地点となりました。まだまだ勉強不足ではございますが。引き続き民間、また女性、そして母親としての視点から頑張ってまいりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、私の一般質問を始めさせていただきます。今回2つの一般質問を用意しております。

まず、1つ目が人口流出を食い止めるための公共交通対策について質問をさせていただきます。質問の答弁者は町長とさせていただきます。

昨年7月の豪雨災害により陸羽東線が運休し、代行バスに切り替わってから1年がたちました。高校や職場へ通う手段、また観光の足として陸羽東線は最上町の重要な交通インフラです。当初から代行バスのみでは利用者への負担が大きいのではないかという懸念がありました。まずは乗車時間が大幅に増えたことが挙げられます。代行バスの快速では最上駅から新庄駅まで45分の乗車時間ですが、通常は70分を要します。列車が走っていた際には35分でしたので、移動時間が倍になっています。

また、ダイヤが下りの9本から8本、上りの9本から6本に減ったことで、高校生は下校や部活の終了時間からの待ち時間が増え、場合によっては保護者の送迎が必要になり負担が増えている状況です。

以上のことから、進学先の高校の選択肢も狭まり、先行きに不安を抱えておられる方が増えている状況で、高校進学に合わせて他地域への転出を検討しているという声も聞かれます。このままでは確実に若年層の人口が減り続け、人口減少は加速し続けるでしょう。

陸羽東線の復旧に向けて尽力されていることは承知しておりますが、少なくとも復旧までの2年間は現在の状況が続くと考えられます。この危機的状況を改善するために、現在行っている地域交通リデザイン事業において、陸羽東線の復旧まで町独自で新庄市までのシャトルバスを走らせることを検討していただけないでしょうか。特にダイヤが空白になっている最上駅発8時台、最上駅発11時から12時台、新庄駅発14時台、16時台、18時台、20時台あたりで需要の声が聞こえています。

また、県立新庄病院等へ通院されている方にとっても移動が大きなハンデとなっていることから、新庄駅のみならず病院を経由するようなルートも併せてご検討ください。

脆弱な交通網のままでは、移住先としても選ばれる可能性は低くなります。交通の利便性が高まれば転出する理由もなくなりますし、免許返納後の安心にもつながるのではないかでしょうか。現在行っている地域交通リデザイン事業の進捗状況と併せて町長のご意見をお伺いいたします。

町 長 8番 山崎議員の1点目のご質問、人口流出を食い止めるための公共交通対策のご質問にお答えをしたいと思います。

今、最も大事な課題の一つの提案をしていただきました。町の交通インフラに関する懸念は重く受け止めておるところでございまして、町内唯一のタクシー事業者の業務終了や陸羽東線の運休により、地域の交通アクセスが著しく制約を受けている現状は、特に高校生、通勤者、通学者、そして観光客の皆様にとっても大きな負担となっていることを十分認識をしているところでございます。

昨年は7月に2度にわたる豪雨災害に見舞われまして、当町において過去にない甚大な災害を受けましたけれども、こうした中、町民の皆さんをはじめ関係機関の皆様、そしてボランティアの皆様など多くの方々よりご支援を賜り、一歩一歩、着実に復旧復興に向け、銳意努力しているところでございます。

陸羽東線の復旧については、JRはもとより国や県等の関係機関をはじめ町民の皆様と連携をしながら、可能な限り早期の運行再開を目指して必要な取り組みを行ってまいりたいと思っているところでございます。

しかしながら、現在の情報に基づくと、JRによる復旧工事は今年9月から着手する予定であることから、もうしばらく時間を見る見通しでありまして、その間の現状維持のみでは、議員も心配されますように地域の人口流出や経済的損失に大きな影響を及ぼすことが懸念される状況にあります。

現在運行している予約制の乗合バス事業も、早いもので本格稼働してから3年が経過しております。指定場所や施設の増加、待合環境の充実、分かりやすい制度の周知など利便性向上に向けた課題解消、さらには運行エリアの再編、車両の更新など、経費削減を考慮した効率のよい運行を目指すべく新たな課題も見えてきているところでございます。

このような状況を踏まえながらも、6月定例会でも述べましたけれども、高齢者をはじめとする町民に寄り添ったサービスを提供することが、まず町として優先すべき課題であると私も考えているところでございます。

この視点を念頭に置きながらも地域交通全体の改革に取り組み、町民ニーズに応える形で改善を進めており、持続可能な地域交通を目指し、地域交通リデザイン事業に取り組んでおるところであります。

現在の進捗状況としましては、6月に町地域公共交通会議を開催をしながら、現在の予約制乗合バスについての現状報告と、地域交通リデザイン事業活用による本町の地域交通を見直すことの説明を、町内区長会代表、老人クラブ代表、学校関係者、関係事業所、国・県関係機関の同席の下で行ったところでございます。

この会議は道路運送法の規定に基づき、町全体の整合性を取りながら、地域における需要に応じた住民生活に必要なバスなど、実情に即した運送サービスの提供に必要となる事項について協議する場となっておるところであります。様々な課題がある中で一つひとつを整理しながら優先度をつけつつ取り組むこと、地域の多様な関係者と協議することの重要性を確認したところであります。

さきに述べたとおり、タクシー事業者が業務を終了したことから、多くの方が自由な移動手段がないことについて大変不安感を持っていることから、その解消に向けた取り組みの検討も加速してまいりました。

7月には、新潟県の村上市の先進地でありますNPO法人おたすけさんぽくに出向き、公共ライドシェア導入に向けて視察を行っております。その後、8月には第5回の地域交通リデザイン推進事業検討委員会を開催をしながら、鉄道や予約制乗合バスなどのそれぞれの長所を踏まえた上で、全体的な地域交通体系の在り方について検討をしてまいりました。

今後の予定としましては、第2回の地域公共交通会議を開催をし、具体的な公共ライドシェアの仕組みづくりについて協議をし、10月には運輸局へ許可の申請を予定をしているところであります。そして、12月から実証実験を開始をしながら、モニタリング調査も導入しながら、本格稼働へ来年の4月に予定をしているところでございます。

今回の公共ライドシェアの導入に向けた検討に当たっては、多様な関係者との連携と協働により、持続可能な地域交通とすることに主眼を置いておりまして、そのため現在予約制乗合バスの運行業務委託をしているNPO法人アルカディア

もがみが地域交通に関する強い危機感と、その解決に向けた意欲を持っていることから、町と連携をしながら共同構築を進めることとして今進めております。

現在検討している公共ライドシェアは、事前に登録や予約をしようとしたけれども、町内を自由に移動できるタクシーのような制度でありまして、鉄道との組合せや予約制乗合バスのない夕方、夜間、休日など多様な使い方ができ、多くの住民の不安を払拭する制度になると考えておるところであります。

さらに、現在のJR代行バスの運行状況を補完をし、移動時間や待ち時間の軽減を図ることで通勤通学環境の改善、陸羽東線へのアクセス確保、高齢者の移動手段提供といった多方面での課題解決に向けた最上町版の公共ライドシェアを目指していくものであります。また、このことは今後の進路選択の材料となり、町外への流出につながるという悪影響も懸念しているところでありますので、そういった意味で努力していきたいと思っているところであります。

議員からは、この事業の一環として、陸羽東線が復旧するまで町独自での新庄市までのシャトルバス運行や路線について検討できないかというご提案をいただきました。大事なことであります。時間的な空白や利便性については、ご指摘のとおりであります。特に毎日の通学に伴う高校生やその保護者には大変な負担をかけていると認識をしているところでございます。

このたびの新たな公共ライドシェアは、町内における交通空白の解消を掲げた国からの許可となりますので、町を越えた運行エリアについては、道路運送法上の制約がありまして他自治体との協議が必要となりますので、まずは順を追つて、この町内の運行開始に向け取り組んでまいりたいと思っているところでございます。

さらに議員からは、町独自でのシャトルバスの導入についての提案もありました。導入に当たっては、特にこの鉄道との関係性も考慮しなければなりませんので、また財政負担や新庄市との交通関係者との合意や車両運転手の確保などハーダルも高いものとも考えておりますので検討してまいりたいと思います。

引き続き住民の皆様からのご意見を参考しながら、最も効果的かつ持続可能な体制を構築していく所存でありますので、地域交通の改善は、今言わされたように、町の何といっても未来を左右する重要な課題でありまして、このような取り組みを通じて地域住民が住み続けたいと思うまちづくり、そして他地域からの移住の促進にもつなげていきたいと考えておりますので、午前中の栗林議員のご質問にもございました移住定住も含めて、こういった魅力づくり、何といっても足の確保、住宅政策などなどが大事でありますので、まずは最上町版のライドシェア、これをできるところから、ひとつ官民連携の中で組み立てていきながら、何とか応えていきたいと、こんな思いで今立ち位置でいるところでありますので、引き続きのアドバイス、ご指導をよろしくお願い申し上げて質問にお答えさせていただきました。

ありがとうございます。

8番山崎 現在、公共ライドシェアの実証実験を進めていただいているというお話をいたしました。やはり、もちろん町内の公共交通の利便性を高めるのは、もう当たり前というか絶対にやらなければならないことで、最も重要な部分ではあるのですが、やはり町内だけでは完結できない部分、それが通勤であったり通学であったり病院、そういう部分、生活に欠かせない部分になってまいりますので、ライドシェアのほうは町を越えた運行が協議が必要ということではありますが、ぜひこちらも早急に協議をして、そのような状況であれば、他市町村が、それはやめてくださいとは言わないのではないかなど推測するところもありますので、ぜひそういう部分、まずそのシャトルバスでやっぱり財政的に厳しいということでも承知はしているながらも、今回やはり人口流出を食い止めるための政策として提言させていただいたのですが、シャトルバスがすぐには厳しいということであれば、やはりこの公共ライドシェアが始まる中で、乗り合いで少しでも安く新庄市まで移動できたりとか、そういう部分で利用できることが一番まずいいのかなと思うのですが、そういう協議はこれから行っていく予定でしょうか。

また、新庄市まで使えるようになった場合、やはり多くの時間を要することになりますので、今のところ公共ライドシェア実証実験の段階では1台を想定していると全員協議会でのお話がありましたが、そういう長距離の部分でライドシェアのタクシーが埋まってしまう状況になった場合、どのように対応していくのか、お考えがあれば教えてください。

総務企画課 長 ただいま、山崎議員のほうから、今進めておりますリデザイン事業についての中で質問にもありましたけれども、町外へのシャトルバスについてというような議論をこれからするのかというご質問をいただきました。この話におきましても、やはりこういった話、以前から皆様からもお話を聞いております。

具体的にも、やはりこの対新庄市、または尾花沢市といった隣接する市町村へのライドシェアを使いながらの、これからシステムの組立てをどうするのかといった話も伺っております。

こちらについて、このたび今現在町内向けで整備はしているものの、こちらについても検討は当然ながらさせていただくというふうに思っております。今、研究業務の中で新たな交通システム研究業務について委託させていただいておりますけれども、そちらの意見がこれからいろいろどんな形で出てくるか期待する中で、恐らく今言われるような内容も出てくるんだろうというふうに思っております。

これらと併せ、または、あと今進めているシステムと併せて、これから実証実験に入らせていただきながら、システムのほうをすり合わせていきたいなと考え

えております。

このような中で今後の町外向けの交通手段、どうするのかというところは、きちんと整備、協議させていただきます。

ただ、町長の答弁にもございましたけれども、他市町村、近隣市町村との協議が必要というようなことでございます。近隣市町村におかれましては、当然ながらタクシー業でなりわいを出している方がたくさんおりますので、そちらの方の意見が一番どうなるかというのが重要なポイントになってきます。そちらとの話合いも当然ながらさせていただきながら、町としてどうするかという方向性については多少時間はかかるとは思いますが、協議台には乗せていただきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

8番 山崎 これから様々な検証をした上で、また検討していくということでした。ぜひ新庄や尾花沢のタクシー会社さんのメリットともなるような提案も可能かなと思いますので、共存していけるようなシステムというか、構築をしていっていただければなと思います。

そして、陸羽東線が復旧した後も、やはり存続させなくてはいけない状況にあります。陸羽東線が通ったとしても、やっぱり空白の時間も出てきたり、いろいろその辺も考えながらやっていくことは必要なんですが、実際に復旧した後、日常的な利活用についても、ますます今の段階から検討していくことが必要ではないかなと考えております。

今、陸東サポーターさんなどが様々な活動を行っていただいておりますけれども、最上町として現時点で具体的な利用促進案など、お考えがあれば教えていただければと思います。また、既に行っている取り組みがあれば教えてください。

町長 大変ありがとうございます。先ほど総務課長さんから課題も含めて答弁したとおりでありますけれども、改めて今回の最上町版のライドシェア、これは最上町だけでなく、これはJRの復旧復興に対して議長さんと一緒にJRに行ったときに、今、代行バスに乗っているお客様が少ないので最上町ですと言われたんですよね。

ですから、9月からは工事に入るという林野庁も立ち上がってくれましたものですから、そういったことの復旧はしますけれども、ただ走ってくれるだけではなくて、来たお客様がこの町内を周遊できる2次交通の手だて、これ、まさしくライドシェア、例えば最上駅に来たお客様がどちらに来たんでしょう、前森高原に行きたいんです、はい、どうぞどうぞ、赤倉に来たお客様がスキー場に行きたいんです、どうぞどうぞ。こういった2次交通の手だてが最も私は大事な今後の課題の一つだと思っている中で、今回タクシーさんが廃業するということもあったものですから大変なショックでありますけれども、先ほど答弁しましたよ

うに、この最上町の公共交通のライドシェアの導入に向けて、今、手続も含めてさせていただいているということです。

そして、さらに、これもシャトルバスも含めての提案については、最上町だけの課題だけでなく最上地域全体の課題として、これから高校生の移動手段なんかもあるものですから、そういったことも会議する機会が私は大事だなというようなことを思っているんです。

そこで、最上地域の観光振興センター全体のこれから会議の中で、改めてこの2次交通の手立ての支援策として、赤倉温泉に来たお客様が尾花沢のほうに行きたいというような方も含めて、そういったこともできるような支援制度も最上町のモデル版として、赤倉温泉組合に銀山温泉にも行けるよねというような形の政策なんかも立ち上がってくださいました。もっとも銀山温泉はもちろんでありますが、来たお客様が舟下りもしたいよねということもあるでしょう。ですから、これも最上地域の課題のテーマだけでなく、最上地域全体でのこの2次交通、ライドシェアの仕組みづくり、これは私はこれから市町村会はもちろんでありますけれども、そういう話の提案なんかもすることによって、JRもこういう形で迎え入れてくれる地方創生の対策があるんだねということがPRにもつながるし、またプラスして、よく国道47号のみちのくウェストラインに向けても沿線町村の一町村の取り組みでない全線の沿線町村が、それがこの足の交通、ライドシェア通行提携、これが大きな大きな私はこれから課題の一つになっているなというふうに思っているところであります。そういう意味で改めて最上町でもこの最上町の公共交通の導入に向けて手続も踏んで、今、進めていることがありますので、一歩一歩、すぐはできませんけれども、今、山崎議員が言ったことは、最も私はこれから地方創生、大事な課題の一つと受け止めていますので頑張らせてください。よろしくお願いします。

8番 山崎 番 再質問しようと思っていた部分、今、町長に、先に言っていたんですけど
これで、本当におっしゃるとおりで最上地域全体の課題だと思っていて、今、町長は観光の分野で今主にお話しされておりましたけれども、やはり生活圏の中で新庄市というものがあって、最上8町村全体の交通の利便性を高める必要があるのではないかなど思います。全体でやることで少し費用を抑えられたりとか、新庄市だけではなくて舟形であったり、ほかの市町村への移動も可能になってくることで最上郡全体が盛り上がりしていくようなそんなことを、ぜひ広域のほうでも、一つの自治体だけではなくて全体で考えていくべきだなと思っておりますので、引き続きご検討いただきたいなと思います。

やはり、全国的に人口はもちろん減少していきますけれども、諦めてしまつては食い止めることはできません。政策の効果から微増している同様の規模の町もあります。ぜひ人口流出の原因をしっかりと調査して対策を行っていただければと

思います。

こちらで1つ目の質問を終わらせていただきます。

続きまして、2つ目の質問に移らせていただきます。

疎開保険の活用における観光人口の拡大についてを町長にお伺いいたします。

当町では、東日本大震災時にも多くの被災者を受け入れ、今も交流が続いている集落もあります。その経験は今後も必ず役立てられるものと感じています。

先日、南海トラフ地震が30年以内に80%の確率で発生すると政府の発表がありました。規模も大きく事前避難対象者は約52万人とも言われています。避難者をより安心・安全に受け入れるための関係性を構築するために、鳥取県智頭町では、2011年より都会などで被災した方に住居や食事を提供する疎開保険を実施しています。現在、保険利用は14年間でゼロの状態ですが、災害時の活用のほか関係人口を増やすことにつながる取り組みとしても注目されています。

保険の内容としては、被災地から疎開する場合、年間1名1万円。4人家族の場合2万円で、1日3食7日分の宿泊場所を提供するもので、保険加入特典として、地震、災害が起きなければ、毎年地場産品が送られてくる新たなふるさと納税のような仕組みになっております。また、町内での宿泊や体験が半額になる特典もあり、保険をきっかけに智頭町に滞在した利用者は200名を超えています。田舎を持たない都会の方の第二のふるさととしても浸透してきているようです。

最上町にも関わりのある板橋区や大船渡市などとの連携も強化できる仕組みではないでしょうか。ぜひ疎開保険の取り組みを参考に当町でも検討いただきたいと考えておりますが、町長のお考えはいかがでしょうか。

町 長 8番 山崎議員の2点目のご質問にお答えをしたいと思います。

これも大変いい質問をしてくれたなと思っているんです。疎開保険というこの名称も私も新たな気づきでありますけれども、今お話しのとおり、これは最も大事なこれからの方の関係人口、いろんな交流人口、災害を通じた支え合いということで、最も大事な提案だろうなと、こんなふうに思っているところでございます。

当町では、この自治体間の災害時における応援協定を全国23の自治体と締結をしておりまして、その主な内容としましては、災害発生時に被災自治体への物資の支援や人的な支援のほか、被災者の広域避難の受入れを盛り込んだ協定となっておりまして、被災者の受入れについては自治体間での調整の上、行ってきたところでございます。

鳥取県の智頭町で実施されている疎開保険は、災害時に避難者を受け入れる体制を事前に整備するとともに、町の関係人口を増加させる目的を兼ね備えた先進

的な取り組みであると認識をしているところでございます。特に被災した方々に住居や食事を提供するほか、平時においては地場産品や町内での宿泊体験特典を通じて交流を促進する仕組みも注目すべきものでありまして、まさしく町が定住人口、交流人口、関係人口、そういう面でのこれから絆づくりをするための大変大事な施策の提案であるというふうに思っているところでございます。

東日本大震災のときも被災者を受入れ経験がある町としましても、南海トラフ地震を想定し、同様の仕組みを視野に入れることは重要な課題であります。智頭町の成功の要因は、疎開保険以外にも継続的な交流促進と魅力的な特典を提供し、被災者に対する安心・安全な受入れ体制を確立するとともに、第二のふるさととしての位置づけにつながる関係人口が拡大していると分析をしておりまして、まさしくこれも先ほど来お話ししますように、最上町の大きな東日本震災のいろんな絆づくりも含めて、全国でのいろんな協定を結んでいる板橋も含めてであります。そういう課題を検討しているところでありますので、疎開保険を契機として、町を訪れた200名を超える利用者が誕生している点については大変参考になる事例であります。

災害は必ずある、そういうときの備えとしての絆づくりが、これからも私は大事じゃないかなとこんなふうに思っておりますので、本当に大変いい質問と共有をさせていただきたいと、このように思っているところであります。

当町では、関係人口の拡大に向けた取り組みの一例として、移住希望者や地域に関心を持つ人々への情報発信や相談窓口を設置をしているところでありますので、また、この短期滞在型のお試し移住体験なども提供し、最上町での暮らしを体験してもらう機会を増やしていきたいと思っておりまして、午前中の栗林さんの質問にもあったように、そういう意味での体験することによって、将来の移住定住にもつながる絆づくりが最も大事であるということですので、ふるさと納税でも、米やアスパラガスをはじめとする魅力的な地場産品を多く出品しております、ふるさと納税を通した地域ブランドのプロモーションにより、最上町ならではの価値を外部に訴求しており、関係人口拡大の一環として一翼を担っておるところでございます。

さらに、この観光分野でも公式ユーチューブチャンネルで最上町のプロモーション動画なんかも踏まえ、「えま」や「えんじん」の公開とともに商工観光インスタグラムやLINEを通じて、町の魅力を広く伝える取り組みを行っておるところでありますので、地域のイベント情報や観光スポット、地場産品等の紹介など多くの情報が発信されております。こういったいろんな体験も含めて、魅力ある情報発信こそが、これから私は移住定住、関係人口、この地方創生につながるものと確信をしているところであります。

このたび、議員によりご提案をいただいた疎開保険については、当町の特性や過去の経験を踏まえながら智頭町の成功事例を参考に、災害時協定に基づく被災

者の受入れなどの制度を整理をし、疎開保険も一つの方策として視野に入れながら関係人口の拡大を目指してまいりますので、議員のご理解とご協力、さらなるご支援、よろしくお願ひ申し上げて答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

8番 嶋 現在、短期滞在型の体験事業であったりふるさと納税、SNSへの発信など、多岐にわたって行っていただいていると思いますが、やはりほかの地域とのぐらい差別化されているのかとか、もっと知つてもらうためにはどうしたらいいか、または、やはり私が今回提案させていただいた件は、どちらかというとやはり最上町の優位性を生かしたような政策になっておりまして、もちろんもう既に智頭町で行われていることでもありますので、実績というか、やり方なども参考にしながら、最上町独自の最上町の魅力を生かしたような、別に疎開保険と言わずとも何か言い方があるかもしれないんですが、そういったところも含めて検討していただければなと思っております。

先ほどの質問でも申し上げたとおり、現状の交通インフラでは、やはり定住移住先として当町を選んでいただくことが、なかなかハードルが高いと考えております。二地域居住や、このような疎開保険の活用、また短期滞在、1週間、2週間だけ農業のお手伝いをしたいとか、そういった声も実際一回最上町に来て好きになつていただいた方からの声も聞こえてきておりますので、そういった最上町らしい関係人口のつくり方を、もっと分かりやすく発信していく、より多くの関係人口を創出していくことで、交通インフラが整った時点で自信を持って最上町に住んでいただけるようになるのではないかなと思っております。

先ほども申し上げたとおり、やはりこれまで支援とか支給割引とか、そういったことで移住者を呼び込むような考えが主でしたが、地震による災害が少ないとことや豊かな自然環境など町の優位性として発信し、保険料を払つても町との関わりをつくりたいという方を増やしていくことも念頭に入れていく必要があると考え、この質問をいたしました。

既に板橋区とは防災協定を、先ほど町長もおっしゃっていたとおり結ばれており、ほかにも板橋区含む23の自治体と協定を結んでいるということですが、実際に発災時に支援物資の供給以外で、スムーズにそういった被災者を受け入れるようなシミュレーションは行っているものなのでしょうか、質問いたします。

町 長 ありがとうございます。思いを共有させていただきました。

先ほどの答弁で申しましたように、このライドシェアも含めて、これから2次交通の手だても含めて、災害の協定の皆さんとも含めて改めて思いを共有して、いいところをお互いに学びながらさせていただくということは町の大きな課題の一つでもありますので、その思いなんかも担当のほうから少し熱く語らせてもら

いますので。

政策調整 主幹 兼 危機管理 主幹 ただいま、山崎議員よりご質問のありました災害協定を結んでいる自治体との有事の際を意識した何かそのシミュレーション、取り組みがあるのかといったところですが、基本的に有事の際に動くため活用するための災害協定となっておりますが、関係自治体とは、やはり情報を共有しながら、例えば協定を結んでいる市町村において受入れにはどれくらいの人数が受け入れられるかとか、そういうところの情報の共有はさせていただきながら、有事の際には対応できるような体制をといったところで進めているところでございますので、よろしくお願ひします。

8番 山崎 先日、広報委員会で板橋区のほうを訪問させていただいた際に、近いのですが、板橋区と別に防災協定を結ばれている群馬県高崎市と、実際に避難訓練のような形でスムーズに誘導ができるのかなどをシミュレーションしたというお話をあつたので、やはり突然、例えば今起きたときに、じゃ、どこの旅館にご案内するのかとか、そういうことがすぐに調整できるのかどうか、しっかりといつでも準備できるように今しておく必要があるのかなと思っております。

また、そういう際に旅館だけでは足りなければ空き家などのそういう部分での活用、そういう部分で協定を結び、板橋区専用のおうちじゃないですけれども、そういうところで確保しておくなど、そういうことも、もしかしたら必要になるのかなと思いますので、そういうシミュレーションをしっかりと行つていっていただきたいと思います。

この疎開保険もそうなのですが、やはり絶対に成功するとか、成果が出るとか、移住者につながるとか、そういう成功するとは限らないかもしないんですけれども、やはり何事も行動して考えて、しっかりと P D C A を回しながら行動し続けることが大切だと思いますので、常に発想力を持ちながら施策を組んでいていただきたいなと思います。

以上で私からの一般質問を終わります。

議長 これで、8番 山崎香菜子議員の一般質問を終わります。
次に、4番 佐藤正市議員に発言を許します。

4番 佐藤（正） お疲れのところ、申し訳ございません。私から通告書に基づき質問させていただきます。

質問事項は、給食費無償化について伺います。

通告書により 5 つの質問を通告させていただいておりますので、一問一答で答弁をお願いします。

令和7年3月の定例議会において、ある請願が採択されました。国による学校給食の無償化を求めるという意見書です。

意見書の内容は、1つ、学校給食法を改正し、全ての市町村で学校給食の無償化を実施できるように進めること。1つ、国による恒久的な給食の無償化が行われるまで、学校給食の経費軽減策を実施する市町村に対し、その財政支援の拡充を図ることという内容です。

また、国会では2024年12月23日に、野党3党が給食費無償化法案を共同で衆議院に提出しました。これを受け政府は2026年度までに無償化に向けた制度化を目指すとしています。県内においては、村山市、鶴岡市が令和7年3月の定例議会に、国による学校給食の無償化を求める意見書が提出されています。

このように、国や県、各自治体といったいろんなところで協議されているのが現状です。

近年、全国的に物価上昇が続く中、保護者の皆様からは、家計の負担が重くなっているとの声が多く寄せられております。特に子育て世代にとって給食費は毎月継続的に発生する支出であり、負担軽減を求める声が高まっています。これらを踏まえ、今回は小中学校における給食費の無償化について町の現状と今後の方針についてお伺いします。5つの質問を通告しておりますので、一問一答で答弁をお願いします。

質問1です。町の現在の給食費徴収の状況について伺います。

小学校、中学校ごとの年間の給食費の額は。それに対する未納件数と金額。未納者があった場合の対応策について現時点での状況をお示しください。

町長 4番 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

佐藤議員からは、給食費無償化への考え方についてご質問いただきました。

1点目の町の給食費の状況でお答えをいたします。

令和7年3月議会において採択された請願書に基づき、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣に対し、国による学校給食の無償化を求める意見書が提出されました。

こうしたことの背景には、近年の様々な世界情勢や異常気象による原材料費や燃料費の高騰と併せて、急速に少子化に伴う人口減少により、自治体によって多額の出費を伴うことになる給食費の無償化は、地方財政のさらなる圧迫につながる懸念が大きな要因と考えられます。

現在、町内では小学校が1食当たり285円、中学校が315円の給食費を保護者より頂いております。これは、パンやご飯、牛乳、おかず等の食材の実費に相当する額になります。これらは学校給食法の第11条の規定により、児童・生徒の保護者が負担することと定められております。

令和6年度一般会計における学校給食費負担金の収入につきましては、小学校が2, 368万9, 782円、中学校が1, 313万6, 283円となっております。

未納状況については、毎月数件ほど未納者がおられるものの、文書での支払い催促によって全ての方に納めていただいているところであります。昨年度の給食費の収納率は100%となって未納の方はおりませんでした。

なお、経済的な理由により、困難を要する世帯につきましては、就学援助の制度により給食費の実費額を支給し支援を行っている状況であります。

本町の学校給食費は県内で9番目に安い金額となっておりまして、給食物資高騰の影響により、現行の1食単価では必要な栄養価が確保できないことから、単価を上げて献立を立てており、本来であれば単価上昇分は保護者にご負担をいただくものですが、子育て世帯の負担軽減を図るため、国等の交付税制度を活用し、保護者の皆様には負担を求めず、町より補助をしている状況であります。

こうした取り組みを継続しながら、今後もこの栄養価と献立の質を保ちながら、地元の農水産物を使ったおいしい給食を提供してまいりますので、議員のご理解をよろしくお願い申し上げて答弁とさせていただきます。

4 番 佐藤（正） 私もですが、この質問する際に、いろいろ町の財政状況をちょっと調べてまいりまして、同等の金額であるということが確認されております。特に給食費の補助に当たっては県内9番目ということもあります、大きい市であります山形市なんかは、小学校の給食費が265円で中学校は305円の給食費になっている模様です。最上町も低い現状は把握しておりました。

次の質問に入ります。

質問2なんですが、近隣市町村や他の自治体との無償化の動きについて伺います。

県内、あるいは最上地域の中で、給食費の一部または全額を無償化している自治体の状況について町はどのように把握しているか、お聞かせください。また、これらの自治体が無償化に踏み切った背景や効果について、町はどのように評価しているのか、併せてお示しください。

町 長 佐藤議員の2点目のご質問にお答えをいたします。

自治体における無償化の導入につきましては、子育て世帯の支援、子育て環境の充実、移住者の増加等を目的として、とりわけ人口の少ない小規模自治体での無償化が見受けられる一方、人件費や継続的な財政負担に懸念を持つ自治体も多いようあります。

令和6年度の学校給食実施の状況調査結果によると、県内におきまして

は、鶴岡、寒河江、米沢の3市のほか、山辺、中山、河北、西川、朝日、大江、大石田の7つの町で無償化が行われており、加えて最上管内では、真室川、鮭川、戸沢の1町2村において実施がなされ、合わせて県内では13自治体が給食費の全額を無償化している状況であります。

また、一部無償化、一部助成を行っている自治体は、県内が9市8町の17自治体、最上管内では本町及び新庄、金山、舟形、大蔵の1市3町1村で合わせて22自治体であることから、県内において全額無償化よりも一部無償化、一部助成を取り入れている自治体が9自治体多い状況となっております。

無償化を導入する自治体では、主な目的としては保護者の家計負担が軽減され、子育て支援の評価が向上することによって、定住・転入の促進を掲げているものと捉えます。

給食費の無償化は、町の魅力向上、子育て支援強化に寄与するものと考えております。その意義は認識しつつも、現状では多額の財政を町が負担することになります。恒常に大きな費用が生じることになるため、将来的なこの町の財政状況を十分に見極めながら検討を進めていきたいと、こんなことを思っておりますので、何とぞご理解いただいて検討させてください。よろしくお願ひします。

4 番 佐藤（正） やっぱり、県内、県外においても、いろんな給食費無償化に向けての自治体の取り組みというのが、今の答弁にあったように数値から分かるような気がします。それだけ地域の保護者の皆さんにとっては財政負担になっているということは重要な課題だと思っております。

次の質問に入ります。

町の財政面から見た無償化の可能性について伺います。

無償化した場合、年間にどの程度の予算が必要になるのか、そしてその財源として考えられる手段、具体的な試算や町の見解をお示しください。

町長 佐藤議員の3点目のご質問にお答えをいたします。

給食費の無償化に向けた取り組みは、日本国内で地域ごとの政策として進められており、国全体での制度化についても、少子化対策の一環として子育て世帯への負担軽減措置が検討されておりまして、給食費無償化はその一部として議論が進んでいるところであります。

議員もご承知のとおり、自治体によっては独自に給食無償化が行われており、その中でも完全無償化のほか、部分無償化や補助制度がありますが、後者には経済的な困窮している家庭を対象にした給食費補助や、保護者負担を軽減する形で費用の一部負担などの例もあります。

本町においても、就学援助制度での給食費補助や物価高騰に係る保護者負担軽減のための費用負担を行い、子育て世帯への支援策を講じているところであります。

す。

また、小中学校の給食費を完全無償化にする場合には、年間で約3,000万円の財政負担が必要となります。その額は学校給食費を提供している小中学校の児童・生徒数を600名として、1年間の給食提供回数と1食当たりの給食費を乗じて試算したものであります。

財源といたしましては、国の交付金や県補助金の利用を最大限検討するとともに、一般財源やふるさと納税を活用する可能性もあります。また、この物価高騰が影響する今後の動向に応じて段階的な導入や、所得層を特定した導入なども視野に入れる必要があると考えられます。

給食費の無償化は、少子化対策や子育て支援を強化する上で非常に重要なテーマでありますので、財源や公平性という課題解決に加え、給食の質の向上に向けて、いかに継続していくかが鍵となっておるところでありますので、国と地方が連携をしながら具体策が進んでいくかどうか、今後の動向を注視しつつも慎重に検討してまいりますので、議員のご理解のほど、よろしくお願ひを申し上げたいと思います。

4 番 それでは、次の質問に入りたいと思います。

佐藤（正） 質問の4番で今後の検討方針について伺います。

子育て支援、定住促進、人口減少対策の観点からも、給食費無償化は町にとって大きな意味を持つ政策だと思います。

そこで、次の2つの質問は、ぜひ町長に見解をお聞きしたいのですが、1つは、今後、段階的に、または対象者を限定しても給食費無償化を導入する考えはおありでしょうか。また、その検討に当たって具体的なスケジュールや調査、検討体制はあるのでしょうか、お示しください。

町 長 佐藤議員の4点目のご質問にお答えいたします。

我が町においては選択と集中を進めながら、どこにポイントを絞って最上町流の子育て支援を充実させていくか、また特に子育て世帯の皆さんのが喜んでこの町に定住していただけるための環境をどう整備していくか、次代を担う子どもたちが、この町に自信と誇りを持って住み続けられる環境をどうつくっていけばよいのかと、幅広いこの議論を通して給食費の補助や無償化の構想についても施策の優先度、そして充当すべき財源の確保等を考慮しながら検討してまいりたい決意であります。

給食費無償化に向けた検討には、教育委員会のみならず、財政や児童福祉を含めた横断的な調査検討チームが必要になることを考えておりますので、また、この先行事例のデータ収集や近隣自治体の導入事例を参考しながら、調査、検討に当たることが肝要と捉えておるところでありますので、何といつても子育て大国

最上町の中、そういう面での地産地消、おいしい食べ物をまず子どもたちに優先してやっていると、このまちづくりこそが、私はこれから少子化対応にとっても最も大事な施策の一つにつなげていきたいなど、こんな決意であります。

現時点におきましては、この安価な給食費の維持と良質な給食の提供を図るために地産地消を推進をし、物価高騰への対策等も実施しながら、本町が誇る給食の質の確保を主眼として給食施策を進めてまいりたいと、こんなふうに思っております。

本町において学校給食費の無償化については、町民の負担軽減と子育て世代の大きな進展を意味しますので、町として実現可能な形、政策を進めるべく、今後も慎重に議論を重ねてまいりますので、ご理解のほど、ご協力のほどお願い申し上げて答弁とさせていただきます。

4 番 佐藤（正） ぜひ町民の声を反映していっていただきながら、負担軽減につなげていっていただきたいと思います。

次の質問に入ります。

保護者、町民の意見の反映について伺います。

町民の声をどのように今後政策に反映していくのかについて伺います。給食費に限らず子育て支援の全般において、保護者や教育現場の意見を町としてどのように把握し政策に生かしていくのか、町主催によるアンケートや意見交換等の実施予定はあるのか、お示しください。

町 長 佐藤議員の5点目のご質問にお答えをいたします。

子育て支援に係る保護者からのご意見につきましては、令和6年度の第3次もがみすこやか子どもプラン策定に当たり、子育て世帯を対象としたアンケート調査を実施をしてご意見を収集をしているところであります。

この中で今後どのような子育て支援が必要かお伺いしたところ、子育て環境の充実のほかに、給食の質の維持確保や給食費の無償化による負担軽減など様々なご意見をいただいたところであります。

今後は子どもたちにとって望ましい教育環境を考えるべく、意見収集のためのオンラインアンケートのほか、保護者や地域の方々との懇談会の実施を検討いたしており、子育て支援を含め子育て環境の充実についても議題として取り上げてまいりたいと思います。

当町においては、これまで子育て支援施策として、出産育児応援金や家庭保育応援給付金、入学祝い金支給のほか、子育て支援医療助成制度の拡充、保育料の段階的無償化、ゼロ歳児保育の実施、未入園児の子どもの広場の開設、放課後児童クラブの拡充、特別支援教育の巡回相談、中学校部活遠征でのスクールバス利用による負担軽減、高校生からの修学資金制度の充実などなど、妊娠から出

生、乳幼児、小中高校生と、それぞれのステージにおける本町ならではの子育て支援策の拡充と環境整備を図ってまいりました。

こうした施策の一つひとつに町民の皆様方のご理解の下に慎重なご意見をご提言をいただく実現に至っていることは申し上げるまでもございません。これから子育て支援、また、いろんな面での給食費の問題もたくさんの課題はありますが、そういった意味で町民と向き合いながら、定住促進並びに子育て支援、環境整備についても、今後とも最上町ならではの支援策を講じてまいりたいと思っているところであります。

付け加えますと、これ、子ども食堂なんかもさせてもらうと、大勢の皆さん、お裾分けでボランティアの方が食べ物を持ってくれたんですよ。こういったことなんかも含めて、次の時代の子どもたちが、おいしいね、いいね、最上いいよね、そういうことにもつながるようなこの自治協働の地域づくりを通して、この給食費の無償化に向けての取り組みを町民と向き合いながら検討して頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

4 番 佐藤（正） 本来の給食費は、小中学校の提供される学校給食の食材費に当たるものだと思っています。保護者が支払う費用のことですが、近年、物価高騰により地産地消の食材補助においても大変厳しい状況にあり、子育て世代の保護者にとっての負担増となっており、兄弟が多いご家族の場合、その負担は多大なものとなっているのが現状です。我が町の場合も、おいしい給食の提供、アレルギー対応、食育教育といったいろんな面での補助を行っていることも理解しています。

議員視察で給食センターに伺い、実際、給食を頂いております。大変おいしかった給食を頂きました。給食を子どもたちに提供いただき感謝しています。ですが保護者の皆さんのが負担は大変で厳しい現状にあることは否めません。町における小中学校無償化をぜひ実現していただけないでしょうか。

財源確保の厳しい現状は理解しています。しかし、町の財源現状は、令和4年度の経常収支比率97.4%、令和5年度、経常収支比率96.5%、令和6年度、経常収支比率91.6%と削減傾向になってきているのが現状です。

給食費完全無償化している県内の自治体は、鶴岡市、寒河江市、西川町、地域内では鮭川村が実践しています。

予算確保は鶴岡市の場合、令和4年11月から完全無償化をしています。令和4年度の物価高騰対策予算に取り組み、予算を充てています。令和7年度以降は自主財源で予算確保し実施していくということを言っておられます。

また、直近では山形市議会が給食費補助として8,500万円の補正予算を定例会で決議されております。給食費完全無償化を視野に入れ施行しております。

予算の捻出はどこの自治体も物価高騰対策予算で施行し、自主財源で予算化し

て実施に至っているのが現状だと思います。我が町はこのような取り組みを期待できないのでしょうか。ぜひ、もう一度町長にお伺いしますが、無償化に向けてのもう一度の取り組みをちょっと町長のお考えをお聞きしたいのですが。

町 長 ありがとうございます。いろいろ質問も受け、答弁をさせていただきました。ただ単に将来は無償化につなげたい気持ちはもちろんあります。ただ、それをするために持っていくためまでのこの過程ですね、国の補助金、いろんな支援制度は当然のことですが、どういう形で無償化につながっているんだということが、町民自ら生産する側も食べる側も加工する側も理解をするような、この食の魅力の発信、これなくして単に、はい、しますというだけでない形を、これから私の大事なことではないかなというようなこと、今回の一般質問、いろんな面で災害との援助協定やら、改めて子育ても含めて地域の魅力づくりにつながるその一環として、どういう過程で給食を最上町で食べさせてもらっているんだということがみんなが分かるような制度で応援できる仕組みがあつてこそ、将来、私はつながるんでないかなと、こんなふうに思いますんで、改めて一つひとつの質問に対して丁寧な対応と、いろんな国・県あたりの連携も含めて頑張っていきたい、こんな決意でいるところでありますので、大変貴重な提言、今回いただきまして、ありがとうございます。

4 番 最後に、子育て大国最上町、子どもは町の財産です。
佐藤（正） 未来に向けてのまちづくり、ぜひ令和8年度予算化と4月からの給食費無償化を実現できたらいいかなと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひします。
以上で私の一般質問を終わります。

議 長 これで4番 佐藤正市議員の一般質問を終わります。
ここで暫時休憩します。
14時20分に開会します。

休 憩 14時08分
再 開 14時21分

議 長 それでは会議を再開します。
9番 佐澤浩議員に発言を許します。

9 番 私からは、デジタル教科書の有意さについて質問いたします。
佐 澤 先日、6日、7日と最上祭りが開催されまして、初日すごく天気がよくて大勢の方々が参加されて、最後まで夜遅くまでにぎやかにされておりました。2日

目、午後2時前頃からちょっと雨が降り出しまして、残念だなと思いながらも、それでも多くの方々が祭りという雰囲気を味わっておられました。

祭りというのは、その地域を映し出す鏡であるというふうに思っています。今度、来週には大堀祭り、そして富沢祭りと続くわけですので、できれば雨の降らない晴天の下で、その祭りが行われればなというふうに祈りながら私の一般質問をさせていただきます。

令和6年12月定例会の一般質問でも伺いましたが、改めて質問いたします。現在の政府の政策に疑問を抱かざるを得ないものが幾つかございます。例えばその一つに米農政、消費者よりも生産者への配慮を優先してきた戦後の米農政は、令和の米騒動と言われる価格高騰により政策の限界があらわになりました。各党には、国民が安心して米を食べられる新たな政策、減反政策見直しへ議論を深めていただきたい。

2つ目は、財政の信任。

借金の利払い費をさほど気にせず税財政政策を行える時代は、もう終わったことを与野党は認識すべきであります。新たな国会勢力の下で責任ある政策に向け、市場の警告を重く受け止め、協力していくかなければなりません。まだまだありますが、こうした疑問点を精査すべく、デジタル教科書について質問をいたします。

今やデジタル教科書は、デジタル正式教科書となりつつありますが、デジタルを教育現場でどう活用すべきなのか、その形が見えません。紙の教科書を中心に、国際的にトップレベルを維持してきた日本の教育が変化に直面しております。

文部科学省の中央教育審議会が、今年の秋頃にはデジタル教科書の在り方の方針をまとめると言われております。教育現場での紙とデジタルの関係を改めて考えなければならない分岐点にあると考えます。

7月11日、福島県三島町立三島小学校で、社会科授業を受け持つ教頭の井上先生が、6年生9人に「教科書から平安時代の貴族、藤原道長が自信に満ちあふれていた根拠を見つけてください」と呼びかけました。子どもたちは一斉に平安時代の貴族の文化生活を紹介した教科書の見開きページを探し始めて、37ページの4行目にあると男子生徒が手を挙げて答えると、他の子どもたちも、その部分を指で指しました。

この指し確認は、人の話す内容への理解力や集中力が高まるといいます。紙の教科書で手を動かし学ぶ指導方法の一環で、教科書や新聞などを速く正確に読み解く力、リーディングスキルの習得が目標だそうです。

授業では紙と手をフルに活用します。重要なことや疑問は鉛筆ですぐに教科書に書き込みます。板書する教員の早さに合わせて書く共著で文字を書く力をつけるそうです。学びに集中する子どもたちの表情は明るいといいます。

6年生の佐久間さんは、「教科書にはたくさん情報が書かれ、言葉の意味を調べ考えるのが楽しい」と話しているそうです。井上教頭先生は、「誰もが使いやすい紙の教科書と鉛筆、ノートによる学びの必要性を評価すべきだ」と語っています。紙を重視する教頭先生も、前任校では、当初、授業でデジタル端末をメインにしていたそうです。

政府が2019年末に打ち出したGIGAスクール構想で、小中学生に1人1台の端末が配られました。しかし端末操作でつまずく児童も目立ち、授業がスムーズに進まないこともあったそうです。そんなとき、国立情報学研究所の新井教授が16年に提唱したリーディングスキルテストを知ったそうです。23年以降、指差し、共著など紙の教科書を使った指導方法を徹底すると、子どもたちが授業に集中し積極的に発言するようになったそうです。

福島県でリーディングスキル指導方法を研究する勉強会は、一般財団法人教育のための科学研究所の目黒上席研究員が主催しております。目黒氏によると、デジタル端末の授業は、文章の変換や画面への専用ペンでの書き込みなどで認知負荷がかかり過ぎると思考が中断されるといいます。福島県では、勉強会から、指指し、文書を早く書く、正確に書き写す試写や共著といった指導方法が広がり、相馬市は20年度、全市立小中学校で採用されました。スキルテストは24年度、全国32都道府県で536校が実施しています。新潟県燕市は21年度から、読解力育成プロジェクトとして小中学生を対象にスキルテストを導入いたしました。新井教授は、「紙の教科書は見開きページなどにある情報をしっかりと理解できるし、その一貫性が学力を高める鍵です。情報の中から新しい根拠を見つけ出すスキルにもつながる」と話しているそうです。

紙の教科書で学んだ日本の15歳は、国際的な学力調査PISAで、読解力、数学、科学の3分野で2位から5位と世界トップクラスの成績を維持しているそうです。一方、教育先進国と言われてきたフィンランドは、22年、3分野で9位、20位と近年低調で、デジタル重視から紙の教科書に戻す動きも出ているそうです。

東北大学の大森名誉教授によると、欧州の小児科学会の連合組織は今年6月、読み解に関する研究成果を分析した論文を公表し、デジタル媒体は紙に比べ、拾い読みや流し読みといった浅い読みになりやすいと指摘したそうです。大森氏は、国は国内外の研究や動向をしっかりと検討し、政策判断すべきだと指摘しております。

私も、まさしくそのとおりであると思っていますが、文部科学省は昨年の9月から中央教育審議会のデジタル教科書推進の作業部会で、デジタル教科書の利用拡大に向けた議論を始めました。今年2月には、デジタルを紙と同じく正式な教科書とする中間まとめを策定し、最終まとめの公表は秋頃に見込まれておりますが、中央教育審議会で、デジタル教科書の義務案として正式な教科書に向けた議

論が大詰めを迎えているそうです。今月にも示される審議まとめに向けて、紙の教科書と同様、デジタルも国による検定や授業での使用義務の対象とする案が検討されているようです。紙とインターネット上にある教材を組み合わせたハイブリッドも提起されておりますが、学習面での子どもたちへの学習負担増加など課題は多く懸念されます。

また、25年度の全国学力テストのアンケート調査では、授業外で端末などを勉強のために長時間使う児童・生徒の成績は、全く使っていない子どもよりも低いという結果も出ております。全くもって検証不十分であることは明らかであります。

文部科学省が議論を急ぐのは、2030年度から小学生が新たなカリキュラムで学び始めるのに間に合わせたいという思惑があるからとしか思えません。スウェーデンやフィンランドでは、学力低下などを理由にデジタルから紙の教科書重視に転じており、海外では紙回帰の動きが出ております。

東京大学の酒井邦嘉教授は、「教育の根幹に関わる話で性急に進めるべきではない。デジタル化が効果的だとは実証されておらず、慎重な議論が必要だ」と指摘しておりますが、町の教育現場はそれに疑問なく移行されるのか伺います。

教 育 長 9番 佐澤議員のご質問にお答えいたします。

議員からは、デジタル教科書の有意性についてご質問をいただきました。

初めに、教科書の使用について法令を基に申し上げます。

現在、全国の学校において使用される教科書とは、学校教育法の定めにより、教科の主たる教材として文部科学大臣の検定を経たもの、または文部科学省が著作の名義を有するものと定義されております。同時に教科において必ず教科書を使用しなければならないとの使用義務が課せられております。

続いて、議員が心配されているデジタル媒体等への懸念であります。この点については私も意を同じくするところであり、今日発行されている多くの書籍や新聞等がデジタル化に推移し普及する以前に、学校教育の根幹に関わる教科書について、十分な議論や検証結果が得られないままデジタル教科書のみが先行導入されることについては理解に苦しむところであります。

学習者用のデジタル教科書については、令和元年度に教科書代替教材として制度化され、昨年度より本格導入として小学5年生から中学3年生に対して国から提供されております。

本町においては、令和6年度より英語のデジタル教科書は全ての小中学校に、算数は一部の小学校に提供されており、各学校ではGIGAスクール構想の下、配備された1人1台端末上で、必要に応じてデジタル教科書を使用して学習している状況にあります。

近年は加速度的にデジタル教材の導入が進み、学びの充実と個々のニーズに応

じた学習の充実が期待されておりますが、その一方で、通信環境面での問題や健康面への配慮などの課題もあると認識しているところあります。議員が述べるとおり、中央教育審議会のデジタル教科書推進の作業部会で、現在デジタル教科書の有意性について幅広い観点から議論がなされております。この作業部会では、教育におけるデジタル技術の活用が進む中、デジタル教科書の有効性や課題に関する具体的な検討が行われています。

主な有意性としては、以下の点が挙げられます。

まず、デジタル教科書の最大の利点は、学習が個別化、柔軟化される点です。デジタル教科書は、視覚的なアニメーションや音声、動画などを活用して、従来の紙の教科書では困難だった視覚・聴覚的な理解を深める学習環境を提供することが可能です。また、学習者ごとの進捗状況に応じた教材や問題が提示されることで、子ども一人ひとりに合った学習体験を提供できます。この点は特に学習のつまずきや特別な配慮が必要な子どもたちへの支援に寄与するものと期待されています。

次に、教員の負担軽減と教育の管理効率化が挙げられます。デジタル教科書を通じて得られる学習データを活用することで、生徒の理解度や進捗状況をリアルタイムで把握することが容易になり、個々の生徒への適切な指導が可能になります。また、教材の更新や補足資料の追加が迅速に行えるため、紙の教科書に比べて時代の変化に柔軟に対応できる点が挙げられます。さらには生徒の主体的で協働的な学びを促進する点でも、デジタル教科書の可能性が議論されております。

デジタル教科書は、学習者同士がオンラインで意見交換をする場を提供したり、クラウド上で共同作業を進めたりすることが可能で、これからの教育に求められるコミュニケーション能力や協働力の育成にも注目しております。

また、英語の学習では、ネーティブスピーカー等が話す音声を聞くことができ、シミュレーション機能や映像、動画資料により、実感を伴った学習や文字の拡大や色の変更で読みやすくなり、家庭での音読練習にも活用が広がってきております。

さらには、算数の学習において立体図形の展開をシミュレーションで確認させるなど、児童の理解につなげる活用を行っております。

ただ一方で、デジタル教科書の普及には課題も指摘されております。児童・生徒の画面使用時間の増加による健康への影響、家庭の通信環境によってはデジタル機器がスムーズに利用できない場合があるといった課題も指摘されています。これらの課題を解決し、紙媒体との併用を含む形で、より効果的な運用方法が求められると捉えております。

児童・生徒も教師も使い慣れ、いつでもどこでも使用できる紙の教科書のよさ、議員おっしゃられた紙の教科書の強みも十分に理解し認識しているところであります。現在は紙の教科書を主として使用しながら、デジタル教科書は強みが生き

る場面で使っている状況にあります。

総じて、デジタル教科書には学習の多様化、効率化、主体性の育成などの多くの有意性があると評価されています。ただし、その導入には社会的課題への十分な検討が必要であり、今後の議論が学校や子どもの実態に即した形で進められていくことを期待し、強く望むところであります。

教科書は教科の主たる教材として使用されるもので、これから児童・生徒にとって、より主体的、対話的に深く学ぶことができるもの、そして個別最適な学びと協働的な学びが充実するものが望ましく、紙の教科書とデジタル教科書、それぞれの強みを生かし適切に取り入れ学習を行っていくことが望ましいと考えております。

最後に、子どもたちが使用する教科書の採択について、一言付け加えさせていただきます。

教科書の採択に当たっては、地方教育行政法により、学校の管理機関である教育委員会に採択権があり、最上管内においては教科書無償措置法に基づき共同採択方式が採用され、各社検定教科書の十分な研究や調査を事前に行った上で採択決定となり、最上管内8市町村の児童・生徒が同じ教科書を使用しております。

今後も引き続き国の動向を注視しながら、本町の児童・生徒の学習環境の整備、教育の充実に、より一層努めてまいりたいと考えております。議員のご理解のほど、よろしくお願ひ申し上げ答弁いたします。

9番 佐澤 小中学生、ともに学力低下の兆候が表れているそうです。これはコロナ禍とデジタル機器の長時間利用が影響したというふうに強く言われているそうです。この状況下で、教科書までデジタル化を推し進めることが本当に子どもたちのためになるのか、その不安は拭い切れません。まして、正式という文字、義務案という文字で新聞に堂々と書かれてしまうと大変なことになってきたなというふうな思いをするわけです。

私が心配するのは、デジタル推進を掲げる部会の意見だけで国の教育行政を決めていいのかということです。町の教育現場でもデジタルありきで突き進むのではなく、学習効果や使い勝手を見極めていただくことを願いまして、私の一般質問を終わります。

議長 これで、9番 佐澤浩議員の一般質問を終わります。
一般質問は全て終了しました。

散会

議長 本日の議事日程は全て終了しましたので、これで散会します。
この後、常任委員会の予定が入っています。
その前に控室のほうにお集まりをいただきたいと思います。

散会 14時46分

令和 7 年 9 月 10 日 (水) 開議

(第 2 日)

令和7年9月定例会会議録

令和7年9月10日 水曜日 午前10時00分開議

出席議員（9名）

1番	宮本 浩	7番	佐藤 義男
2番	栗林 浩子	8番	山崎 香菜子
3番	尾形 勝雄	9番	佐澤 浩
4番	佐藤 正市	10番	伊藤 一雄
5番	菅 孝		

欠席議員

6番	須貝 康幸
----	-------

出席要求による出席者職氏名

町長	高橋 重美	建設水道課長	奈良寿仁
副町長	伊藤 勝	農林振興課長兼農業委員会事務局長	野口勝世
教育長	笠原 正三	ウエルネスプラザ総括管理監兼最上病院事務長兼介護老人保健施設事務長兼認知症対応型共同生活介護施設事務長	五十嵐 浩一
会計管理者兼会計課長	高橋 浩康	産業振興管理監兼商工観光課長兼エネルギー産業推進室長兼産業振興センター長	板垣 誠弘
総務企画課長	阿部 剛	教育文化課長	板垣 由紀子
政策調整主幹兼危機管理主幹	奥山 浩	こども支援課長兼こども家庭センター長	高橋 喜代美
町民税務課長	吉田 徹	代表監査委員	金田 勝雄
健康福祉課長	菅 智子		

事務局出席者職氏名

事務局長

金田敏幸

庶務係
(専門員)

齊藤博幸

令和7年9月最上町議会定例会議事日程（第2号）
第2日 令和7年9月10日（水）午前10時00分開議

（議案審議）

- 日程第 1 同意第 2号 最上町教育委員会委員の任命について
日程第 2 同意第 3号 最上町消防委員会委員の委嘱について
日程第 3 同意第 4号 最上町消防委員会委員の委嘱について
日程第 4 同意第 5号 最上町消防委員会委員の委嘱について
日程第 5 同意第 6号 最上町消防委員会委員の委嘱について
日程第 6 同意第 7号 最上町消防委員会委員の委嘱について
日程第 7 同意第 8号 最上町消防委員会委員の委嘱について
日程第 8 同意第 9号 最上町消防委員会委員の委嘱について
日程第 9 同意第10号 最上町消防委員会委員の委嘱について
日程第10 議案第35号 最上町議會議員及び最上町長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11 議案第36号 最上町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12 議案第37号 最上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13 議案第38号 最上広域市町村圏事務組合規約の一部変更について
日程第14 議案第39号 令和7年度最上町一般会計補正予算（第4号）について
日程第15 議案第40号 令和7年度最上町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第16 議案第41号 令和7年度最上町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第17 議案第42号 令和7年度最上町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第18 議案第43号 令和7年度最上町立最上病院事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第19 議案第44号 令和7年度最上町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第20 議案第45号 令和7年度最上町水道事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第21 議案第46号 令和7年度最上町瀬見温泉管理事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第22 議案第47号 令和7年度最上町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第23 報告第3号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

開 議

議長 それでは、改めましておはようございます。
ただいまの出席議員は9名です。6番 須貝康幸議員から欠席の届出があります。
定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

議案審議

議長 日程第1 同意第2号 最上町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長 おはようございます。
同意第2号 最上町教育委員会委員の任命についてご提案を申し上げます。
現在、教育委員として活躍をいただいている明石二三江氏は、令和7年9月30日をもって3期目の任期が満了となります。明石氏は、幼児教育をはじめ、読書教育の知識と実践経験を生かし、幅広い識見と町の教育に対する熱い情熱を有しておられる方であります。教育委員として適任でありますので、引き続き同氏を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

任期は令和7年10月1日から令和11年9月30日までの4年間となります。

よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

議長 これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。
本件を採決します。
本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

- 議長 起立全員であります。
したがって、同意第2号は同意することに決定しました。
- 議長 日程第2 同意第3号 最上町消防委員会委員の委嘱について同意を求める件から、日程第9 同意10号 最上町消防委員会委員の委嘱について同意を求める件までの8件は関連しますので、一括議題とします。
同意第3号から同意第10号までの8議案について、町長に提案理由の説明を求めます。
- 町長 同意第3号から同意第10号までの最上町消防委員会委員の委嘱についての8案件を一括してご提案を申し上げます。
消防委員会は、本町における消防及び防災の充実と発展に資し、かつ消防行政の円滑な運営を図ることを目的として設置しているところであります。
これまで貴重な意見をいただき、今日の本町における消防防災体制の根幹が構築されております。その委員の任期が令和7年9月30日をもって満了となります。
つきましては、二戸孝芳氏、野口繁弥氏、齊藤常久氏、佐藤正市氏、須貝康幸氏、須貝英幸氏、阿部幹彦氏の7名に引き続き委員をお願いをし、また新たに、学識経験者として元最上町消防団分団長の伊藤勝一氏を加え、計8名の委嘱について最上町消防委員会条例第5条の規定により同意を求めるものであります。
よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。よろしくお願ひいたします。
- 議長 ここで暫時休憩します。
- | | |
|----|--------|
| 休憩 | 10時06分 |
| 再開 | 10時09分 |
- 議長 ただいま提案理由の説明をいただきました。
その中で一括して質疑を行う段取りでありますけれども、同意第3号から5号までの部分の質疑をまず最初にお受けしたいと思います。
第3号から第5号までの3件について、質疑を願います。
質疑はありませんか。
- (なしの声)
- 議長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。

討論を省略し、採決に入りたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
同意第3号 最上町消防委員会委員に二戸孝芳氏を任命することに同意を求める件を採決します。
本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。
したがって、同意第3号は同意することに決定しました。

議長 同意第4号 最上町消防委員会委員に野口繁弥氏を任命することについて同意を求める件を採決します。
本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。
したがって、同意第4号は同意することに決定しました。

議長 同意第5号 最上町消防委員会委員に齊藤常久氏を任命することについて同意を求める件を採決します。
本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。
したがって、同意第5号は同意することに決定しました。

議長 同意第6号 最上町消防委員会委員に佐藤正市氏を任命することについては、
4番 佐藤正市議員に関わる事件でありますので、佐藤正市議員の退席を求めます。

(4 番 佐 藤 正 市 議 員 退 席)

議 長 それでは、本件を採決します。
本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

議 長 起立全員であります。
したがって、同意第6号は同意することに決定しました。
入場お願いします。

(4 番 佐 藤 正 市 議 員 入 場)

議 長 佐藤正市議員に申し上げます。
退席中に審議を行いました同意第6号につきましては、全員一致で同意することに決定しましたので、申し伝えます。

議 長 同意第7号 最上町消防委員会委員に須貝康幸氏を任命することについて同意を求める件を採決します。
本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

議 長 起立全員であります。
したがって、同意第7号は同意することに決定しました。

同意第8号 最上町消防委員会委員に須貝英幸氏を任命することについて本件の質疑を行います。
すみません、同意第8号から同意第10号までの件について質疑を行います。
質疑はありませんか。

(な し の 声)

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。
本件を採決します。
同意第8号の件を採決します。
本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

- 議長 起立全員であります。
したがって、同意第8号は同意することに決定しました。
- 議長 同意第9号 最上町消防委員会委員に伊藤勝一氏を任命することについて同意を求める件を採決します。
本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

- 議長 起立全員であります。
したがって、同意第9号は同意することに決定しました。
- 議長 同意第10号 最上町消防委員会委員に阿部幹彦氏を任命することについて同意を求める件を採決します。
本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

- 議長 起立全員であります。
したがって、同意第10号は同意することに決定しました。
- 議長 日程第10 議案第35号 最上町議会議員及び最上町長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
町長に提案理由の説明を求めます。
- 町長 議案第35号 最上町議会議員及び最上町長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご提案を申し上げます。
町議会議員及び町長選挙における選挙運動費用の一部については、公職選挙法施行令に定める額を準用し、条例により公費で負担することとなっておりますが、昨今における物価の変動等に鑑み、令和7年6月に公職選挙法施行令の一部が改正され、公費限度額が引上げられたところであります。
主な改正内容といたしましては、選挙運動用ビラの印刷費を1枚当たり7円73銭から8円38銭に、ポスター印刷費を1枚当たり541円31銭から

586円88円に定めるものであり、公費負担の限度額単価を改正することにより、立候補しやすい環境を整えることを目的に、最上町議会議員及び最上町長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正するため、提案するものであります。

よろしくお願いをいたします。

議長 これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。
討論を行います。
討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論はないものと認め、討論を終わります。
本案を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は举手願います。

(賛成者举手)

議長 举手全員であります。
したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第11 議案第36号 最上町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
町長に提案理由の説明を求めます。

町長 議案第36号 最上町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご提案を申し上げます。
少子高齢化が進展し、人口減少が加速している中で、男女共に家庭と仕事を両立できるよう柔軟な働き方を実現するため、国家公務員においては、仕事と生活の両立支援の拡充に対するため、令和6年12月に人事院規則の改正が行われました。
地方公務員においても均衡の原則に基づき、国家公務員と同様の措置を講ずる

必要があることから、最上町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を新設するもので、妊娠、出産についての申出をした職員や、3歳に満たない子を養育する職員に対し、仕事と育児の両立支援制度の周知と、制度利用の意向確認のための措置を講ずるものであります。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いをいたします。

議長 これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

1番 本宮 私から、この後の議案の部分にもちょっと関連してきててしまうとは思うんですが、現在、町の職員の育児休業、そういうところの取得状況、男性、女性、そんなに詳しい具体的な数字は求めませんが、そういう状況や割合の部分と、職員の方へのそういう対応の状況、具体的にはこの後に関係してくるであろう部分休業であったり、時差出勤であったり、時間外勤務のそういう配慮とか、そういうことというのは今どういった状況なのか、ちょっとお聞きしたいなと思うんですが。

総務企画課長 おはようございます。
ただいま、宮本議員のほうからの質問に対してお答えいたしたいと思います。
ただいまの職員における育児休業の取得状況につきまして、状況につきまして報告させていただければと思います。

現在、取得の状況におきましては、9月現在で3名の方が取得している状況になります。やはり今回の条例の内容といたしましては、先ほど、町長のほうからの説明でございましたとおり、これから妊娠、出産等について申出をした職員に対しまして、町側といたしましてもきちんと意向を確認し、また、いろいろな制度がございます。そちらについて、きちんと説明をした上で働きやすい環境を、また、生活と仕事の両立を図るために、制度を取得しやすいように説明するものでございます。

こちらの内容につきましては、今、このたび制度を改正するわけでございますが、当然のことながら、従前もこのような時期が来ましたら、職員に対してもきちんと説明をしておりますし、なお、法整備することによって、みんながこういう状況にあるんだというところで、職場の環境をも配慮させながら、安心して働く職場づくりを進めるための法整備でありますので、我々といたしましても、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、このような整備をしながら努めてまいりたいと考えております。

議長 ほかに質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。
討論を行います。
討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論はないものと認め、討論を終わります。
本案を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員であります。
したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第12 議案第37号 最上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
町長に提案理由の説明を求めます。

町長 議案第37号 最上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご提案を申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が令和7年1月に公布され、同年10月1日に施行されることに伴い、職員が育児と職務を両立しやすい勤務環境の整備を図るため、最上町職員の育児休業等に関する条例の一部改正を提案するものであります。

主な改正内容は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために勤務しないことを認める部分休業制度について、現行の1日につき2時間以内の部分休業に加え、年間を通じて一定時間内で取得可能な新たな部分休業を制度化することで、職員の育児状況や勤務形態に応じた柔軟な働き方を可能とするものであります。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いをいたします。

議長 質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。
討論を行います。
討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論はないものと認め、討論を終わります。
本案を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員であります。
したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第13 議案第38号 最上広域市町村圏事務組合規約の一部変更についてを議題とします。
町長に提案理由の説明を求めます。

町長 議案第38号 最上広域市町村圏事務組合規約の一部変更についてご提案申し上げます。
ご提案いたします規約の一部変更につきましては、最上広域市町村圏事務組合の事務執行体制において、組織管理面での機能強化が喫緊の課題であるため、事務部局と消防部局の全体調整を図るほか、施設の長寿命化をはじめとする財政の健全化を図るために、新たに特別職である総合調整監を置くことができるよう、変更するものであります。

なお、規約の変更につきましては、その手続上において、最上広域市町村圏事務組合の構成員である8市町村の議会にて可決されることが前提となっておりまして、その上で、最上広域市町村圏事務組合が県への許認可の申請を行うことになります。

つきましては、地方自治法第290条の規定により、規約の一部変更に向けて議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長 質疑を行います。
質疑はありませんか。
- 3番 尾形 おはようございます。
この議案第38号 最上広域市町村圏事務組合規約の一部変更について、昨年9月定例会でもこの話がありました。提案されました。私はやっぱり、疑問に思っていることも前回質問させていただきました。
それで今回、いろんな、今日までの間に説明がありましたけれども、まだ納得できない部分もありますので、その辺。今、町長のほうから、提案理由として総合調整監、事務局部と消防部門ということで、分けなくちゃいけないということであったんでしたけれども、その辺の経緯。ここまで来るまでに、前回も各市町村議会に上程する前に、広域市町村のほうで事前に話されたのかという話も前回ありました。
やはり私たちもそうですけれども、議会におられる各議員の皆さんもこれ納得を本当にしたのか、これするまでに経緯がどのような形であったのか、まずその辺。それで、それにプラスして、多分事務局部と消防部というので分けるために名前だけ変えた、前の副管理者から総合調整監という名前を変えただけで、内容が変わっている部分も私はあると思うので、その辺の変わった部分、どういうところが変わったのか説明願います。
- 町長 尾形議員から再質問がございましたけれども、この前全協でもお話ししましたように、前回の提案の仕方の中には、前回、最上町は不採択になったわけありますが、あのとき広域議会議員に全然説明がないままに町村に下ろしたということが、何分私はまずかったなというようなことでお願いもしたんでしたけれども、ああいう形になったということでおわび申し上げたい。
今回の提案についても、議会の提案者は、責任は私町長であるわけでありますので。ただ、今、尾形議員からおっしゃっていただいたように、現時点ではプロパー職員が若くて適任者がなかなかいない状況で、事務局長が置けない状況であるということ。そして今回、改めて消防のパワハラ問題が出たということも含めて、事務局長は一般職になるわけです。特別職ではないわけね。ですから、今回の調整監を置くことによって、消防部局と最上広域全体の在り方についてのアドバイスができるような人、まず期限を切って2年というくくりを持ってお願いするという提案になりました。
改めてそういう意味でのこれから消防行政、また、広域行政の円滑な職務に貢献してもらうために、今回の理事会を補佐し、事務局と消防部局の調整を図つて、円滑な広域行政につなげたいという思いの中で、今回の特別職、調整監という形の提案になりますので、どうかひとつご理解とよろしくお願いしたいと思

ます。

3番尾形 今、町長の説明がありました消防の関係で、パワハラがあったと。その調整役も必要だという、確かに今、広域消防のほうにも、職員も何かやっぱり不足、成り手がないんではないかという話もちらっとありますけれども、その辺がやっぱり、郡内と県民の生命を守る職員が消防職員として本当に私は必要だと思います。その辺で、消防職員も生活するためにも、いろんなそこの中で心配事が消防職員にはあると思います。その辺の調整役として私は必要だとは思っておりますので、やっぱりうまく、うまくという言い方は失礼ですけれども、でも、やはり町民、市民、県民のためにしっかりと働いてもらう環境づくりは私は必要だと思っております。

それで、説明の中で、管理者または総合調整監という、特別職を置かなくちゃいけないということで設置されるとすれば、正しいか正しくないか分からぬのですけれども、金額が1,000万円とか50万円とかという数字もいろんな形で出てきていますけれども、この場合、8市町村……役場のほうに、市役所のほうに、また議会のほうにも関係あると思いますけれども、お金のほうが本当に各自治体への負担がないのか。ないような話もちらっと聞きますけれども、本当に自治体の負担がないのか。あるとすれば幾らぐらい負担になるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

町長 今回、事務局長を置かないということについては、特別職でないと消防に対するパワハラ問題の調整も利かない。これから広域行政として最も大事だという提案でありますけれども、費用等については後ほど副町長からお話をさせますが、事務局長を置かないということからも大幅な増額にはならない、1,000万ぐらいということがありましたけれども、そういった中で、今回は特別職を置くことによって、広域行政とそして消防行政と全体を調整できる、そういう特別職を置くということで調整監のお願いということありますので、今最も大事なことないかなというふうに考えますんで、よろしくご理解をいただきたいと思います。

費用等については、じゃ、ひとつ。

副町長 じゃ、私のほうから、正確とまでは言わないんですが、大きな流れの中での数字について申し上げたいと思います。

まず、今年度の事務局長につきましては、臨時的な任用ということで、法的には1年限定となっているということで、かなり報酬といいますか、それも下がっております。6年度までは専任のプロパーの事務局長さんが配置されたということで、その年と今年と来年、特別職が置かれた場合の3つに分けた比較をちょっ

と申し上げたいと思います。

まず、昨年度につきましては、人件費の見方ですけれども、単に給与とか一時的な手当のほかに、共済金負担とか退職金等もありますので、こちらでほぼほぼ1,000万ということです。去年の事務局長、専任の段階で。今年度は臨時的な任用ということで、それよりかなり下がっております。

それから、副調整監ですね。今の説明で50万円以内というようなことであります、今、3段階で40万、45万、50万の3段階で、これから理事会でも検討していくというふうになりますが、仮にこれが45万という、月額報酬した場合の人件費につきましては1,000万ということで、去年までいた専任のプロパー職員の人件費とほぼ同じ額というふうになります。

ただ、状況が変わってきているのは、令和2年度から運用が始まりました再任用職員については、広域の場合は今年度から適用者が出てきたということで、今までの事務局長さんが再任用職員として働いております。この部分につきましては、大体年額、人件費相当につきまして約300万ということになります。そうしていきますと、今年度につきましては約1,102万円という、そういった額になります。

もう一度言います。現事務局長、臨時的な事務局長の報酬と、新たに今年度から導入しました再任用職員を合わせますと1,110万になります。これが来年度になった場合は、特別職の総合調整監の報酬プラス再任用を入れますと約1,300万ということで、今年度と比べると200万ほどの増になります。

ただ、考え方がありますが、事務局長がプロパーの職員または特別職を置かない関係なく、また別人の流れで再任用制度というのは適用されるべきものですので、一概に一緒くたにはちょっと論じられないんですが、お金の面から言うとそういうふうな計算になります。これを市町村の割合、最上町は大体12%ぐらいの負担割になっておりますので、それを割り算すると単純な増加額ということが算出できるなと思っています。

ただ、もう一点だけ付け加えさせていただきたいんですが、5か年の財政運営計画というものを広域のほうでも出していまして、私もその委員になっているんですが、今後5年間でちょっと多いんですけども、2,000万ほど負担金が減るという試算になっております。これは様々な設備関係の投資とか、それから、今般やっています消防新庁舎とか、その動きを見ながらということで計算していくと、今後は減っていくというふうな状況が予測されております。ただ、これを実現していくには、かなりやっぱり強力な調整リーダー役がいないとできないだろうというようなことでは、私たちもこういった委員の中で話し合っているところでございます。

金額については以上でございます。

3 番 尾形 今、副町長のほうから、いろいろな数字が上がってきましたけれども、なかなかやっぱり各自治体というのが、昨年起きた災害で、各自治体もいろんな形で難しいことがあるなというので、大変であるなというのは私は感じておりますので、少しでも各自治体の負担を減らすということを目標にしていただきたいなと。

それで、前回、私の質問の中で、天下り先を設定しているように感じるということも質問させていただきました。その中で、今回もこのかたちで、人事のほうで私たちがどうのこうのは多分できないでしようけれども、ただ、県の天下り先でないのかなといううわさもやはりちらちらとありますので、その辺の、今の天下り先でないんだよという言葉が出るのか。ただ、それは広域議会のほうで決めることなので、多分出ないと思うんですけども、その辺の今の状況をお知らせください。

町 長 前回そういう表現も一部あったように思いますが、決して天下りという方法ではないということをはっきり申し上げさせていただきます。

ただ、いろいろな議論の中で、今まで私の反省としては、やっぱり広域議会運営の理事会の在り方、広域行政の在り方については、毎月1回は定例の理事会があるわけですが、そういった経過の内容等々について、我々自身も、最上町の議会の皆さんにも、折に触れ説明しておくということをなかなかしてこなかったということは、物すごく反省点の1つになっています。

ただ、今回はそういったことではなくて、改めて事務局長は一般職でもあるものですから、特別職として調整監を設置していただいて、あくまでも原則2年間という限定の中で、広域行政と消防行政に対する指導の立場も含めた形で設置をお願いするということですので、どうかひとつご理解、ご指導よろしくお願いしたいと思います。

1 番 宮 本 私のほうから。

この総合調整監は、人材の話や専任の部分の話もありましたが、やはり実質市町村で今まで総務課長とか、そういったことを歴任した職員の方というのが適材になってくるのかなとか、そういったことも少し考えちゃうんですが、事前のですか、今回、全員協議会の中で、組合事務局長の説明では、今いる職員が経験を積んで事務局長になれば、総合調整監を置かないことも考えられるという話があったかなと思うんですが、そういう認識でいいのか。前回たしか副管理者の場合のときの話ですと、60歳を超える方が事務局長兼務で就任が可能というような考え方もあったと思うんですが、その部分が1つ。

要するに内部登用というのがあるのか、可能なのかというところを改めて確認したいのと、今、町長からも言われましたが、「2年間限定なんだよ」と言われ

ると、私たちは2年目以降というのが不透明なのかなって感じてしまうんですね。あわせて、総合調整監の設置の2年後の見通しについて、将来を見据えた職員の中の職員の育成であったり、組合組織や組合機構の在り方をどのように考えているのか。これ今までどおり総務課長を新庄市から派遣して、業務課長とかそういういったものは事務組合の内部の職員で担っていく考えなのか、そのあたりの組合組織、そういう機構の全体のこれからの方針というのは、理事会のほうではどのような話がされているのか。ちょっと以上2点、お聞きしたいなと思います。

町 長 ありがとうございます。

先ほど来お話ししておりますように、今現在のプロパー職員は50代ということと、なかなか事務局長までに至らないような状況の中であったものですから、そこには特別職を置かせてもらう、事務局長はあくまでも一般職である。そういう背景の中で先ほどもお話ししましたように、今回の消防のパワハラ問題もあった、第三者委員会の委員会にもお願いをしてきた経緯の中でパワハラがあったということもありますんで、特別職という形でお願いすることによって、消防のほうに対する指導も含めて、できるという環境の中で今回の提案でありますので、あくまでも原則2年であります。

ただ、再任用については、改めて議会の承認を得るという形でありますので、そういう経緯も含めて、今後皆さんにも丁寧な進め方を説明するような形の中で、どういうふうになりますか、今の段階で2年でいいのか、もう2年になるのかということも不透明でありますが、まずは2年が原則で、そしてさらに再任するためには、議会の議決が必要になるということでありますので、まずは最初のスタートとして、特別職でないと消防の指導もできないこと也有ったものですから、そしてプロパーの職員が若いということもあるものですから、今回の提案であるということでありますので、ご理解をいただければと思います。

1 番 ちょっと今、答弁もらっていないんですが、要するに内部登用というのも将来的に考えているのか、そういういたところまで育成とかも考えながら、今回の2年ということを考えているのか、そういうことを理事会がどこまで考えて、先を見通しての部分で今を考えているのかというところをちょっとお聞きしたいんですね。

要するに2年間限定、もちろん2年後はもちろん任期2年なので、2年後にもう一度諮ることはもちろんなんですが、その後の部分をどこまで見ているのか、その先はちょっととなってみると分からぬといいうような状況では、これ私たち、ちょっと難しいかなという判断がというところがあるので、まずその部分。内部登用ももちろん視野に入れながら、なれるんだよと。今回の総合調整監

にはなれるんだよというところがあるのかというところと、理事会の部分で、どこまで職員育成とか含めてこれからのことを考えているのかというところを、理事会の部分でちょっと話があるのかないのかというところも含めてお聞かせください。

町 長 説明不足で申し訳ございませんが、そういう意味で、この2年間を原則として今回お願いするわけありますが、将来に向けて、理事会との人材育成のことについて最も大事なことありますので、その経緯なんかも含めて、2年以降については、先ほど理事会での提案になろうと思いますけれども、議会の承認が必要になりますが、その経緯も含めて、人材育成というのは何よりも大事であるということありますので、そういったことが理事会の中でいろいろな事業等々についても、常に意識をした形の中で理事会の運営にも関わっていきたいと。こんな決意でいるところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

1 番 質疑回数も3回なので。

本 率直に内部登用とかというのも、もちろん方向性としてあるのかというところをまずお答えいただきたいなというところなんですが。

このたびの件は、職員の人員配置、言われているように配置が難しいと。事務局長になる人材のことが難しいことと、消防組織のパワハラの事案に端を発しているのだろうと考えるんですが、今回の提案されている部分にあるように、「総合調整監は理解を補佐し、職員の担任する事務、ただし、消防長及び消防署長が統括する事務を除く、これを監督する」とあります。今までのように、予算執行の調整などは特別職を置かなくてもできると思いますし、今回のようなパワハラのような事案が発生すれば、今回のように第三者委員会、例えば様々な報道がありましたら、答申によるところによると、消防部局内のハラスメントに関する相談窓口、苦情処理委員会にこれ外部の専門家を入れるべきだということも、話があったということもありました。

この事案がパワーハラスメントに該当するかどうかは、今回のように第三者委員会に委ねることになると思います。懲戒処分に関しても、懲戒処分審査会が今回行われたように開かれて、最終的には理事会理事長が判断するという中にあって、これ本当に総合調整監が必要なのかというところが一番私はちょっとまだ分からぬんですね。パワハラのような事案が発生しないように防ぐ、そういったところの意味合いで常勤が必要だということもあるのかもしれません、そういった意味での組織運営面での監督ということであれば、これ今の理事会理事長に与えられている権限の中で、常勤ではなくたってその部分の責務は果たせるんじゃないかなと考えてしまうんですが、それはできないってことなんでしょうか。最後なんでちょっとそこを2つお聞かせください。

町長 先ほど来も同じ表現になりますが、若手職員がいるということで、なかなか特別職になれるような状況もないということで、総合調整監にお願いするわけであります。これはずっと置くという形でなくて、今のプロパー職員の中で、そういったことを育てていくことも我々の責任として、教育しながら、お願いをしながら、消防行政と広域行政の在り方、これからの中上地域全体の在り方についての特別職に値する事務局長ということになれば、今の調整監を2年1回になるのか分かりませんが、そういう形にするということは原則として、今の体制の中で、何とかひとつそういう消防のほうにも指導できる、そして広域行政のことでもやれるような立場にまずは置かせてもらいながら、今のプロパー職員の中からも、そういうことの人才を育てながら今後対応していくということで理事会でもお話ししておりますし、これが最終的な理事長の判断と、我々の判断につながるんありますので。

ただ、何回も言いますように、その経過も含めて、全然皆さんに説明してこなかったということが私自身も大反省をしているわけでありますので、決定権だけでなく、経過も含めた広域行政の在り方についての経過も説明していくということが、これから私の大きな、これから頑張っていかなければならぬ課題の一つだなと思っているところでありますので、まずは今回の特別職調整監の任務についてはご承認をいただいて、そしてその後のからのプロパー職員の育成も含めて、分かりやすい制度設計の在り方については、理事会でまず理事長を中心として頑張っていかなければならぬ。こんな決意でいるところでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

2番 林 今回の議案についていろいろ説明をいただいたり、全員協議会のほうにお越し頂いて説明をいただいたりしました。正直言いまして、説明をいただければいただくほど、何か分かりにくく感じるふうに感じ取っているのが正直なところです。

本当に素朴な質問になってしまふかも知れないんですが、今、宮本議員が聞かれたような内部登用はないのかということを、はっきり町長からの回答がなかつたように感じるんですが、すごく年齢のことを何度も何度もおっしゃいました。なかなかいい人材が、まだ若くて経験がないというようなことを、いろんな理由の中で上げられていることを何度もお伺いしました。これ、そういう年代のはざまというか、そういうことが発生するということはいろんな場面で往々としてあると思うんです。実際に、町の役場の中でもそういったことがあるということは今まで感じました。経験がやはり不足しているということが、私、全員協議会のときに、若い方では、50歳代の方では駄目なんですかということを、私もそのときも質問をさせていただきました。やはり経験がないから、経験がある方をどうしても置きたいというところが、そこもまた私はちょっと…

…かえって疑問に感じてしまうところがあります。

改めて内部登用、そして、若い方がそういった職務を担うということは考えられないのでしょうかということをお伺いします。

町 長 今、50代の方が2名おるわけでありますけれども、決して未熟ではありません。そういった面でこれから広域行政の在り方については、大変頑張っていたかなければなりませんし、頑張っているわけです。

ただ、特別職という形で、今回のパワハラがあったということが大きな問題の一つとなりましたけれども、改めてそういった面で、調整監を置かせていただく中で、今の職員も一緒に一つ育てていくという形の中で、将来、私は事務局長が特別職としてあり得るぐらいの資質に育てていくということが、まず今回の提案になっていくのではないかなど。決して今の若い職員が、未熟で駄目だと言っているんではないんですよね。

改めて、今まで以上に広域行政の在り方、業務の在り方は極めて極めて大事な論点になっているわけでありますので、そういう意味で、人材育成も含めて、今回の総合調整監を一つ方策をしていただくような形の提案となっているところでありますので、ぜひひとつご理解とご協力を願いしたいと思います。

9 番 佐 澤 今、50代の方が2名、本来ならば、我々のほうに謝罪すべきものではなかつたのかなというのは、これ理事会の人事ミスです。分かっていたはずです。昨年までいた事務局長が退職される、その次には50代、空白があったんです。これ人事ミスです、完全な。それで謝罪一つない。それで、穴埋めをするためにこういった形で補おうとしている。そうすることによって、先ほど3番議員さんも言っていました。各自治体からの持ち出しが増えてしまうと。

ごみ問題であればこれは仕方ありません。これから人口減少がますます起きます。その中で、人口減少が起きていってもごみが急激に減るということもないんですね。それを処理する機械は何十億ですよ。それを、今までこの町で1万3,000人いたときと同じ負担がのしかかってくるような、そういったことも考えていかなければなりません。だから持ち出しを1円でも少なくしていく。そういった行政の在り方でなければ、8市町村集まっているんだから割当ては少しづつだよというふうな、そんな甘い考え方でやっておられるのかなと。先ほどから1,000万という人件費、とんでもないくらいに大きな数字です。当町も予算を組むとき、ぎりぎりの内容で組んでいるはずです。にもかかわらず、広域行政になってくると、そういったことがないがしろにされているんじゃないのかなというふうにも考えられてしまいます。

この2年間という、前と違ってきたのが、置くというふうなことだったんですけども、置くことができる、これが一つの手品かなというふうに思うんですけど

れども、マジックを使ってもそれでも理解できない。本当に2年だけで済むのかと思った今の状況で言つたら育ちません。年を重ねていくだけですよね。ですから、こういった人を置くんだというような理由が見えて来ませんし、2年間勤められてもまだ成長しません。年齢から言つたら。最低でも4年、もしかしたら6年が必要になります。それを誰が見定めるのか、今の理事会ではないですか。どうもその理事会の方々の在り方というもの、考え方というものが不安でならないわけです。本当に底辺である各自治体のことをどれだけ考えながら、この広域行政を持って行かれようとしているのかも見えてきませんし、あまりにもお金の使い過ぎな部分も出てくるなど。

今回の消防庁舎、これは市民、町民、村民を守り、命を守るための建物でありますし、近代的な建物の中で、そういった人命と財産を守るべき建物としてこれは活用されるわけですが、その中で働く人にパワハラ問題が起こっていたと。そのパワハラ問題に関して理事会で示したのが、パワハラを受けて辞める人もいるし、パワハラを受けて心が病んだ人もいるし、立ち直れない人もいる中で、あまりにも甘過ぎる処分でなかったのかなと。懲戒処分があまりにも甘過ぎたんでないのかなと。原因は第三者委員会によって究明されましたが、そこではっきりとしましたが、それでもそれに見合ったような処分であったのかなということも、逆を言つたら、理事会そのものがゆがんでいないのかなというふうに思えるわけです。

ですから、ここにいるみんなも疑問点が拭えない。昨年と名前が変わっただけではないのか。説明をされましたけれども、そうとしか思えない。そこには、理事会のあるべき姿が見えなかつたというのが事実ではないんでしょうか。ずっとこの総合調整監を置くというふうなことは、先ほど最初にも言いましたけれども、理事会の人事ミスです。ここからこのことが発生しているんだということを、まず自覚しなければならない問題であるというふうにも思います。

一気に全てを解決することはできないかもしれません、これからのあるべき理事会の姿というものを、もう一度検証しなければいけないなと思うわけですけれども、今、町長、その辺を理事としてどのように受け止めているのかお尋ねいたします。

町 長 ありがとうございます。

今、副議長の佐澤議員のおっしゃるとおり、理事会の在り方、このことが最も私は今までの経過も含めて、反省に立った上で、今ここに立たさせていただいておりますが、まさしくまちづくりは経営であるわけですから、それがこれから的地方創生の8倍の魅力を発信する、いい意味でのいろんな課題がたくさんある中で、暗に甘んじて「こうします、ああします」では駄目だということも含めて、経営のことも含めた形で、そしてその中で人材育成をどうするかということも含

めた理事会の在り方、我々の責任でないかなと、こんなふうに思いますので、今回を契機に改めて改めて理事会に対する今後の考え方、計画の在り方、人材の在り方、制度の在り方についてより強くして臨まなきやならないなということで、今、副議長さんの意見を聞いて胸の痛い思いになるわけですが、私自身も未熟なこと、説明不足もあったということをおわびを申し上げますけれども、改めて決意をした形の中で、今後の最上広域全体の総責任者である理事会が最も大事なんだということで、最上町議会のこの思いを改めて理事会にも発言させていただく中で、今回まずは2年原則の、そういった面での消防のパワハラもあった、本当に大変な状況にもあった、そういうことも含めて今後の課題解決につなげるために、調整監を置かせていただくということでありますので、今後の広域行政の在り方について、決意を持って臨ませていただきますので、どうかひとつ、今回の案件についてはご理解をいただきて、ご承認をお願いしたいと思います。

9 番 佐澤 今後10年、20年先の考えると、広域という文字から離れることはできない。広域でやらなければならないものはたくさんあろうかと思います。1自治体だけで生きられるのかという……そういうことを考えたら、ごみ問題だけではなくて、全ての課において、必ず広域というものから進めていかなければならぬ問題が多数出てきます。

今、8市町村独立しているわけですが、合併というのに踏み切らなければならぬ町村も出てくるかもしれません。8市町村全てが合併したならば、広域という文字はなくなるでしょうけれども。ただ、合併問題ではありませんので、この問題は、このことは深くはお話ししませんけれども、そういうことも考えながらやっていかなければならない時代にあるんだということです。

介護保険にしても、広域でやらなければならない問題であると。病院問題にしても、広域でやらなければならない問題に必ずなってくると。1自治体だけでもっていけない、1つ考えてみればすぐ分かることなんですけれども、行政サービスとしてごみの取扱いや回収をしているわけです。さて、これ、どういうふうなことになっていくのか。あと数年、10年やその間で担い手がおられるのかということ。そういう行政サービスが、ほとんどできなくなってくるようなことも考えなければならない問題であると。これも広域的なやり方で、最上町の業者が舟形まで行って回収するとか、そういうことも考えていかなければならぬよう、いろんな問題の中で広域化していくべきやならない。そしてその先には合併という文字が見えてくるわけです。

それらを考えながら、今の8市町村が取り組んでいる広域事業。どうも8市町村長は、広域という組織を自分の自治体と同じく考えて見ているのか、やっているのか、ここが一番の問題だなというふうに思います。自分の自治体だけで手い

っぱいなのに広域という、自分の自治体と同じような、そういう心構えで運営できているのかということ。かなり厳しい問題があろうかと思います。ですから、こういった総合調整監というのも、必要とされるのではないかなということは分りますが、いたずらにこういうふうに人を増やすということではないといふことも理解しますが、どうも私たちには何か増やせばいいんだというような、その裏には何があるんだというふうになったときに、8市町村の理事の方々が、自分の自治体よりも力を入れていないなど、入れられないなというふうな、入れたくても入れられないなど。そんな時間がないんだなというふうに思えてなりません。

ですから、理事会の在り方というものを、先ほども言いましたけれども、そういった先の、8市町村のこれから先の、10年後20年後を見据えた中でのやり方も、きちっと取組を入れていかなければならぬんではないのかなというふうに考えますが、この総合調整監を含めながら、町長の考えをもう一度お示しをいただきたいと思います。

町 長 今、佐澤議員の一言一言を、身の引き締まる思いで拝聴させていただきました。

何といっても、理事会の在り方の今までの考え方を、もう一遍再構築していくべきやならないということも含めて、多くの反省をしながら、今、身の引き締まる思いでいるところでありますので、これからも一つひとつ、合併というお話しなんかも初めて今言われましたけれども、一つひとつのまちづくりだけでなくて、8倍にするということが大きな広域全体の目標でもあるわけでありますので、これから財政問題も含めて、これからもひとつ広域行政の在り方についても、理事者の1人としても責任があるんだということも含めて、改めて決意をしながら、これから理事会の在り方についても、大きな発言の中で、今日の最上町議会の皆さんのお意見なんかも反映させていただくような形の思いを伝えながら頑張っていきたい。こんな思いでいるところでありますので、改めてこれからの広域行政に対して、決意をもって臨ませていただくということでご理解をいただいて、今回の案件についてはまずご理解をいただければと思いますので、よろしくお願ひします。大変なご指導、ありがとうございます。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。
討論を行います。

討論はありませんか。

(な し の 声)

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。

本案を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

議 長 起立4名です。

賛否同じでありますので、地方自治法第116条第1項の規定により議長が裁決しますが、私から最終的な私の考えを申し上げます。

今、いろんな部分で皆さんの質問をいただきました。そして、それにも的確に提案者であります町長のほうから、今までの経緯と、それから、その原因是、一番最初に昨年の特別職を置くという、副管理者制度の導入に遡るわけですけれども、その点はルール的にはもう廃案になっている案件ではありますけれども、今日につながっている部分が、広域行政の一番大きな今の課題になっている部分だというふうに理解をしております。

確かに、昨年の広域事業の中での考え方を提示をされましたけれども、ただジャンプ的に、上から我々広域議会のほうにも説明すら何もないままで、そして賛否を問うという、ちょっと横暴的なことがあったということで、皆さんの意見も集約した中では、全会一致で否決をせざるを得なかつたということが起きております。

そのことが今日いろんな部分で尾を引いている部分はあります。しかしながら、広域事業をやっている部分は、我々1町村単位でできるような時代ではありません。8市町村しっかり連携を取って、今、皆さんにお話もされました。そういうこれから将来的な展望も含めて、ここでしっかりともう一度原点に帰って、8市町村が、最上地域が一丸となって取り組んでいかざるを得ない、大きな問題だというふうに私は理解をしております。

だとしたら、町長が何回も皆さんに説明をしております。今までそういう部分では、理事会の取ってきたいろんな行動の部分も少し違っている部分もあったというふうに釈明もされておりまし、今後は今まで皆さんからいろんな部分でいただきました意見をしっかりと受け止めながら、そしてこれから、いろんな部分でしっかりと情報交換しながら、責任を持って理事会の運営に当たりながら、この8市町村の広域の事業の安定的な推移をするために、責任を持って頑張っていくということをしっかりと答弁もいただきました。これは我々、ここに住む住民みん

の一番大事な部分だというふうに理解をしております。

今まで皆さんのが受けたいいろんな疑問点の部分もしっかりと受け止めて、それを反復をしながら、そして一步でも二歩でも前に進む。同時に、かかる経費もできる限り、各町村の財政状況が厳しい今の状況でありますけれども、そういう中であればあるほど、しっかりと財政とそれから事業の必要性をしっかりと受け止めて前に進むと。そういうことを責任を持って理事会のほうでやってもらうと。そういうことをしっかりと私たちの思いの中を酌んでいただきますようにして、そしてみんながこの8市町村としっかりと連携を取って、1つの地域をしっかりと守るという思いを、みんなで共有することを私は願って、この案に賛意を示したいと思います。

以上です。

議長　ただいまの議案第38号は、原案のとおりに可決されました。

ここで暫時休憩します。

開会を30分にします。

休	憩	11時18分
再	開	11時30分

議長　会議を再開します。

議長　日程第14　議案第39号　令和7年度最上町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長　議案第39号　令和7年度最上町一般会計補正予算（第4号）についてご提案申し上げます。

ご提案をいたします補正予算は、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ2億3,208万2,000円を追加をし、総額を72億1,238万6,000円とするものであります。

詳細につきましては、審議の過程におきまして関係者から説明させますので、よろしくお願ひをいたします。

議長　質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番　私から質問させていただきます。

佐藤（正）　16ページの地域おこし協力隊事業費ですが、この地域おこし協力隊の

ミッショントをご説明願いたいと思います。

産業振興
管理監
兼商工観光
課長兼
エネルギー
産業推進

室長兼
産業振興
センター長

議員のご質問にお答えさせていただきます。
産業振興部門で担当しております板垣と申します。
実はこの地域おこし協力隊の予算が載ってございますけれども、私どもが管理
している、商工観光費のほうの30ページに記載あります会計年度任用職員関係
の報償費であったり、手当等に関するところの減額とも密接に関わっております。

商工観光課では、年度当初始まる前から国際交流の推進員の募集を行っていました。当初、昨年度までに地域おこし協力隊で勤めてくださった方が、非常に高い功績を残してくださっておりまして、その方を会計年度任用職員として雇用していくというような計画でございましたが、その方が急遽別のところにお移りになられたということで、最上町が進めようとしている国際交流についての推進が滞るおそれがございましたので、それらを進めてくださる推進員を募集しておりましたが、その募集に応募者がなかなか現れませんでしたので、打ち切ったところです。

しかしながら、今後の国際交流を進めていく、また、当町としてはインバウンドの強化ということを図っていくためにも、ぜひインバウンド強化、国際交流推進のために尽力をいただける人材を募集したいと思っておりまして、国際交流の推進員のままではなく、広く国内、国外の方々からも知っていたいけるような情報の出し方として、また、職員の採用の仕方としても、地域おこし協力隊として採用していく方向を固めたほうがよいのではないかとなりまして、こちらの総務費予算のほうに、地域おこし協力隊の予算を起こしていただきながら、逆に、商工費の会計年度任用職員の予算を減額させていただく補正を組ませていただいたところでございます。

8番
山崎

私のほうから、4点ほど質問させていただきます。
1つ目が16ページ、真ん中のほう、財産管理費の庁舎管理費の中にあるLED照明賃借料33万、これ、この後も様々な項目に計上されていきます。実は昨日の総務文教委員会では説明を受けているんですが、改めてLED照明に切り替えて省エネを目指していくというところだと思うんですが、賃借料になった理由をお答えいただきたいのが1つ。

2つ目が28ページ、農林水産業費の上段、有害鳥獣対策費158万3,000円の部分で、近年、全国的にも鳥獣被害が増えている中で、毎年この質問をさせていただいているんですけども、やはり今年もさらに増加の傾向にあることから、このような補正になっているかとは思うんですが、今の被害状況とか、農業被害にも及んでいるかと思いますので、その部分など報告をいただけ

ればなと思います。

3点目、30ページ、赤倉ゆけむり館運営費の中の維持修繕費の内容についてお伺いします。こちら、8月上旬から赤倉ゆけむり館のサウナのほうが故障している状態で、現在も復旧されていないというふうに聞いております。この中の幾らかがサウナの修繕費ということも事前にちょっとお伺いしたんですが、十数万の部分だと思うんですが、サウナを楽しみにゆけむり館を利用されている利用客から、本当にいつ復旧するのかという問合せもきている状況の中、この規模の修繕費を補正に入れて、承認を得てから修繕という流れが本当に正しいのか、そのサービス業の部分として、当初見込んでいた予算の中から修繕ができなかったのか、その部分をお伺いしたいなと思います。

最後に4点目、32ページの除雪車修繕費の中にある……すみません、間違えました。除雪対策費の下のほう、電話料の部分が除雪管理システムの導入ということを聞いておりますが、こちらはどのような仕組みになっているのか、その部分をお伺いいたします。

総務企画課長　　それでは、私のほうから、第1点目のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

このたび、LEDの照明の切り替えにつきまして、私ども総務のみならず、各課にわたって子ども支援課、商工観光課、教育文化課、計5か所におきまして、LEDの照明のほうを交換する予算を組ませていただいております。こちらにつきましては、賃借料というような形でリースを組んでいきたいと考えているところでございます。

これ、リースにした理由はどういうことかというようなことでのご質問をいたしておりますが、リースではない一括工事になってしまいますと2,500万ほどの前提で、この5か所分を一括工事しますと2,500万ほどの工事費になるというふうなこともございましたので、ここはいろいろな予算との兼ね合いを見ながら、また、予算の平準化なども考えたときに、やはりリース事業で持っていたほうが、全体の予算、今後の予算を組むにいたしましても、バランスが取れるんではないかというようなことから、このようにさせていただきました。

また、5年間のリースというようなことになりますので、この間のメンテナンスも込みの内部となっております。そのようなことも理由の1つかというふうに考えているところでございます。全体でこれから予算をお認めをいただきまして、実際の期間が11月から考えますと、今年度においては5か月間のリースになろうかというふうに考えているところでございます。いろいろ、これの効果につきまして分析してみると、例えば庁舎におきましては、照明関係が325か所ございまして、この照明をLEDに換えますと、電気使用料におきまして3,720キロワットアワー、今使いますけれども、LEDに換えますと73%

ほど電力が削減できるというふうなことから、電気につきましては1,000キロワットまで下げるることができます。

また、これを電気使用料、金額に換算いたしますと、基本料金を合わせて、今
の1月当たりの単価が11万8,000円ほど一月電気代がかかっていますけれ
ども、LEDにしますと今のようなことを計算し、月3万1,660円まで削減
することができます。また、それプラス、リース料が庁舎の場合は6万
6,000円が加わりますので、それらを含めたといたしましても、月当たり
2万円ほどの削減ができるんではないかというふうに考えております。また、こ
れらリースが5年間終了しましたら、リース分が今度浮いてきますので、あわせ
ますと8万6,000円ほどの削減が見込まれるというふうなことから、このよ
うな計画を立てさせていただきました。

なお、庁舎だけでなく、先ほど言いましたけれども、各課において主要なと
ころを5か所換えていきたいと考えておりますので、なるべくこういったコスト
低減、または全体の電気料の削減に向けて推進してまいりたいと思いますので、
よろしくお願ひしたいと思います。

農林振興
課長 兼
農業委員会
事務局長

ご苦労さまです。

ただいま山崎議員からありました、28ページ、有害鳥獣駆除委託料158万
3,000円に関する質問をいただきました。

今年は皆さんもご存じのとおり、熊、イノシシ共に、住民の方が生活している
生活圏までの入り込みが増えてきております。最新のまとめであります、ツキ
ノワグマにつきましては18頭の捕獲、イノシシにつきましては14頭の捕獲の
状況となっております。

その被害につきましてであります、被害額について算定はしておりません
が、水田に入られて稻を熊に食べられたというところもございます。あと、イノ
シシにそばを作付しているところに入り込まれて、ソバの収穫ができなくなる
というところも出てきておりますので、これから稻刈り、ソバの収穫が行われます
けれども、そのときに集計などを行ってまいりたいと思います。

熊、イノシシにつきましては、これから秋にかけてますます出没する可能性が
ありますので、住民の方々に注意喚起を促してまいりたいと思っております。

以上です。

産業振興
管理監
兼商工観光
課長 兼
エネルギー

ゆけむり館の維持管理費について、質問をいただきました。

施設修繕費の内容の中には、サウナの修繕費も含まれております。この見積り
としては、十四万四千何がしという金額を見積もっているところでございます。
そのほかの大きなところは、貯水槽の修繕をどうしても行わなければならないと
いうようなことで上げているところであります。

産業推進室長 兼
産業振興センター長 サービス業としてサウナは非常に魅力的で、これを早く修繕してお客様に提供することはできなかったのかということでございますが、サウナの修繕については、確かに8月上旬から故障が続いておって、一時町内の事業者さんから対応していただきながら回復したことございました。そうした中で、またお盆頃にやっぱり駄目だというようなことになり、急遽、製造元から人を呼びながら動かすような形にしないと、点検していただきながら、来たときにしっかり部品をそろえた中で修繕してもらうというようなことの中で行っていただく予算として、このたび14万4,000円というものを見積もって、修繕費として上げさせていただいたところでした。すぐ来られなかつたのということがございましたが、お盆の需要期を逃した中でしか来られないというようなこともあります、9月の初旬から9月議会が開催されるということもありまして、正式に提起してから、上程してから修理に当たるというふうなことを考えさせていただいたところでございます。

ゆけむり館の修繕費については、もうほぼほぼ底をついている状態で、予算の運用としては需用費の項目内で、流用等がきくような操作はできるんですけれども、なるべく修繕費の中で正式な手続をというような形で、このたび上程させていただいて、10日ほど延びるような形にはなるんですけども、正式な手続で工事をさせていただきたいということで、今まで工事を延ばしているところでございます。工事といいますか、修繕を延ばしているところでございます。

建設水道課長 ご苦労さまです。
32ページ、除雪対策費、電話料の12万8,000円でございますけれども、こちらにつきましては、議員おっしゃるとおり、今年度から導入予定の除雪管理システムの部分の通信料になります。管理システムの通信料というよりは、管理をするためのタブレットを3台整備させていただきます。その部分の通信料になります。タブレットを整備することで、現在の位置情報であったり運行経路、あるいはその時間の画像データであったり、そういうものを収集できますので、その部分の通信料となってございますので、よろしくお願いいたします。

8番山崎 LEDの部分でとてもよい取組だなと思いますので、今後、様々な施設の部分で、また必要になってくるところもあると思うので、計画的な対応をお願いしたいと思います。

鳥獣被害については、やはり……何というんでしよう、夏野菜、せつかくもうすぐ食べ頃というところで、獣に食べられてしまったというところをよく耳にしており、本当に一所懸命育てて、最後にというところで、本当にやる気がなくなってしまうような部分でもあると思います。

多種多様な農産物が直売所などに並ぶことが最上町の農業の部分で、また、誘

客にもつながっているところでもありますので、しっかりとした対策、また、田作の補助の部分の周知、そして特に熊ですかね、今年はもしかするとブナの実が不作で増えると懸念されておりますが、それだけではなく、やはり何というんでしょう、生ごみとかそういったものを外に放置せずに処理するとか、住民が住んでいるところまで、新庄市のほうでも駅の近くまで熊が来ているという状況もありますので、そういった部分で「気をつけて」だけではなくて、来ないようにするために、各家庭でできることに対する周知の徹底をお願いしたいと思います。

ゆけむり館のサウナについては話は理解したんですが、今後、もしこういった議会が終わった後に、何か修繕が必要なことが発生して、それがサービスの低下につながるようなことであれば、やはり議会の承認を得る前に、対応できるような予算措置をしっかりと取っておいていただきたいなと思います。

除雪のほうも、より効率的に除雪ができるシステムを、DX化の一環として対応していただいていると思うので、ぜひ今回の導入に対する効果とか成果などを、冬が明けたらまたご報告いただければなと思います。

熊について何か答弁あれば、お願いいいたします。

農林振興課長 兼 農業委員会事務局長 ただいま山崎議員から、再度有害鳥獣の、特に熊への指示ですね。そちらのほうが、住宅地とか住んでいるところに来ないように、ごみを捨てたりということで、周知徹底ということありました。

今年、山のほうは不作となっておりますので、秋にかけても熊の出没が予想されますので、そういったところに生ごみや、あと、あれですね、夏場ですとスイカの皮とかもそうなんですかけれども、秋にかけて家の外に捨てないようにお願いしていきたいと思います。

あと、電気柵につきましては、今年の事業については県、町の補助事業ですけれども、メニュー、事業費は目いっぱいになっておりまして、来年に向けまして、先月の広報で要望を集めているということで、周知させていただいております。今でも問合せが来ておりますけれども、県のほうで二次募集なんてあればそこで対応していきたいと思いますが、来年に向けて準備のほうを進めていきたいと思っております。

以上です。

建設水道課長 除雪管理システムにつきましては、今年度初めての導入ということで、まだまだ未知数であります。当然、町民の皆さんのがんの冬期間の道路除雪については、生活を守る大変重要な業務でありますので、今シーズンはシステムを動かしながら、来シーズンに向けてつなげてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

2
栗

番 林 私からは、16ページの一番下の欄、地域交通リ・デザイン推進事業と、次の18ページにも公共ライドシェア導入支援補助金とございますが、こちらの件についてお伺いします。

あらかじめご説明いただきましたことなんですけれども、何点か確認させてください。まず、16ページの12、パンフレット等作成業務委託料というのがございます。これは例えばロゴですとか、いろんなパンフレットやチラシ等を作成するというふうにお聞きしています。例えば、今現在行われているデマンドの案内のチラシ等は、役場の多分印刷機等で印刷されたものを配布するような形に今なっていると思います。

例えば車のデザインとか、そういうもののデザイン等にも、デマンドの場合は多分デザイン料などもかかっているのかなとは思うんですが、今回、このパンフレット等の作成というのが、多分ライドシェア関係のものになるとは思いますが、そういった一般的な車の、中古のたしか車等を準備するというような形ですし、委託というか、町営でない部分なので、あまり派手なデザイン等はないのではないかというふうに私としては察するんですが、この120万円という金額のデザイン料的なものにかかる金額。それから、パンフレット等、町民の方や利用する方にパンフレットを見てもらうもの。それから実際にボランティアとか、そういうものに参加してもらうためのお知らせ等もあるかと思いますが、その辺の内訳はどういうふうに、どんなふうになっているかというのを細かく教えていただければと思います。

それから、次のページ、18ページの公共ライドシェア導入支援補助金という30万が載っておりますが、導入のための支援補助金、内容はどういうもののかお願いします。

総務企画
課長

ただいまのご質問にお答えします。

まず、1点目のパンフレットにつきましてのご質問をいただきました。

こちらにつきましては、まず、今までパンフレット等はございましたけれども、議員がおっしゃるとおり、町の手作りのパンフレットというような状況になっておりました。

このたびのパンフレットにつきましては、現在進行中のデマンドの部分と、新たに今度はライドシェアの部分が加わってきます。また、民間事業者のほうでは、福祉バス、福祉タクシー、介護タクシーなども今進めておるところもあります。そういったところを、町全体の交通につきまして、網羅したような形で全体のパンフレットを作りたいと考えているところでございますので、今、個々に行っているところを全て統一しまして、町としてこういった運送に関わる、または交通に関わる部分を紹介できるパンフレットを作成してまいりたいと考えております。

ですので、プラス、ロゴマークの作成につきましても、一緒に最上町のマークといたしまして、新たなライドシェアもできますけれども、そういったところのロゴマークも併せて考えていただきたいなというふうに思っております。実際の金額の内訳につきましては、この範囲内で進めていきたいと考えておりますので、ご了承願いたいなというふうに思います。

あと、次のページにあります、ライドシェア導入支援補助金の内容につきましては、先日もお話しさせていただきましたけれども、このライドシェアをスタートするに当たって、いろいろなものをそろえなきやならないというふうに考えております。今回協力いただきます事業主体となる方々が、いざスタートする際に、パソコンの整備であったり、あと受付する電話であったりと、いろいろなものが必要となってきますので、スタートさせる上で、支度をするまでの準備をする上で、いろいろなものを整備するための補助金ということで、これらのところを支援してまいりたいと考えております。

いろんな事業をスタートする際に設備が必要となる部分につきましては、大きなものに関しては車両となるわけですけれども、これは町のほうで、車両費ということで160万ほど予算をあてがっておりますけれども、その他細々としたところを支援する部分について、30万の補助金という形でスタートさせていただければなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長　ここで13時まで休憩します。

休憩　11時59分
再開　13時01分

議長　それでは、休憩前に復し会議を再開します。

引き続き議案第39号の本年度の一般会計補正予算についての質疑を行います。

2番　先ほどのお伺いした件で、さらに質問させていただきます。

栗林　16ページの地域交通リ・デザイン推進事業の中のパンフレット等作成業務委託料、そして、その次の18ページの公共ライドシェア導入支援補助金のことをお伺いしました。

説明をいただいたところなんですが、パンフレット等の作成業務で、正直言つて、もう少しこの経費を抑えることができないのかなということを感じたので、質問させていただきました。というのは、例えば、庁舎、役場内でも、いろんな部署の方がいろんなチラシを作成したりする機会をよく目にします。例えば、会計年度任用職員の方などでも大変きれいなチラシ等を作成される方もいらっしゃ

って、そういうものを配付資料として使われることもあります。いろんな、そういった職員の皆さんの中の技術とかも上がってきていますし、今、例えば、印刷業者さんなんかでも格安のいろんなシステムを持った印刷会社等があります。なので、なるべくこういったものを、できれば自作のような形で経費を抑えることができないかどうかというのを再度お尋ねします。

それから、公共ライドシェア導入支援補助金についてなんですが、これ確かに前回説明を事前にしていただいたところでしたが、その中で、今、デマンド交通等の実績のある団体さんに依頼しようかと考えていますという、まだ決定ではないということだったんですが、そういう実績のあるところにお願いしたいと考えていますというご意見だったんですが、そういうところだと、多分いろいろ今まで使っていたシステム等、そういうものを同時に使うことができるんじゃないかなと思います。30万円という支度金なんですけれども、こういったものを少しずつでも見直すことができないかなというのは、やっぱりそういうものを見越して、今まで実績があるところの団体さんに依頼があるんじゃないかなと。まるつきり新しい団体さんにお願いすると、いろいろな、様々なことが発生していくと思うんですけども、今までお願いしていた団体さんにお願いすると、もう少し費用を抑えることができるのではないかと感じたので、そういうことはどうなのか、質問させてください。

それからもう一つ、さっき、もう一項目、16ページの先ほどパンフレットの件でお伺いした、その下のもう一行下に地域交通システム導入研究業務委託料という50万円という項目がありますが、すみませんが、これについても、もう一度内容を確認させてください、お願いします。

総務企画課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

まずパンフレットの件につきましては、先ほどからの引き続きの質問になるわけでございますが、120万円の内訳につきまして、先ほど申し上げたところを訂正させていただければというふうに思います。

内訳といたしましては、100万円がパンフレットの部分、そして、20万円がロゴの部分ということで、大変申し訳ありませんが、訂正をさせていただければというふうに思います。

そして、この内容については、本来であれば、こういった業者の方に頼んで実際進めていくわけですけれども、版権につきましても買取りになるというようなことですので、今後またパンフレットが少なくなって増産するなんていう場合は、もう町の権利に移るものですから、我々の手で増版することも可能になってくるといったことになります。そういったことも含め、デザインから作成まで全てお願いすることで、この金額になっているというようなことになります。

今、議員からは自前でできないかというような話でございましたが、こちらに

については、このたび初版でございますので、そういったスキルを持っている職員はたくさんおりますけれども、きちんとした形で初版は作っていきたいと考えておりますし、今回、この事業を推進するに当たりまして、歳入のほうで国から補助金を頂いております。こういった関係から、きちんと契約行為もありますし、補助事業としてのいろいろな手続の際に契約したところの証拠もつけなきやならないということもありますので、自前でやってしまうと、こういった補助事業にも該当できませんので、こういったところから、このたびはきちんとした形で業者にお願いをしながら作ってまいりたいなというふうに考えておりますので、自前のところは、本当に言われるとおりと思いますが、このたびはそのような形で進めさせていただければというふうに思います。

あと、引き続きまして、その下段にあります地域交通システムの導入研究業務につきましては、これらについては当初予算のほうにも出させていただいておりまして、このたび事業の中でさらに追加する部分が出てまいりまして、現在、このシステムを考えるに当たって、町の現状分析であったり、今後どうすべきかといったところのシミュレーションをしたり、いろんなところを研究してもらっている中で、さらに動画での紹介もどうかというふうなところから、今度はショート動画を作りたいというふうに考えておりまして、その部分の業務が追加となります部分につきまして、このたび委託料といたしまして50万円ほど追加させていただく内容となっております。

以上になります。

続きまして、失礼しました、3点目の18ページの補助金の考え方につきましては、同じ事業者で、かつ実績のある方でという説明をさせていただいたのは、やはり今まで3年間デマンドの受付業務をなされた方になりますので、そういった受付業務は本当に手慣れたところに今来ているというようなことで、引き続きこの流れをもって、ライドシェアについても受付をしながら実際運行もお願いしたいというふうに考えておりまして、共通すべきシステムであったりというところは、このたびのシステムについては共通できるとは考えておりませんので、そこも、システムをまた流用するようなところも考えておりません。ただ、新たに受付する電話は別にしなきゃならないと考えておりますし、そういった意味から、電話だったり、システムを別に考えるというところから、支度金が必要なのではないかというふうに考えております。同じようなシステムを使うとなれば、また、使えないことはないんでしょうが、システム改築、改修も必要となってしまいますので、そこは分けて考えていきたいなと思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

1 番 自分も今、16ページの地域交通リ・デザイン推進事業に関連してお聞きした
宮 いんですが、この事業については、新年度当初予算で今、先ほど説明ありまし

た、外部に委託しながら調査、実験をしていきたいということでした。その結果を踏まえて方向性を決めていくということが今年度だと思っていたんですが、スピード感ということにはなると思うんですが、委託事業者との協議であったり、実証実験の結果だったり、それを利用した方とか、そういった方の声も見えないままに車両などの購入費と実施主体、これも決めながら来年4月から本格導入ということの進め方に少し不安感を覚えてしまうんですが、これは、今回実証実験を行ったときに当然説明あったように、検証して直すところは直す、改善していくということはもちろんだと思うんですが、その部分、ここの社会実験、実証実験で多分利用者ゼロということは考えにくいんですが、そういったところを踏まえて、方向転換ということも考えられるのか、その部分。あとは、全員協議会の中の説明の中でも、当初の調査をしていただいている事業者さんとの協調性というか、どうしても町のほうが主体的にNPOさんと、今回の実施主体のほうとの話し合いを進めているような感覚を受けたんですが、そこが連携取れて、しっかりと三者でそういった形で連携を取っての今回の事業の進め方になっているのか、ちょっとお聞きしたいなと思います。

総務企画課長 ただいまのご質問にお答えします。

今、宮本議員からは、この事業を推進するに当たりまして、研究業務をしている委託業者、また現在運行しているデマンドバスの事業者との連携が取れているかどうかというようなところについて質問いただいております。

当然ながら現場は同じと考えておりますので、連携を密に取りながら進めているところでございます。実際のデマンドに対して、今現在、どういう問題があるのか、そして、どういう要望があるのかという最前線は、現在行っている受付の方が一番知っている状況になろうかと思いますし、また、住民目線での意見というのもたくさんあろうかと思います。そういった現状分析も進めているところでございますので、両者連携取りながら、今後目指す本当の意味の最上町の交通について研究、調査をしているというような状況になります。

町が先行して進めているんではないかというふうなことがございましたけれども、ある程度我々のほうで先行していかないと、本当にスピード感を持った対応をしていかないとというふうな考え方の下から、ある程度のシステム構築については我々のほうでリードをしながら、今、言いましたけれども、実証実験の状況などを踏まえて、最後にすり合わせをしていきたいというふうに考えております。でありますので、今、研究しているところの現状分析については、今後大きな意味で、昨日の質問もございましたけれども、町外の問題もございます。そういうところまで含めた形の現状分析をお願いしているというふうな形になりますので、まずは、デマンドについては、我々が少し先行しながらも形をつくり、そして、実証実験ですり合わせをして4月1日を迎えることを考えております。でない

と、やはり全てお任せするということになりますと1年以上の時間がかかりますし、事業者が事業を撤退してから、もう年が明ければ丸一年というふうな空白区間が空いてくるというような懸念がございます。そういうところを、スピード感を持って進めるに当たって、我々も少し先行しながら、今、頑張っている受託業者とも連携を取りながら進めているというような状況になりますので、当然ながら、最終的にはいろんな方の意見をすり合わせいたしまして4月1日を迎えたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

1 番 宮 本 番 分かりました。
1 番 宮 本 当然、走りながらというところの部分、そして、スピード感を持ってというところの部分は、もちろん分かれます。まだ実際、実証実験をして、これから利用者の……冬期間の実証実験になるのかなとは思うんですが、その部分もしょがないところもあるんですが、今後の維持管理の部分ですよね、維持管理経費の部分であったりとか、そういうところも具体的に事業計画の部分、数字の部分も実証実験を行って積み上げていただいて、利用者、町民の方が広く使えるようなところをしっかりと取り組んでいただきたいなと思います。これは答弁要りません。

次に、また別の話になりますが、39ページから42ページの災害復旧についてお聞きしたいと思います。

昨年の豪雨災害から現在の復旧状況というのが、昨日、町長のほうから、農林分野がたしか6割、公共土木が8割復旧しているというお話があったかなと思うんですが、ただ、当初は見ていなかった査定以外の部分とか、そういうところも増えてきているということでした。それらを含めた復旧の見通しというのは、今、どのぐらいあるのかというところをお聞きしたいなと思います。

農林振興課 長 兼 農業委員会 事務局長 ただいま宮本議員から質問ありました災害の復旧状況、今後の見通しということでございますが、先ほど、先日、町長の答弁にもありましたが、農林施設、農地につきましては6割から7割のほうで復旧が進んでおります。年度内に完全に復旧をしたいという思いはございますが、河川の復旧後に手をつける農地であったりというところもございまして、県の河川の復旧の状況を見ながら、復旧を待っている部分もございます。こういうこともございますので、復旧に関しては、今年度以降も、来年度ぐらいまでは復旧の時間がかかるのかなと思ってございます。年度内中には、ほぼほぼ復旧はできると思うんですけども、完全の復旧となれば来年ぐらいになるのかなと思ってございます。

以上です。

建設水道 私から、公共施設の部分についてご報告させていただきたいと思います。

課長 公共施設の災害につきましては、国庫補助金の対象としまして11件ございました。現在、残すところ1件の発注のみとなってございます。完成につきましても4件完成してございますし、今現在、鋭意作業中でございます。特に単独事業が多かったわけですけれども、こちらについても、昨年度かなりの件数をこなしてまいりまして、現在、先ほど農林課長のほうからもありましたし、町長の報告でもありました、8割程度、残り2割程度の状況となってございます。

建設課といたしましては、今年度中にはある程度けりをつけたいなと思ってございますので、よろしくお願ひいたします。

1番 分かりました。

宮本 やはり優先度を立てながら、今、現場復旧をしていただいていると思うですが、以前から言っていたような、原状復旧だけではなくて、今後の減災を見据えた改良工事というか、そういったものを行っている箇所というのは、今、感覚としてでいいんですが、詳しい件数ではなくてもいいんですが、どのぐらいあるのか、そういったことをされているところはあるのかというところを1つお聞きしたいのと、田んぼダムとか、そういった部分のこれから推進とかによっての治水水利とか、そういったところを含めたトータル的な、長期的な町全体を俯瞰したような計画、そういったものを協議されている場とかというのはあるのかというのをお聞きしたいなと思います。

農林振興課長 兼 農業委員会事務局長 ただいま宮本議員からは、災害の復旧について、原状復旧でなくして、同じような災害が起きても同じような被災を受けないような復旧はしているのかということでございますが、残念ながら、農林課管轄の災害査定では原状復旧が基本だよということで査定を受けております。町単独で重機代や材料代を支給しながら、現場で農家の皆さんが出る復旧した部分については、ある程度強固な復旧をしたところもありますけれども、逆に、ただ水を通すだけ、まず通したいということで復旧したところもございます。

あと、田んぼダムとかのそういう取り組みについてであります。県の実験事業で昨年、田んぼダムの実証をしまして、ある程度の効果はあるということで結果が出ております。山形県でも、田んぼダムは有効だろうということで県内で広げようという動きはあるんですけども、やはり補助事業ということでもございますし、あと受益者負担も出てくるというところで、今のところ、最上町は新たに田んぼダムの整備をここでしていこうということにはなっておりません。

ただ、最上町土地改良区の管内でそういう動きが出てくれば話を聞いてみたいなと思ってございますが、土地改良区の中ではそういう話がありませんので、今のところは話のほうはなっていないということでございます。

建設水道課長 引き続きまして、減災を加えた災害復旧というご質問でございますけれども、ただいま農林課長のほうからもありました。公共につきましても、やはり原形復旧が基本というところがございます。これは制度でありますので、制度設計がそういった部分になっているところでは、常々町長も、減災に向けてプラスアルファを復旧でできないかというところは言ってございますけれども、今後、国・県に向けて、そういう要望をしていく必要があるのかなというふうには思ってございます。

町とすれば、災害復旧の公共工事にかかるわらず、町の単独事業、起債事業になりますけれども、緊自債、緊急自然災害防止対策債を使いながら、河川、あと道路の災害を未然に防止する工事につきましては、隨時優先順位をつけながら実施してございますので、よろしくお願ひいたします。

3番尾形 じゃ、私から、24ページの災害救助費ということで山形県の防災通信システム更新ということでありますけれども、これは防災無線、スピーカーというかな、防災無線ですよねということで捉えていますけれども、たまに話が来るのは、なかなか聞き取りづらくてというのも、あと聞こえづらいという話があるものですから、役場のほうにそういう話が本当に来ているのかなというのが一つ心配なものですから。というのが、外にあるスピーカーも含めて、あのスピーカー、大きくて近くの人は聞こえますけれども、うちのところは聞こえないのよ、聞き取りづらくてよという声もあるものですから、その辺、各集落のほうにもう一回見直しをかけてほしいなと私は思っているもので、その辺、町としての取り組み方がどのように進んでいるのか、また、システムですから、つくったものをまた更新ということで、いろんな整備も必要だということで今回上げたと思うんですけども、町民の皆さんのが聞こえる、聞こえてよかったですねというところまでいってほしいことがあるものですから、一応質問とさせていただきます。

あと、それと28ページ、先ほども有害鳥獣の話がありました。熊18頭、イノシシ14頭ということで、これ捕獲もありましたけれども、お願いしているのが猟友会のほうにお願いをしているわけですよね、当然ながら。今の現状的に、猟友会が本当に今、人手不足でないのかなというのを私は心配しています。また、最上町でそういうふうな状況、ほかの地区でもハンター不足というのが聞かれますので、最上町の状況をまずお伺いしたいなというのが今回、よろしくお願ひします。

政策調整室幹 兼 ただいま尾形議員より質問のあった1点目の防災無線の部分についてお答えをさせていただきます。

危機管理室幹 兼 まず、今回計上させていただいている防災無線の負担金の部分なんですが、こちらにつきましては、市町村と県庁を結ぶ防災無線の部分になっておりまして、

質問としていただいたのが、町内に設置をさせていただいております防災無線で聞き取りづらい部分、そういった声はあるのかといったところなんですが、最近もございまして、そのときには我々職員が現場に行って、まず状況の確認をさせていただいております。その上で、職員で対応可能な部分については対応させていただき、どうしても業者さんにお願いをせねばならないといった部分につきましては、時間は要するんですが、業者さんに連絡を取らせていただき対応を行っているといったような状況となっております。

また、どうしても全域を同じ音量でいうんでしょうか、やっぱりそういった形で聞けないというのは、正直あろうかと思います。そういったところを補完するという意味でも、今、進めておるのが Info Canal という、スマートフォンとかを使って、アプリケーションで文字情報として防災無線で流れた情報を見ることができる、そういうものも進めさせていただいておりますし、また、防災無線、昔、防災ラジオってあったと思うんですが、そういった機械なんかも提供させていただきながら、聞き取りづらい、といった方々への対応なんかも併せて行わせていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

農林振興課長 兼 農業委員会事務局長 尾形議員のほうから、有害鳥獣対策駆除委託料で業務を受けていただいている猟友会の状況ということで質問ございました。

今、猟友会のメンバー、最上町の猟友会の方々は40名弱の人数となっております。中にはわな免許のみの方もおりますが、そういった人数で今、業務を受けていただいております。ほかの郡内の町村と比較しますとですけれども、最上町のほうは多い状況となっています。最上町の人数が多いということではなくて、ほかの町村から比べると多い人数となっております。

ただ、年齢的に大分ベテランの方も増えてきておりますので、若手の猟友会、猟銃、わな免許の取得について町のほうで単独の予算を上げまして、銃免許、わな免許の取得に対して補助金なども準備しておりますので、これからも猟友会の担い手を育成していくために町でも支援していきたいと思っております。

以上です。

3番 尾形 防災無線に関して、今、道路によっては聞き取りづらいところがある。その中で、今、調査していますという話もありました。それで、あと、携帯を利用した Info Canal も、それも一つの広報活動かなとは思っております。

それで、西公園多目的広場、そこで活動なんかをしていますと、そこが聞こえないんですよね。ほかに、そこでいければ大堀駅前のほうで何か鳴っているなという感じはするんですけども、多目的広場のところに、りんどうさんもありますけれども、中では多分聞いていると思うんですけども、外になかったなということで、そこで集まっているときに、そういうふうな地震も、いろんな

広報活動も、あとは危険ということであったときの放送になったときに、あそこにスピーカーがあれば、皆さん安心して使える場所でないのかなという、公共施設の中にあってほしいなという願いもあるんですけれども、その辺も検討していただければなということで思っております。その辺の考え方、お願ひします。

あと、今、有害鳥獣のほうの話になりまして、最上町では40名ほどの猟友の皆さん、わなも含めて、いるということで、少しは安心できるかなとは思いますけれども、ただ、やっぱり猟友会の皆さんも、もしかして仕事を投げてというか、休んで猟友会のほうに、狩猟のほうに、鳥獣が出たということで出動しなければならない面があると思います。そうしたときに、それも情報ですけれども、ほかの自治体のほうでは、ハンターがいないので困ったやというのが、先ほどほかの自治体から比べれば多いほうだということありますけれども、ただ、それで生活という形でするには本当に十分なのかなと。最上町の町民の安心安全といったときに、スムーズに来てもらえるような補充体制というのは、私はもう少しあってもいいのかなと思っています。その辺でも検討も必要でないのかななんて思っておりましたので。

それと、最近、住宅地に現れる可能性が、可能性というか、実際出ていますけれども、現れているという情報が多いように私は聞こえます。そうしたときの、今年、国のほうで、環境省のほうで、自治体の専門人材育成や市街地への出没防止を支援するということで、全国で37億という予算も立てて、防止のほうに国のも環境省のほうも動き始めているということで、やはり猟友会の今の補充体制、支援というのが、今、十分なのかなという心配がありますけれども、その辺いかがでしょうか。

政策調整
主幹 兼
尾形議員より、西公園多目的広場の辺りで防災無線が聞こえにくいといった件につきましてお答えさせていただきます。

危機管理
主幹 まず、どういった状況なのか調査のほうをさせていただければと思います。

また、併せて、先ほどご紹介をさせていただきましたInfo Canalなんですが、今現在2,300件登録していただいているということで、かなり多くの住民の方からご利用いただいているといったところもございまして、さらにこちらのほうは普及促進を目指していきたいといったところも踏まえまして、調査のほうを進めさせていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

農林振興
課長 兼
尾形議員からは、重ねて有害鳥獣の対応をしていただいている猟友会の皆さんについてご質問ございました。

農業委員会
事務局長 令和7年度の業務委託のほうですが、単価契約をしておりまして、そちらのほう令和6年から若干見直しさせていただいて、少し上げさせていただいております。昨年来、捕獲したイノシシや熊の処分にもお金がかかるということもござい

ましたので、そういうものを加味した形での委託料ということで、若干委託料のほうを見直しております。

あと、国の交付金につきましては、こちら最上町のほうは利用しておりまして、ただ、これまで300万円規模の事業計画を立てまして国の方に要望しておりますが、圧縮がかかりまして、150万から190万ぐらいの予算で交付が来ております。今回の新聞の情報によれば、要望した額が満額交付されるのかなと思って、ちょっと期待しているところでございます。そういう形で、町の予算だけではなく、国の交付金も利用しながら鳥獣対策を行っていきたいと思っております。

3番 防災無線については、まず了解しました。

尾形 あと、今、有害鳥獣のほうで、先ほど、私は、最近住宅地の現れるというのが、防災無線のほうでもちよこちょこ放送されています。その中で、町内の状況を見ますと、割と多いのが絹出川という情報で放送されています。その絹出川イコールもう、すぐ住宅地でもありますし、その住宅地の近くに小学校があるわけです。当然、子どもたちが通学路を使って学校のほうに行っているわけですけれども、小学校付近に現れているということであれば、やはり町としても子どもたちへの安全対策というのも、私は町の対策がどのようになっているのかなというのがちょっと心配なですから、関連ではありますけれども、その辺の通学路と学校の有害鳥獣、特に熊が心配なんですけれども、熊対策ということで、どのような対策を行っているのかお伺いしたいと思います。

教育長 今、鳥獣に関わっての子どもたちへの安全対策というようなことでのご質疑がありましたけれども、実際、今回というか、最近だけでなく、以前からもそういった事例、事案というのはありますて、そういうところでは、子どもたちには防犯ブザーとか、最近は熊鈴、そういうたるものもふだん身につけて登下校しているということ。そして、実際に近くに鳥獣が出たというような情報が入った場合は、すぐに町のほうから近くの学校のほうに連絡する、そういう環境はできておりますので、その際にあっては、1つは集団での一斉下校とか、そこには必ず職員がつくとか、そういうことを、万全の対策を取って対応していますので、そういうところでは、今のところは問題なく進んでいるのかなと思いますが、いずれにしても、そういうことは今後予想されることですので、スムーズな連絡と、すぐその情報をキャッチして動き出すという体制をこれからも取って進めていきたいなというふうに思っております。

以上です。

9番 36ページの教育委員会ですけれども、一番下段にあります中学校学校管理費

佐澤 の、項目はないんですけども、実は、中学校の正面から中央公民館のほうに歩いてくる歩道がありますよね。あれ歩いてくると丁字路になりますよね、すぐ、20メーターぐらい歩いてくると。愛宕山のほうに行く丁字路になります。そうすると、歩道が愛宕山のほうに曲がるわけですよね。真っすぐ歩道が来るのではなくて、歩道が愛宕山のほうに角度をついて曲がるわけです。当然道路の向かい側も曲がった地点から道路側に斜めに行って、また真っすぐ行くというような、いわゆるこういうふうな状態になるということですよね。車というのは、歩道の前では必ず止まることになっています。ところが、ほとんどの車が止まらなくて、道路のほうまで来るんです。ここで大変なことが起きるんです。あそこに昔、ゴミ処理場だったかがあったんですけども、今、小屋になっていますよね、建物があります、その丁字路のところに。建物が邪魔になって左側が見えないんです。中学校側の道路が見えないんです。ですから、歩道を越えていく。そうすると、小学校の子どもは、歩道が来ているのが見えなくて、走ってくると飛び出してくるんです。大変なことが起きている。物すごく危険なあそここの歩道なんですけども。あの建物という、小屋になっている部分、ほごすことはできないのかな。愛宕山のほうから入ってきました丁字路にぶつかったとき、右側は見えます、中央公民館のほう、道路、職員駐車場とか見えるんです。左側が、その小屋があるために全くもって見えないんです。車が来ているのか、人が来ているのかが見えなくて、前に行ってしまうんです。そうすると危険な状態になるんですね。ですから、その辺、学校側と話をしていただいて、あそこに行ってみれば分かると思いますけども、話を聞いて改善していただけないかなというふうに。

実は、交通安全協会の会長をさせられていますけども、8月10日の日に新庄市内で酒飲んだ男が人をひいて死亡事故が起きました。残念なことですけどもね、本当に、亡くなったご家族のことを思えば、つらい思いをしています。先日もまた舟形地内になりますか、長沢に国道から入るところの交差点で、以前にも死亡事故がありましたけども、あそこでも死亡事故が起きました。そういうことを考えると、その中学校のところの愛宕山の来たところで左側のほうが見えないという部分、子どもたちが走ってくると、とても危険な部分だということ、そういうふうなことを考えると、あそこで事故が起きないのが不思議なんですけども、起きないのは何よりですけども、安全を確保するためにも、あの辺どうするのかということを中学校側と一度話しをしていただきたいなということでございます。

それから、もう一つ、要望として、あそこにイチョウの木があって、実がなりますよね。イチョウの木があるんです、小屋のすぐ脇に、建物の脇に。それが、中学生が登校していくところに物すごい量が散乱するんです。そこを歩いていくわけですよ。物すごい臭いがしますね。あの木の処理も考えたらどうなのかなと

いうふうに。学校側から教育委員会のほうにそういうふうなことが何も来ていないとすれば、学校側としては問題はなかろうかと思うんですけども、父兄とか、家族の立場からいいたら、子どもたちに踏ませたくないなというふうな思いもあるものですから。雌の木でしょうね、実がなるんですから、雄は実がなりませんけれども。その木の処理も、一応学校側とお話ししていただけないかなということのご質問であります。

- 教育文化
課長　　ただいまのご質問、ご要望についてお答えさせていただきたいと思います。
毎年、小中学生の通学路につきましては危険箇所の点検、そうしたところも行っておりまして、今までそこの箇所、今日おっしゃっていただいた箇所について、特段、今のところは大きな事故もなく過ごしておりますけれども、登下校では多くの車が通ったり、あと徒步通学の生徒も歩くというところでは、そうしたところの状況をいま一度点検をいたしまして、講じられる対策については、学校のほうとも相談をしながら対策を講じてまいりたいと思っております。
また、後段でいただきました学校の敷地内にありますイチョウの木の実が落ちたときの放つ臭いとか、そうしたところの対策についても、今後学校のほうとも相談をしながら、でき得る対策について相談をしていければと思っております。検討をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

- 9番　　もう一つお願いが、そういえば、ありました。
佐澤　　その歩道が真っすぐならば、そのところで止まればいいんですけども、曲がって内側に来ているものですから、そこにラインを引くことができないのかなと。あれ警察に言ったら捕まります、歩道のあるところは必ず停止しなければならないと法律で決まっていますので。ところが、止まる人はいません。建物があって見えないですから、真っすぐ行ってしまうんです。恐らく、どうなんでしょう、こんなことを言っていいのか分かりませんけれども、スクールバスは止まっているんでしょうかね、一旦前で。それで、また丁字路まで行って止まるんでしょうか。ですから、あそこに横断歩道でもあればなというふうに。そうすれば安全は確保できると思うんです、小屋があっても。そういうことも、併せて検討していただきたいなというふうに思いますけれども。

- 建設水道
課長　　ただいまの佐澤議員のほうからのご質問にお答えしたいと思います。
当然町道でございます。町道の歩道でもございますので、横断歩道が現時点ではついていないという部分もございます。横断歩道をつけるに当たっては、公安の許可が必要になってございますし、この間、絹出橋のたもとに横断歩道を設置させていただきました。そのときも一つ注意点というか、いただいたんですけども、歩道をつけるに当たっては、必要でなくなった歩道があれば、そちらを消

却しつつ改めて増やすというような、そういった指導もございまして、なかなか増やすというところが公安としてもネックになっているようでございます。

今後、危険な箇所であれば、建設課としても公安と協議しつつ、横断歩道を設置して停止線等も設置するような考えでおりますので、よろしくお願ひいたします。

9番 いや、町道ということは分かっていますけれども、私がお願ひしているのは建物だったものですから、教育委員会のほうにというので、奈良課長の家の前です。玄関からいいたら真後ろになるのか。ですから、その部分ですので、とにかく、今日、この会議が終わったら足を運んでいただければ、どれだけ危険なのかが理解していただけるかなというふうに思いますので、十分に検討していただければというふうに思います。

7番 私からは、残った部分を質問させていただきます。
佐藤（義） 12ページ、物品売払収入381万9,000円、立場がら非常に気になるい数字だなというふうに思っています。

あと16ページ、先ほど来、リ・デザイン推進事業の話がいろいろありました。また、全協でも説明をいただきました。その中で、たった一つだけ質問させていただきます。

将来を見据えた事業の継続性の確保という欄の中で、町営バス、児童送迎バス、スクールバスの運転手の不足から事業の継続性が不安視される。これは現場の今の、あるいはこれからの大変な問題であります。それを何とか改善しようという中で、町の運転業務の一元化に伴う効率化の検討という項目がございます。これをもう少しあみ砕いて分かりやすく説明を求めたいというふうに思います。

22ページ、ウエルネスプラザ運営費、12節ボイラ設備点検調査委託料、この中身につきましてお願い申し上げます。

40ページ、上のほう、西公園施設運営費、簡易宿泊施設排水管調査業務委託料10万、この中身につきまして説明を求めたいというふうに思います。

総務企画課 長 それでは、私から、ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず第1点目、12ページになります物品売払収入につきましてご報告させていただきたいと思います。

この内訳というようなことになります。1つは消防積載車になります。こちらが1台、あと赤倉温泉スキー場の圧雪車の売却となります。これら合わせて、この金額になっております。

あと、2点目の質問にお答えいたしたいと思います。

2つ目は、リ・デザイン事業につきまして、この前説明をさせていただきましたけれども、議員からは、特に今回3つのプロジェクトを立てておりますけれども、3番目の将来を見据えた事業の継続性の確保というところのご質問の中の町の運転業務の一元化に伴うところの具体的なところというような話をお伺いしました。当然、今回3つのプロジェクトを掲げている中でも、特にここが我々いたしましても、将来的にもここを充実していかないと、本当に持続可能な足の確保であったり、町の運営であったりというところが一番重要なところだなというふうに私も理解しているところでございます。

それを受けまして、今回、先ほど来、説明しておりますが、研究業務の調査業務の中でもこの部分も入ってきていますし、これから最上町として、運送、タクシー業であったりというところをきちんと整理した上で取り組んでいかなければいけないというふうに考えております。その第一弾として取り組んでいくのがまずはライドシェアではございますけれども、最終的には、町の運送に関して、どういうふうな方向がよろしいかというところを今回調査の中でも研究しているというようなことになりますので、特に今、心配されているバスの運転手不足というのは、町の直営でやっている部分についても、運転手自体が高齢化していますので、本当に来年どうなるかというところまで来ているんではないかなというふうに思っています。ここを時間を見ながら、人を調整しながらというようなところを、一つの、例えば、運転業務室になるかはまだ検討中でございますけれども、一元化することで、各課を横断することで、一つの業に持つていけないかというようなところまで考えております。今は、各課で単独で運転手を雇いながら、その目的に合った運行をしておりますけれども、これはもう、一つ統一すべきところに来ているんではないかなというふうに考えていますので、そういった将来的なところを踏まえて、1つの課というところまではいかないと思いますが、運送に集中できるようなシステムをつくっていかないと、非常に人材不足といいますか、運転手不足には対応できないんではないかなというふうに考えております。

でありますので、今回これを機に、町の住民の足もそうですが、町の公共の本当に町営バスであったり、幼児送迎、スクールバスであったりというところまで考えていかないと、将来の不安が残るのではないかということから、このたび、こういったプロジェクトを掲げて、町の運転業務一切合切をひっくりめた形で、うまく人のやりくりもできないものか考えているところであります。当然ながら、すぐすぐできることではございませんので、今、ある町の課題などもいろいろ調査をしながら、今後目指すところをこのたび考えていかなければならぬということで進めていることになります。

この3つ目のプロジェクトについては、単年度では到底答えを出すことができませんので、毎年検証をしながら、いろんな方のご意見もお聞きしながら、一元化に向けてスムーズな運行ができるように構築していきたいなと考えております

ので、よろしくお願ひしたいと思います。

健康福祉課長 佐藤議員の3点目のご質問にお答えいたします。

こちらボイラーのほうの後部煙室耐火材修繕事前調査委託料ということになっておりまして、ウエルネスプラザとして病院も含め、全体的なところでの調査となっております。こちらのほうは、ボイラーの後部煙室内が高温となるため、耐火材が用いられているのですが、その耐火材が劣化してきていることが定期点検により指摘を受けているようで、これからも安定的に熱供給するために稼働させるために耐火材の打ち替えが必要ということで、こちら病院主導のほうで行っている検査になりますが、そちらのほう、ウエルネスプラザ分として健康福祉課のほうで案分している額を計上させていただいております。

教育文化課長 4点目のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

西公園施設運営費のほうの簡易宿泊施設排水管の調査業務委託料、こちらにつきましては、今、既設の単独浄化槽、こちらを合併浄化槽に切替えができるかというようなことで検討をさせていただいております。こうしたときに、りんどうのほう、トイレの配管であったり、また温泉のほうの配管、そうしたところが、増改築を繰り返している施設でもございますので、配管のほうが若干複雑化しているような状況です。図面だけではなかなか確認できないような場所の配管について、場所によっては内部を確認したりというような作業も出てくるというところで、こうした調査を進めるために業者の方に委託をさせていただいて、配管の状況を確認をさせていただきたいと思っております。その後、合併浄化槽の切替え、設置に向けた適切な場所の検討に入るための調査となっております。よろしくお願ひいたします。

7番 じや、1番最後のほうから。

佐藤（義） まさかあそこが単槽であるとは想像もしませんでした。町がPFI方式を取つて、一番率先して合併浄化槽に切り替えておったのかなというふうな思いでありましたけれども、単槽だということで、できるだけ早く、やっぱり率先して合併浄化槽にすべきだというふうに私は思っています。

また、かなりあそこも建築してから大分なるんで、今、おっしゃったように、どこに配管が、何というかな、水道管も含めた排水管が埋まっているのか、あるいはどこで、必ずつながっているんでしょうけれども、どれだけ劣化しているかというのは、やっぱりなかなかね、病院のこともあったけれども、何だか分からぬというのが実態だというふうに思うんで、実際、これからいろんな改修工事をやる上では、やっぱり専門的な調査は必要だというふうに私は思っています。そういう中でぜひ、でも、10万とは安いなというふうな思いで見ておりま

した。答弁は要りません。できるだけ早くやってください。

あと、健康福祉課のほうのボイラー設備のボイラーの耐火材、れんがというふうな話を聞いておりました。燃焼室は結構傷むんだというふうに思うし、昔、広域のごみの焼却施設も、えらいお金がかかったというふうな思いがあります。結構なお金がかかるんだろうなというふうに思うし、法的な点検の調査の結果、やっぱりいろいろと、再調査しながら、大きな修繕費もかかるんじゃないかなというふうに私は思っています。なおかつアスベストというような話も聞きました。今の法律の中では、絶対それは調査しなければならんというふうになっているんでしょうけれども、結構なこれから大規模な改修工事が予想されるなというふうに片方では思っています。

でも、この前も所管事務調査で話になったんですけれども、あそこかなりもうウエルネスプラザのボイラー、経年劣化といいながら、耐用年数もというふうな思いの中で、今後どうなるんだろうと。あるいはこれが莫大なお金がかかるんだったらというふうな思いも片方ではあるんで、今後あそこをどういうふうにしていけばいいのかというのが、我々これから勉強しようかなというふうな思いで、所管のテーマの一つにもなっています。

でも、その前に町の執行部のほうで、あれを今後どのように考えていくのか、必ず経年劣化は付き物であるし、外国産なんで改修費もかなりのものだというふうに思っています。また、いろんな補助事業もあれば最高なんですけれども、環境省に出向した課長もなかなかないというふうな話なんで、どういうふうにあそこを今後考えていくのかなと。病院の大規模改修と併せながら、あっちも考えていかなければいけないんではないかなというふうに思っています。

あと、もう一つ、総務課長の答弁の中ありましたけれども、これも調査項目の一つだというふうに聞きまして、ぜひ調査してほしいなというふうに思っています。我々二人とも監査委員の中では、今、課別なんだよね、幼児教育課あるいはスクールバス、いろいろ全部分かれて、結構そのエリアというのは固定されているような感じでした。ぜひ、この中に民間の活力も入れながら、あるいは競争の原理あるいはサービスの質の競争、この辺も念頭に置きながら、業務の一元化を一つ実施していただければなというふうに思っています。

また、併せて、この前もいろいろと話になったんですけれどもね、委託料の単年度契約じゃなくて、運転手を確保するには、雇用をしてもらうには、雇用するには、やっぱり単年度でなくて最低3年ぐらいの長期契約、そして、固定費と変動金額というかね、そういうのを抱き合わせながら、何とかして運転手不足を解消し、少しでも軽減していくには、そういう長期的な雇用を用いながら、今、言ったこれから目指そうとする、いろんな壁があつて大変な中で業務の一元化というふうに取り組んでいくというふうな前向きの姿勢は評価します。ぜひ、そんな形の中で、そこにも競争の原理を含めた、いろんな形の中の民間の活力を活用し

ていただければなというふうに思うんで、その辺のところ一つもう一度お願ひしたいというふうに思います。

あと、物品の売払い収入、これはインターネット公売ですか。売れるものは何でも売ってください。少しでも収入の確保を図っていただきたいというふうに思うんで、いい方法だなというふうに思うし、今後ともばんばんやってほしいなというふうに思います。これはインターネット公売なのかどうかを一つお願ひします。

総務企画課長 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず最初に、公売につきましては、インターネット公売という手法ではなくて、普通の財産売払いの公売でさせていただきました。当然宣伝に関しては、インターネットを通じながら宣伝はさせてもらいましたけれども、普通の入札を取った形の公売とさせていただいております。札入れになります。

2点目、先ほどのリ・デザインの話になりますが、運転手を確保するというと、現在は各課ばらばらで運転手を雇い上げしております、時間から時間までの運転手となっております。そういったところで、なかなか人が集まらない部分もございますし、あとは高齢化ということもございますので、今、議員がおっしゃられるように、例えば、これを効率よく運転手を回すためには、一つのなりわいになるような時間帯などの組合せをしながらしていくことで集約化も図られるだろうし、効率も図られるんじゃないかなというふうに考えておりますので、そういったところも、どういうふうに今後進めたらいいか研究してまいりたいと思っていますし、そういう方向をだんだん目指さなきやならないだろうというふうにも理解しているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

副町長 じゃ、私のほうからウエルネスプラザ関係のボイラー等も含めて、今後の見通しという部分で説明させていただきます。

佐藤議員おっしゃるように、ボイラーももう20年以上たっている。あとプラザ自体も、もう二十六、七年ほどになっていますので、施設内の配管関係もかなり劣化しているということ、加えて屋根の部分とか、かなり老朽化が激しくなつてきてています。

そこで、今、病院のほうとも話をしているんですが、当面まず病院についてはハードとソフト、どういうふうな規模であるべきかということを今、検証、これからスタートすることになっていまして、その辺の進め方も、それによって、バイオマスボイラーにずっと頼るということでこれから続けるのかどうか、この辺も今、検証しているところです。恐らく、今と同じようなエネルギーのシステムでいくのは困難だろうというふうには踏んでいるところです。

もう一点、あそこの施設はかなり特徴的で、いわゆる福祉と医療と保健を一

とした施設ということで、全ての建物が平屋の造りになって廊下でつながっているということで、じゃ、あそこで病院だけを別にするとか、福祉関係だけ別にするとなったとき、ウエルネスタウン構想との絡みはどうなるんだというようなこともこれから議論しなければならないと思っているところです。病院長とも時々話はしているんですが、今後のことを考えていくと、ウエルネスタウン構想という、あの建物の、プラザというシンボルの在り方にいつまでもこだわるということじゃなくて、もう少し柔軟な発想で、あそこのエリアについてはどうするかということを、具体的な検討にもう入っていく時期というように踏んでおりますので、まだまだ結論は出ませんが、そういった体制で、今、いるところでございます。

7 番 佐藤（義） 今、副町長から話がありましたけれども、病院のほうを含めたウエルネスプラザのほうはよく分かりました。私はボイラーそのもの、チップボイラーそのものの耐用年数、その辺も来ているし、もう改修になれば外国産だから半端な金ではないだろうというふうに思うんで、今後ともああいうような形でやっていくかどうか、これもまた同じように検討事項の中に入っているのかどうかということを一つ聞きたい。

あと総務課長、私は今、非常に説明を受けまして理解をしましたけれども、私、言わんとするのは、業務の一元化はもちろんだけれども、そこに民間の活力を入れながら、なおかつ競争の原理あるいはサービスの質の向上、安全性はもちろんですけれども、この辺のところのいい面を一つ、経済的な、何というか、効率性ばかりじゃなくて、そういう面も含めながら、民間活力を十分に發揮できるような場面も頭の中に置いて、調査項目の一つに加えていただければなと。そして、なおかつに3年ぐらいの長期契約はどうだろうかなというふうな、議員としてもそんな話になっていますので、その辺のところの答弁が漏れておりましたんで、お願いします。

副 町 長 病院のほうのボイラーのほうにつきましては、まだ断定したことはなかなか言いづらいところもあるんですが、今のバイオマスボイラーを更新しながらやっていくということは、かなり不可能に近いというふうな捉え方であります。その理由につきましては、現時点でも、例えばバイオマスボイラーで熱供給、温水もやっているんですが、やっぱり重油で保温しなければならないという部分、それから、空調のほうもなかなか冷えないというところがだんだん目立ってきて、今、病院の中でもかなりの部屋に室内のエアコンなんかも、電気を使ったやつを置いているという、そういう状況を見ていくと、バイオマスボイラーだけであそこの空調、それから、温水関係を全てコントロールするのは難しいということで、次の新たな仕組みということについては、今、検討に入らなければという、そういう

うところです。ただ、まだ確定はできませんが、そういう状況でございます。

総務企画課 長
引き続き、先ほどの答弁の漏れたところについてお答えさせていただきたいと思います。

やはりこの事業を一元化してまいりますと、業務そのものも膨らんでくるかというふうに思われますので、当然ながら、こちらについては民間の方々の力を借りていかないと、町独自での単独での運転手確保というのは非常に難しい話になってきますので、そこは業務委託というようなところになってくるんだというふうには思います。

そういったところで、受ける側といたしましても、1年契約、3年契約では当然人材を確保する上で非常に大きな問題となろうかと思いますので、いろいろな業務委託をする中でも、民間としても安定雇用を目指さなきやならないところもあるかと思いますので、そこは3年になるか、5年になるかは協議をしながら、どういった形が一番いいのかも研究をしながら進めてまいりたいと思います。ただ、民間の方も本当に、あくまでも業と、仕事としてやっていくわけですので、そういったところも加味した上で、我々としても事業の構築に頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

4 番 私から質問したいことがあります。

佐藤（正） 商工費の中のページ30ページ、赤倉温泉スキー場運営費の中の10項施設等修繕費、それから、その下の機械等修繕費とあります。金額が587万6,000円と280万になってますが、この内訳というか、詳細を教えていただきたいと思います。

産業振興管 理 監 兼商工観光課 長 兼
エネルギー産業推進室 長 兼
産業振興センター長
議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、施設等修繕費の詳細ということですけれども、索道関係の部品を調達しながら職員が修繕していく部分がございます。その部品代として275万7,257円の見積りを頂いています。

あとは、索道そのものを業者さんにお願いしながら直してもらう見積りとして22万7,700円、あとリフト券売場のところでキャッシュレス決済機の導入に伴って改造しなければならないところが出てきますので、その予算として163万円、あとはスキー場のエリアをWi-Fi等のネットワークで結ぶための増強として36万6,160円、あと、その他設備等で修繕が見込まれるものとして92万5,000円がございます。それらのトータルがこの金額になるかと考えております。

機械等修繕費については、圧雪車が今回売却1台ということでございましたが、残り2台ございます。その2台の修繕費、1台が150万円、もう一台が

130万円の見積りを頂いておりまして、これらを執行させていただきたく予算計上させていただきました。

2番 栗林 22ページの民生費の児童福祉費の中のこども家庭センター運営事業費のことをお尋ねします。

子育て支援団体応援補助金25万円とありますが、こういった子どもの支援をする団体というのが、町内にどのくらいあってどんな活動をしているか、既に活動をしているのか、それとも、今後こういった活動をする団体ができたのか。また、こども家庭センターとの関わりや、もし複数団体があるとすれば団体同士の連携等があるかどうかをお尋ねします。

こども支援 ただいまの栗林議員のご質問にお答えします。

課長 兼 こども家庭 センター長 22ページのこども家庭センター運営事業費の子育て支援団体応援補助金25万円でございます。この補助事業につきましては、新たな補助事業ということになっておりまして、財源として全て企業版のふるさと納税を活用させていただく事業となっております。補助の内容といたしましては、子育て家庭で低所得であったりとか、ひとり親世帯への食の支援であったりとか、食料の配達であったりとか、あとは居場所的な、そういう支 援を行っている団体に対して補助を想定しているところです。

現在、そういう団体があるのかというところのご質問もいただいたわけですが、NPOの団体であったりとか、あとは社会福祉協議会のほうで以前からはつべバスケットというような食の支援を、先進的な支援をしている活動もございますので、今回はこの補助をあくまでも寄附者の意向に沿った形での補助事業と考えているところです。

今年度、併せまして、こども家庭センターのほうを設置したわけですけれども、こども家庭センターの事業の内容としましては、そういう様々な子育て家庭への相談事業はもちろんなんですかれども、町内の様々な資源の新たな発掘であったりとか、新たな子育て支援のサービスの開発などというところもございますので、そうした、現在もある団体とも連携しながら子育て支援の充実に努めてまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

8番 山崎 18ページの総務管理費の一番最後の部分、若者定住環境モデルタウン木質バイオマスエネルギー事業の地域熱供給設備修繕費333万2,000円のところの内容、結構頻回に補正がこの部分でも入ってきているのかなというところで、やはり維持管理に莫大な部分が、費用がかかっているのかなというところで、今後どのようにこの部分を抑えていくのか、計画がありましたら教えていただきたいのが1つ。

あと、36ページの小学校費の中段の学校施設非常階段修繕工事請負費、マイナス157万円。これたしか6月の補正に上がっていたところでの結果的にマイナス補正の状況になっていると思うんですが、この内容を教えていただきたいです。

産業振興
管理監
兼商工観光
課長兼
エネルギー
産業推進
室長兼
産業振興
センター長

議員のご質問にお答えさせていただきます。

地域エネルギー推進費の中の若者定住環境モデルタウン木質バイオマスエネルギー事業における10節地域熱供給設備修繕費でございます。こちらは各住宅に熱量計が設置されています。その法定で計測器として認められている期間が8年間ということで、それを今回は13戸分を交換しなければならない状況になっております。1か所当たり25万6,300円ということで、9月の定例会をもって修繕費として計上しながら対応していくというようなことで計画しておりました。よろしくお願ひします。

あと、これからモデルタウンの熱供給設備の修繕等の計画はということでございますけれども、まずは今、常時委託事業で管理していただいている部分があり、劣化する部分があれば、その部分に対応していくというようなことを計画しています。耐用年数であるとか、消耗品の傷みがあらかじめ予想されるというようなことで、それに対応して修繕していくというような方向ではなく、県内の中に対応が可能な事業者さんがおりますので、即時対応が可能ありますし、この地域熱供給システムの特徴としては、大きなシステムタンクの中に湯量を大量に保管しておりますので、一時期システムが止まっても、ある程度熱供給ができるシステムとなっています。早急に事業者さんから対応していただける状況がまだあるというようなことで、大きい部品、大きいシステム関係の修繕を計画にのせているということは、今の時点ではございません。

教育文化
課長

議員2点目のご質問であります、36ページ、小学校管理費の学校施設の非常階段修繕工事請負費の157万円の減額につきましては、こちら議員おっしゃるとおり、非常階段の工事の際にアスベストの含有物質があったということで、安全に工事を進めるための増額の補正をさせていただいた経緯もございました。おかげさまをもちまして、夏休みを中心に、安全対策を講じながら工事のほうは順調に今、進捗しております。工事のめども立ってきたということで、安全対策のための最大限の対応についての補正を取らせていただいたのですが、こうした対策が見込みよりも少なくて、工事のほうが安全に済みそうだというところで、こちら157万円の減額のほうを行わせていただいております。

以上になります。

議長 ほかに質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。
討論を行います。
討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論はないものと認め、討論を終わります。
本案を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員であります。
したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。
ここで暫時休憩をします。

休憩 14時22分
再開 14時32分

議長 それでは、会議を再開します。

議長 日程第15 議案第40号 令和7年度最上町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。
町長に提案理由の説明を求めます。

町長 議案第40号 令和7年度最上町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご提案を申し上げます。
ご提案をいたします補正予算は、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ951万7,000円を追加をし、総額を9億5,150万円とするものであります。
詳細につきましては、審議の過程におきまして関係者から説明させてますので、よろしくお願ひをいたします。

議長 質疑を行います。
質疑はありませんか。

3 番 尾形 私から、10ページの一般会計繰出金ということで、直営診療施設等人材育成ということで、ここで奨学金という言葉が載っておりますけれども、今、この奨学金を利用している人数が分かれば。そして、どういうふうに町として、今後、この奨学金を活用方向に向けようとしているのかお伺いしたいと思います。

健康福祉課 尾形議員のご質問にお答えいたします。

課長 現在、こちらのほう医療職、看護師を含む医療職のほうに対して貸付けをしているようなものになっております。年間60万円を上限に修学期間にに対して貸付けという形を取っておりますが、基金を基に貸付けをしておりますので、今年度は新規の募集はかけておりませんでした。返還される方がいらっしゃってのこのたびの180万、3年間貸し付けた分の返還ということで返還を受けておりますが、もともとは給付型の奨学金ということで、10年のうち5年、最上町内の医療機関、介護施設等に医療職として勤めになった場合はこちらのほうが給付されるという額面になっておりましたが、このたびは、こちらの返還を行い、この方の進む道のほうへ進んでいかれるということの説明がありまして、返還を受けたところです。

現在、猶予期間の方はほかにもいらっしゃいますが、貸付けを現在行っているのは継続している1名のみとなっております。

今後の展開についてですが、こちらのほう、やはり貸付けを受けて、それから自分の腕を磨いて、またこちらの町に戻ってきたいという方のことも考え、10年間のうち5年間の勤務により給付型という形を設計しておりましたが、拘束される時間が長い、10年のうち5年間だけという形ではあるんですが、若い方の先の見通しに対しても、いろいろまだ経験を積みたいとか、勉強したいという方も多い中で、なかなか人材育成にまではつながっていない状況であります。こちらの制度の考え方に関しても、他町村のやり方なども参考にしながら、借りた方にではなく、勤めていただいた方に対して給付するような形も含め、うまくいっている事例等を参考にしながら検討してまいりたいと考えているところです。

3 番 尾形 なかなか人材育成という言葉で、町の有利な支援金があるということなんですが、ということは、今、看護師不足という言葉がほかの自治体でもあるようなんですか、町の看護師状況は不足していますか、していませんか。もう十分補充されているということで、今の病院を運営しているということですか、いかがでしょうか。

ウエルネス・プラザ総括 ただいま、尾形議員より看護師が不足しているのか、していないのかというご質問をいただきました。

管 理 監 兼 最 上 病 院 事 務 長 兼 介 護 老 人 保 健 施 設 事 務 長 兼 認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護 施 設 事 務 長

最上病院では正看護師、准看護師、随時募集を現在も行っておりまして、しかしながら、なかなか応募される方がいないというのが現状であります。そうした中、やはり一旦退職された方に会計年度任用職員として引き続き頑張っていただいているというのが実情であります。

ただ、看護師は確かに不足している状況なんですけれども、看護師補助者さんということで4月から2名、また、6月に1名、7月1名ということで応募等がありまして、現在も働いていただいているという状況です。

最上病院に限らず、どこの病院でもこうした医療スタッフが不足しているという現状もありますので、何とか持続可能な質の高い医療サービスを提供していくためにも、もちろん医師の確保もそうですけれども、それを支える看護師さん等の今後の補充というか、そういう部分は非常に重要になってくると考えておりますので、引き続き募集のほうを行ってまいりたいと思います。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(な し の 声)

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。
討論を行います。
討論はありませんか。

(な し の 声)

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。
本案を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は举手願います。

(賛 成 者 举 手)

議 長 举手全員であります。
したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第16 議案第41号 令和7年度最上町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第41号 令和7年度最上町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第

2号)についてご提案を申し上げます。

ご提案をいたします補正予算は、既定の歳入歳出予算を補正をすることなく、歳入歳出の一部を組み替えるものであります。

詳細につきましては、審議の過程におきまして関係者から説明させますので、よろしくお願ひをいたします。

議長 質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論はないものと認め、討論を終わります。

本案を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員であります。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第17 議案第42号 令和7年度最上町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長 議案第42号 令和7年度最上町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてご提案を申し上げます。

ご提案をいたします補正予算は、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ3,164万2,000円を追加をし、総額を12億3,275万4,000円とするものであります。

詳細につきましては、審議の過程におきまして関係者から説明させますので、よろしくお願ひをいたします。

議長 質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番 山崎 10ページの地域支援事業費、包括的支援事業・任意事業費の中の包括的支援事業費の職員給与事業の時間外勤務手当133万3,000円の部分について、どのような内容なのか教えていただければと思います。

健康福祉課長 山崎議員のご質問にお答えいたします。

こちらの時間外手当ですが、今年度、新たに重層的支援事業ということで、新しい事業のほうに応募して、補助金を受けながら準備段階を進めております。その中で、専門職が必要な包括支援のほうの事業なわけですけれども、現在保健師が1人育休で休暇を取っております。こちらのほうの分を補填するような形で、他の職員が事業に当たっておるところを含めまして、こちらのほうの見込みで、包括支援センター3名分の人物費の時間外のほうを計上させていただいております。

議長 ほかに質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論はないものと認め、討論を終わります。

本案を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員であります。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第18 議案第43号 令和7年度最上町立最上病院事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第43号 令和7年度最上町立最上病院事業特別会計補正予算（第2号）についてご提案を申し上げます。

ご提案をいたします補正予算は、収益的収入及び支出について、既定の収入支出予算にそれぞれ86万2,000円を追加をし、総額を11億7,349万2,000円とし、資本的収入及び支出については、収入予算について既定の収入予算に620万円を追加をし、収入予算の総額を1億427万6,000円とし、支出予算については、既定の支出予算に625万円を追加をし、支出予算の総額を1億2,964万5,000円とし、不足する2,536万9,000円は現年度及び過年度分の損益勘定留保資金で補填するものであります。

詳細につきましては、審議の過程におきまして関係者から説明させますので、よろしくお願いをいたします。

議 長 質疑を行います。

質疑はありませんか。

3 番 尾形 私から、9ページになりますけれども、医療機器購入費とあります、515万円。確かにこれから読み取れるのは医療の充実かなと思いますけれども、この辺のどういうふうな機器であるのか、あともう一つ、その下の工事請負費と110万ほどありますけれども、どのような工事になりますか、お伺いしたいと思います。

ウエルネス プラザ総括 管理監兼 最上病院事務長 兼介護老人保健施設事務長 兼認知症対応型共同生活介護施設事務長 ただいま尾形議員より2点質問がありました。

まず初めに、9ページの医療機器購入費ですけれども、これは2つありますて、まず1つ目が高機能のエアマットレスの購入ということで、これにつきましては、山形県の生産性向上、あと職場環境整備等補助金ということで、1床につき4万円掛ける60床ということで、240万円でエアマットレスを18台購入予定となっております。このエアマットレスにつきましては、入院患者のベッド等の背上げ、あと背下げする際、患者さんに負担がかかるということで、医療技術も要するということで、この高機能エアマットレスを使用することで患者さんの負担が軽減されるということと、あと自動体位変換機能がついておりまして、いわゆる褥瘡というか、床擦れを防ぐために看護師さんが2時間おきに体位の交換をしていたんですけども、この機能がついているということで、自動で最適な体位の変換が可能になるということで、看護師さんと、あと患者さんの負担軽減ということで今回計上させていただいております。これは県の補助事業を活用しております。

あともう一つが食器洗浄機、あとシンクの購入になります。病院の給食室内にあります食器洗浄機が経年劣化によりまして不具合が生じており、また20年以上経過しているということで、修理が困難であるということで今回更新するもので、併せまして、シンクのほうも老朽化で水漏れが激しいということで、衛生面や入院患者さんの安全面を考えた際に、安全な食事を提供するために今回更新するものであります。

あと、下のほうの工事請負費ですけれども、これは消毒剤注入設備増設工事になります。最上病院の給水設備における地下水等の消毒処理につきましては、1台の消毒剤注入設備でこれまで行ってきたんですけれども、7月の保健所の立入検査において、水道施設の技術的基準を定める省令というのがあるんですけれども、その中で予備の消毒剤の設備を設けられていることという規定がありまして、これを受け保健所のほうから指導がありましたので、給水の安全性、あと確実性を向上させるため、予備の設備を今回1基増設させていただきたいと思って、計上させていただきました。よろしくお願いします。

議長 ほかに質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。
討論を行います。
討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論はないものと認め、討論を終わります。
本案を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員であります。
したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第19 議案第44号 令和7年度最上町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。
町長に提案理由の説明を求めます。

町長 議案第44号 令和7年度最上町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）についてご提案を申し上げます。

ご提案をいたします補正予算は、収益的収入及び支出について、既定の収入支出予算にそれぞれ8万8,000円を追加をし、総額を3億5,190万4,000円とするものであります。

詳細につきましては、審議の過程におきまして関係者から説明させますので、よろしくお願ひをいたします。

議長 質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声）

議長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声）

議長 討論はないものと認め、討論を終わります。

本案を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長 挙手全員であります。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第20 議案第45号 令和7年度最上町水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長 議案第45号 令和7年度最上町水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご提案を申し上げます。

ご提案をいたします補正予算は、収益的収入及び支出について、既定の収入支出予算にそれぞれ74万円を追加をし、総額を2億3,845万8,000円とするものであります。

詳細につきましては、審議の過程におきまして関係者から説明させますので、よろしくお願ひをいたします。

議長 質疑を行います。
質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。
討論を行います。
討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論はないものと認め、討論を終わります。
本案を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員であります。
したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第21 議案第46号 令和7年度最上町瀬見温泉管理事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。
町長に提案理由の説明を求めます。

町長 議案第46号 令和7年度最上町瀬見温泉管理事業特別会計補正予算（第2号）についてご提案を申し上げます。
ご提案をいたします補正予算は、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ93万6,000円を追加をし、総額を1,518万4,000円とするものであります。
詳細につきましては、審議の過程におきまして関係者から説明させますので、よろしくお願ひをいたします。

議長 質疑を行います。
質疑はありませんか。

1 番 10ページの歳出の維持修繕費の93万6,000円の内容と、たしか休止の
宮 本 期間がせみの湯のほうであったと思うんですが、その部分と関係しているのか、
その部分を修繕されて今後も問題なく稼働できるということなのか、確認したい
なと思います。

総務企画課 長 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず、10ページの維持修繕費につきましては、議員が今、言われるとおり、
この前も休止をしていたときがございまして、今、修繕が必要なところといたしまして淨化槽の部分で不具合が生じておるものですから、そちらに対応すべく予算を取らせていただきたいと思います。

この前の休止に至った原因といたしましても、排水に関わる部分の物の詰まりであったり、あとは淨化槽の基盤のところの接触であったりと、いろいろなところで不具合が生じて応急措置で対応した部分もございまして、このたびはきちんとした修繕を施したいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長 ほかに質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。
討論を行います。
討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論はないものと認め、討論を終わります。
本案を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員であります。
したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第22 議案第47号 令和7年度最上町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第47号 令和7年度最上町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご提案を申し上げます。

ご提案をいたします補正予算は、収益的収入及び支出について、既定の収入支出予算にそれぞれ513万5,000円を追加をし、総額を2億6,709万9,000円とし、資本的収入及び支出については、既定の収入支出予算にそれぞれ100万円を追加をし、収入予算の総額を2億4,378万2,000円、支出予算の総額を3億399万1,000円とするものであります。

詳細につきましては、審議の過程におきまして関係者から説明させますので、よろしくお願いをいたします。

議 長 質疑を行います。

質疑はありませんか。

3 番 尾形 私から、7ページ、管路建設改良ということで工事請負費100万とあります。日本全国いろんな箇所で、今、老朽化で下水管ということで、災害も起きている箇所がありました。なかなか下水管というのは見えづらいところが多くありますので、最上町でも老朽化が進んでいるのかなという心配がありますけれども、その辺の検査及びチェック体制について、今、どのような形で、1週間に1遍とか、例えば1か月に1遍とか、チェックをどういう形で行っているのかお伺いしたいと思います。

建設水道課 長 ただいま尾形議員のご質問にお答えします。

ページ、7ページの工事請負費でございますが、こちらの内容については、実際は公共污水ますの設置の部分の工事費となってございますので、ただいま尾形議員からいただいた質問、老朽化に伴った点検の状況ということでお答えしたいと思います。

実は、1ページ戻って5ページのほうに、営業費用の中に委託料40万円を計上してございます。こちらにつきましては、埼玉県八潮市の下水道の陥没事故をきっかけに、国のはうでもいよいよ公共インフラの点検という部分に力を入れてきてございます。国からの通達の中で、下水道管の劣化度が高い部分、考えられる部分を点検しなさいということで、今回下水処理場から約100メートルほどの管路の点検をこの40万円で行ってまいります。下水道の管路自体、全長で29キロほどございます。これ点検を全部一気にということはできませんので、通常5年に1遍とか、そういった部分で点検をしなさいというような国からの指導はありますけれども、今現時点では、今回初めて、その40万円を使った下水

道の点検のほうをさせていただきます。

今後、劣化のひどい部分については維持管理の中で点検しつつ、あとはコンサル等の点検作業のほう、そういう部分も念頭に入れながら、陥没等、事故等がないようにしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

3番 尾形 延長で29キロほどあるということですけれども、一番最初に改良工事が始まつた年数は幾らからでしたか、分かりますか。

建設水道課 長 下水道事業の一番初めの開始年度ということで、工事自体は、私の記憶ですと平成7年からだと記憶してございます。供用開始については平成13年から供用開始してございますので、現在では24年ですか、経過していることになってございます。

下水道の管路の耐用年数につきましては、水道と違って50年となってございます。そういう法定耐用年数ですので、50年もつかと言われば60年もつかもしれないですし、そこは40年になるかもしれないんですが、そういう部分を含めて、今後調査等をして、古い部分から更新というような部分も出てきますけれども、検討してまいりたと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長 ほかに質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。
討論を行います。
討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論はないものと認め、討論を終わります。
本案を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。
したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

- 議 長　日程第23　報告第3号　令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。
- 町長に説明を求めます。
- 町 長　報告第3号　令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきまして提案理由をご説明を申し上げます。
- この制度は、平成19年度の決算から地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、全ての自治体が決算の数値を基に自らの健全化判断比率と資金不足比率を算定をし、監査委員の審査を経た後に議会に報告をし、公表が義務付けられております。また、健全化判断比率が早期健全化基準を超えた場合は、財政健全化計画の策定が義務づけられることとなっております。
- 今般、令和6年度決算に基づいた本町の健全化判断比率及び資金不足比率につきまして、それぞれの算定基準及び算定の基礎となる事項を記した書類を提示し、監査委員に説明を申し上げ、審査を受けました上で、別紙のとおり審査の意見書を頂きました。
- 同法第3条による健全化判断比率の状況につきましては、実質赤字となった会計がないことから、実質赤字比率及び連結実質赤字比率ともに数値が表れない結果となりました。実質公債費比率につきましては、昨年報告いたしました数値10.7%から11.2%と0.5ポイント上昇をしております。この要因につきましては、算定における分母について、標準財政規模について町民税の減少により減少し、分子については公債費支出が平成27年度から増加に転じており、公債費に充当する一般財源も増えてきたことによる結果と分析をしております。
- 一方、負債等の残高の割合に当たる将来負担比率につきましては、昨年の26.8%を下回る25.0%となりました。将来負担比率が前年を下回った要因としては、将来負担比率を算定する中において、分母を構成する充当可能基金の残高について1,895万5,000円減少したものの、分子を構成をする一般会計の地方債の現在高が前年差4億2,214万円減少したこと、特別会計における地方債残高も減少し、町全体の地方債残高が減少していることによって比率が改善したものであります。
- 昨年の7月豪雨災害の復旧を進めるとともに、災害から町民の生命、財産をしっかりと守り、財政基盤をより強固なものとするべく、財政調整基金等への積極的な積み戻しを実行してまいります。
- 次に、法第22条による各公営企業会計における資金不足比率の状況でございますが、各公営企業会計ともに資金不足には当てはまらず、比率としては数値に表れない結果となっております。
- 以上、報告させていただいたそれぞれの比率のうち、実質公債費比率及び将来

負担比率については、主に公債費負担の状況を示す指標であることから、地方債の残高が増え続けることのないよう、今後の財政運営にはなお一層の効率化を目指すとともに、財政の健全化に努めてまいる決意を申し添え、法の規定による報告とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げたいと思います。

議長 報告第3号に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。
これで報告第3号の件の報告を終わります。

散会

議長 お諮りします。
以上で本日の日程は全部終了しました。
本日の会議はこれまでとし、会議規則第24条第1項の規定により、これで散会したいと思います。
これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
お諮りします。
明日9月11日から9月18日までの8日間を決算特別委員会審査のため休会したいと思います。
これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、9月11日から9月18日までの8日間を休会とすることに決定しました。
なお、9月19日は午後1時30分に本会議を開きますので、ご参集をお願いします。

大変ご苦労さまでした。

散会 15時13分

令和 7 年 9 月 19 日（金）開議

（第 3 日）

令和7年9月定例会会議録

令和7年9月19日 金曜日 午後1時30分開議

出席議員（10名）

1番	宮本 浩	6番	須貝 康幸
2番	栗林 浩子	7番	佐藤 義男
3番	尾形 勝雄	8番	山崎 香菜子
4番	佐藤 正市	9番	佐澤 浩
5番	菅 孝	10番	伊藤 一雄

欠席議員

なし

出席要求による出席者職氏名

町長	高橋 重美	建設水道課長	奈良寿仁
副町長	伊藤 勝	農林振興課長兼農業委員会事務局長	野口勝世
教育長	笠原 正三	ウエルネスプラザ総括管理監兼最上病院事務長兼介護老人保健施設事務長兼認知症対応型共同生活介護施設事務長	五十嵐 浩一
会計管理者兼会計課長	高橋 浩康	産業振興管理監兼商工観光課長兼エネルギー産業推進室長兼産業振興センター長	板垣 誠弘
総務企画課長	阿部 剛	教育文化課長	板垣 由紀子
政策調整主幹兼危機管理主幹	奥山 浩	こども支援課長兼こども家庭センター長	高橋 喜代美
町民税務課長	吉田 徹	代表監査委員	金田 勝雄
健康福祉課長	菅 智子		

事務局出席者職氏名

事務局長

金田敏幸

庶務係
(専門員)

齊藤博幸

令和7年9月最上町議会定例会議事日程（第3号）
第11日 令和7年9月19日（金）午後1時30分開議

（所管事務調査の報告）

日程第 1 総務文教常任委員会 「人口減少における、持続可能な町づくり」について
日程第 2 産業厚生常任委員会 「エネルギーの利活用と環境に優しいまちづくり」について

（決算特別委員長報告と採決）

日程第 3 認定第 1号 令和6年度最上町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 4 認定第 2号 令和6年度最上町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 5 認定第 3号 令和6年度最上町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 6 認定第 4号 令和6年度最上町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 7 認定第 5号 令和6年度最上町立最上病院事業特別会計収入支出決算の認定について
日程第 8 認定第 6号 令和6年度最上町介護老人保健施設事業特別会計収入支出決算の認定について
日程第 9 認定第 7号 令和6年度最上町水道事業特別会計収入支出決算の認定について
日程第 10 認定第 8号 令和6年度最上町瀬見温泉管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 11 認定第 9号 令和6年度最上町下水道事業特別会計収入支出決算の認定について

開 議

議長 大変ご苦労さまです。
ただいまの出席議員は全員であります。
定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

所管事務調査の報告

議長 日程第1 「人口減少における、持続可能な町づくり」についてを議題とします。
総務文教常任委員会委員長に報告を求めます。

総務文教常任委員長 それでは、私のほうから、今回の新しい所管事務調査の立ち上げということ
で、「人口減少における、持続可能な町づくり」についてというテーマで、目的
は、現在最上町の人口は7,222人、世帯総数2,722世帯、令和7年8月
31日現在となっています。

さらに、年々加速的に人口減少が続いている。このことは最上町だけの問題
だけではなく、東京都など一部の都市を除く日本全体の問題でもあります。

このことを注視し、総務文教常任委員会では今後、最上町の行政の在り方につ
いて、どうしたら賢く縮むことができるかを調査、研究するものであります。

このことについて、会議規則第74条により、閉会中の継続調査ができますよ
うによろしくお願ひ申し上げます。

令和7年9月19日。

総務文教常任委員長、菅孝。

よろしくお願ひします。

議長 委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

(な し の 声)

議長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。
総務文教常任委員会における所管事務調査については、報告のとおりとしま
す。
総務文教常任委員長から所管事務調査について、会議規則第74条の規定によ
り、閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、総務文教常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長 日程第2 「エネルギーの利活用と環境に優しいまちづくり」についてを議題とします。

産業厚生常任委員会委員長に報告を求めます。

産業厚生常任委員長 私から、このたび産業厚生常任委員会で起こしました所管事務調査、「エネルギーの利活用と環境に優しいまちづくり」について、ご報告いたします

調査の趣旨としましては、バイオマス産業都市、ゼロカーボンシティを宣言した町として、さらなるエネルギーの地産地消による産業振興や、環境に優しいまちづくりの実現に向けて、調査研究するものであります。

本会議の会期中に調査を終えることができないため、会議規則第74条の規定により、閉会中も調査できますようお願い申し上げ、報告といたします。

議長 委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。

産業厚生常任委員会における所管事務調査については、報告のとおりとします。

産業厚生常任委員長から所管事務調査について、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、産業厚生常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

決算特別委員長報告と採決

議長 決算特別委員長報告と採決を行います。

日程第3 認定第1号 令和6年度最上町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第11 認定第9号 令和6年度最上町下水道事業特別会計収入支出決算の認定についてまでの9議案を一括して議題とします。

決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長報告。

委員長 認定第1号から認定第9号までの全9議案を、9月11日から17日まで慎重かつ活発な質疑応答がありました。また、回数として200回ほどの質疑が交わされました。応答では、財政に対しての質疑があり、財政の危機感を感じながら町政を進めていかなくてはならないという強い発言がありました。

今後、町補助金や交付金の在り方にも深く議論が及び、見直しなどの対応を考慮しなくてはならない時期に来ているという考え方も示されました。

また、令和6年7月の豪雨災害の復興に対しては、進捗状況の説明や今後の進め方などのきめの細かい質疑となりました。町民が生命、財産の安心感を得られるような迅速な対応と、単なる復旧工事でなく、さらなる危機に備えた強固なものにしなければならないといった議論が交わされました。

今後の自主財源の確保といったところでは、ふるさと納税の質疑がありました。主要な品目の一つである米ですが、昨年からの品薄感から、今年度の納税品目、米の確保が堅いとの認識から、令和6年度実績が106トンであったところ、令和7年度は何とか130トンの確保を目指すとの力強い方針が示されました。

さらに、米や農作物に関連しますが、連日ニュースで見かける熊、イノシシといった鳥獣被害と、これに対応した政策の重要性も大きな問題として議論され、国・県のさらなる支援策と併せ、町、独自の対策の強化と、支援策や要望が質疑されました。さらに、最近では人命をも脅かす事態となっており、このことも大きな議論となりました。

また、道の駅の経済効果やスキー場のインバウンドに対する滞在型観光の在り方、JRバスやレインボーバスなどの地域公共交通、子どもたちの学校での学習や部活動の様子、さらにクラブ活動への支援の在り方などなど、活発な質疑がありました。

特別会計では、最上町立病院の老朽化に対応した支援や、病床数の確保と病院経営のバランスなど、深く質疑されました。

さらに、ウエストラインの早期実現と、災害で47号線が交通止めになり、最上町が孤立する事態への対応も緊急を要する事案であり、併せて、国・県への強い要望を必要とすることも、町長、執行部と共有することで強く進めていくといった確認もありました。

今回の決算特別委員会で審議された議論が、町民の幸せのために次年度の予算編成に反映されますことを願います。

最後に、全9議案、全員賛成をもって認定すべきものと決したことをご報告いたします。

決算特別委員会委員長、菅孝。

議 長 決算特別委員長報告に対して、一括して質疑を行います。
質疑はありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。
これから、認定第1号の討論を行います。
討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。
認定第1号 令和6年度最上町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。
この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 起立全員であります。
したがって、認定第1号は認定することに決定しました。

議 長 認定第2号の討論を行います。
討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論はないものと認め、討論を終わります。
認定第2号 令和6年度最上町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。
この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(賛 成 者 挙 手)

議長 挙手全員であります。
したがって、認定第2号は認定することに決定しました。

議長 認定第3号の討論を行います。
討論はありませんか。

(な し の 声)

議長 討論はないものと認め、討論を終わります。
認定第3号 令和6年度最上町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。
この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(賛 成 者 挙 手)

議長 挙手全員であります。
したがって、認定第3号は認定することに決定しました。

議長 認定第4号の討論を行います。
討論はありませんか。

(な し の 声)

議長 討論はないものと認め、討論を終わります。
認定第4号 令和6年度最上町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。
この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(賛 成 者 挙 手)

議長　　举手全員であります。
したがって、認定第4号は認定することに決定しました。

議長　　認定第5号の討論を行います。
討論はありませんか。

(なしの声)

議長　　討論はないものと認め、討論を終わります。
認定第5号 令和6年度最上町立最上病院事業特別会計収入支出決算の認定についてを採決します。
この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は举手願います。

(賛成者举手)

議長　　举手全員であります。
したがって、認定第5号は認定することに決定しました。

議長　　認定第6号の討論を行います。
討論はありませんか。

(なしの声)

議長　　討論はないものと認め、討論を終わります。
認定第6号 令和6年度最上町介護老人保健施設事業特別会計収入支出決算の認定についてを採決します。
この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は举手願います。

(賛成者举手)

議長　　举手全員であります。
したがって、認定第6号は認定することに決定しました。

議長　　認定第7号の討論を行います。
討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論はないものと認め、討論を終わります。
認定第7号 令和6年度最上町水道事業特別会計収入支出決算の認定について
を採決します。
この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(賛 成 者 挙 手)

議長 挙手全員であります。
したがって、認定第7号は認定することに決定しました。

議長 認定第8号の討論を行います。
討論はありませんか。

(な し の 声)

議長 討論はないものと認め、討論を終わります。
認定第8号 令和6年度最上町瀬見温泉管理事業特別会計歳入歳出決算の認定
についてを採決します。
この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(賛 成 者 挙 手)

議長 挙手全員であります。
したがって、認定第8号は認定することに決定しました。

議長 認定第9号の討論を行います。
討論はありませんか。

(な し の 声)

議長 討論はないものと認め、討論を終わります。
認定第9号 令和6年度最上町下水道事業特別会計収入支出決算の認定につい
てを採決します。
この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

議長 起立全員であります。
したがって、認定第9号は認定することに決定しました。

閉会

議長 これで本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。
よって、令和7年9月最上町議会定例会を閉会します。
大変ご苦労さまでした。

閉会 13時52分

上記会議録は、書記の記載したものであるが、その内容において正確なことを認め
署名する。

令和 年 月 日

議 長

会議録署名議員

会議録署名議員